

第四百十二回国会

参議院地方行政・警察委员会會議録第五号

平成十年三月二十六日(木曜日)

午後零時十分開会

委員の異動

三月十二日

辞任 小山 峰男君

補欠選任 北澤 俊美君

三月十三日

辞任 芦尾 長司君

補欠選任 井上 吉夫君

田村 公平君

青木 幹雄君

常田 享詳君

下稻葉耕吉君

長谷川道郎君

鈴木 省吾君

依田 智治君

大木 浩君

北澤 俊美君

小山 峰男君

三月十六日

辞任 青木 幹雄君

補欠選任 田村 公平君

井上 吉夫君

芦尾 長司君

三月十九日

辞任 田村 公平君

補欠選任 西田 吉宏君

小山 峰男君

釘宮 磐君

三月二十日

辞任 西田 吉宏君

補欠選任 田村 公平君

釘宮 磐君

小山 峰男君

三月二十三日

辞任 小山 峰男君

補欠選任 北澤 俊美君

三月二十四日

辞任 北澤 俊美君

補欠選任 小山 峰男君

三月二十五日

第三部 地方行政・警察委员会會議録第五号

平成十年三月二十六日【参議院】

出席者は左のとおり。

大木 浩君
下稻葉耕吉君

補欠選任 岩永 浩美君
三浦 一水君

委員長 久世 公義君
理事 松村 龍二君

藁科 満治君

委員 朝日 俊弘君
有働 正治君
高橋 令則君

岩永 浩美君
岡野 裕君
田村 公平君
谷川 秀善君
三浦 一水君
小山 峰男君
渡辺 四郎君
山口 哲夫君
岩瀬 良三君

委員 岩永 浩美君
岡野 裕君
田村 公平君
谷川 秀善君
三浦 一水君
小山 峰男君
渡辺 四郎君
山口 哲夫君
岩瀬 良三君

委員 岩永 浩美君
岡野 裕君
田村 公平君
谷川 秀善君
三浦 一水君
小山 峰男君
渡辺 四郎君
山口 哲夫君
岩瀬 良三君

委員 岩永 浩美君
岡野 裕君
田村 公平君
谷川 秀善君
三浦 一水君
小山 峰男君
渡辺 四郎君
山口 哲夫君
岩瀬 良三君

委員 岩永 浩美君
岡野 裕君
田村 公平君
谷川 秀善君
三浦 一水君
小山 峰男君
渡辺 四郎君
山口 哲夫君
岩瀬 良三君

委員 岩永 浩美君
岡野 裕君
田村 公平君
谷川 秀善君
三浦 一水君
小山 峰男君
渡辺 四郎君
山口 哲夫君
岩瀬 良三君

○地方行政、選挙、消防、警察、交通安全及び海

上保安等に関する調査

(平成十年度の地方財政計画に関する件)

○地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藁科満治君) ただいまから地方行政・警察委员会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十三日、常田享詳君、依田智治君及び長谷川道郎君が委員を辞任され、その補欠として下稻葉耕吉君、大木浩君及び鈴木省吾君が選任されました。

また、昨二十五日、大木浩君及び下稻葉耕吉君が委員を辞任され、その補欠として岩永浩美君及び三浦一水君が選任されました。

○委員長(藁科満治君) 地方行政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査を議題といたします。

平成十年度の地方財政計画について、政府から説明を聴取いたします。上杉自治大臣。

○国務大臣(上杉光弘君) 平成十年度の地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

平成十年度においては、当面の経済状況等を踏まえ、所得税及び個人住民税の特別減税が実施されることに伴う影響を補てんするほか、財政構造改革の推進に関する特別措置法等を踏まえ、歳出面において経費全般にわたる徹底した節減合理化により地方一般歳出を抑制し、歳入面においては地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本としております。

以下、平成十年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

第一に、地方税については、個人住民税において特別減税を実施するほか、法人事業税の税率の引き下げ、土地等の譲渡益に係る個人住民税の税率等の見直し、特別土地保有税における三大都市圏の特定市の免税の特例制度の廃止等の措置を講じるとともに、地方分権の推進の観点から地方団体の課税自主権の拡充を図るため所要の見直しを行うほか、自動車取得税及び軽油引取税の税率等の特例措置の適用期限を延長するとともに、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講じることとしております。

第二に、地方財政の運営に支障が生じることのないようにするため、所得税及び個人住民税の特別減税に伴う影響額について地方交付税の増額及び減税補てん債の発行により補てんするとともに、それ以外の地方財源不足見込み額についても、地方交付税の増額及び建設地方債の発行により補てんすることとしております。

第三に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、自主的、主体的な活力ある地域づくり、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安全な町づくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域、中心市街地の活性化等を図るため、地方単独事業費の確保等所要の措置を講じることとしております。

第四に、地方行政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行うとともに、国庫補助負担金について補助負担基準の改善を進めることとしております。

以上の方針のもとに平成十年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十七兆九百六十四億円で、前年度と同程度度となっており、公債費を除く地方一般歳出は七十三兆三千六百二十五億円で、前年度に比べて一兆一千

五百六十七億円、一・六％の減となっております。
以上が平成十年度の地方財政計画の概要であります。

○委員長(藤科清治君) 次に、補足説明を聴取いたします。二橋財政局長。

○政府委員(二橋正弘君) 平成十年度の地方財政計画につきましては、ただいま自治大臣から御説明いたしましたとおりであります。なお若干の点につきまして御説明いたします。

地方財政計画の規模は八十七兆九百六十四億円で、前年度と同程度となっております。公債費等を除く地方一般歳出は七十三兆三千六百二十五億円で、前年度に比べて一兆一千五百六十七億円、一・六％の減少となっております。

まず、歳入について御説明いたします。

地方税の収入見込み額は、道府県税十七兆四千四百五十四億円、市町村税二十一兆二百九十八億円、合せて三十八兆四千七百五十二億円で、前年度に比し一兆四千六百九十九億円、三・九％の増加となっております。

また、前年度に比し道府県税は一兆三千七百四十億円、八・五％増加し、市町村税は八百六十九億円、〇・四％増加しております。

地方譲与税の収入見込み額は、総額六千十億円で、前年度に比し四千七百二十三億円、四四・〇％の減少となっております。

次に、地方交付税につきましては、平成十年度の所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額の合計額十五兆五千七百二十億円で、地方交付税法附則第四条の二第三項の規定に基づき加算額二千九百九十一億円、国負担借入金等の利子負担額六百九十九億円及びたばこ特別税関係特別措置額二百億円を加算した額に、返還金四億四千万円、交付税特別会計における資金運用部からの借入金一兆九千四百五十七億円及び同特別会計における剰余金二千億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払い額四千九百七十四億円を控除した額十七兆五千八百八十九億円を計上いたしました。結果、前年度に比し三千九百十三億円、二・三％の増

加となっております。

国庫支出金は総額十二兆九千八百二十三億円で、前年度に比し二千七百六十六億円、二・一％の減少となっております。

次に、地方債につきましては、個人住民税の減税による影響額に対処するための地方債を含め、普通会計分の地方債発行予定額は十一兆三百億円で、前年度に比し一兆九百八十五億円、九・一％の減少となっております。

なお、地方債計画全体の規模は十六兆九百四十億円で、前年度に比し一兆二千七百七十九億円、七・三％の減少となっております。

また、使用料及び手数料並びに雑収入につきましては、最近における実績等を勘案した額を計上いたしております。

以上の結果、地方税、地方譲与税及び地方交付税を合わせた一般財源の合計額は五十六兆五千九百五十一億円となり、歳入全体に占める割合は六五・〇％となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、給与関係経費についてであります。総額は二十三兆四千六百九十九億円で、前年度に比し二千六億円、〇・九％の増加となっております。職員数につきましては、義務教育諸学校及び公立高等学校の教職員について、児童生徒数の減少や財政構造改革の推進に関する特別措置法による配置改善計画の延長等に伴う減員を見込んでいます。ほか、一般職員について、国家公務員の定員削減方針に準じて定員削減を行うとともに、介護保険制度の準備に必要な職員や福祉、保健等の関係職員について所要の増員を見込み、全体で一万二千九百二十七人の減員を見込んでおります。

次に、一般行政経費につきましては総額十八兆五千六百二十二億円で、前年度に比し五千二百二十六億円、二・九％の増加となっております。このうち国庫補助負担金を伴うものは八兆二千七百七十九億円で、前年度に比し二千八百七十億円、三・六％の増加となっております。国庫補助負担金を伴わないものは十兆二千三百四十三億円で、前年度に比し

二千三百五十六億円、二・四％の増加となっております。この中で、国土保全対策に要する経費及び中心市街地再活性化対策に要する経費を新たに計上いたしております。

また、少子・高齢化の進展等に対応した福祉施策の一層の充実を図るため社会福祉系統経費を充実するほか、行革関連経費、私学の経費助成に要する経費、環境保全対策に要する経費、国際化推進対策に要する経費、地域情報基盤整備対策に要する経費、ふるさとづくり事業に要する経費、農山漁村ふるさと事業に要する経費、農山漁村対策及び森林・山村対策に要する経費、地域文化振興対策に要する経費、地域スポーツ振興対策に要する経費、地域産業創造対策に要する経費、防災対策強化に要する経費、災害等年度途中における追加財政需要に対する財源等を計上いたしております。

公債費は総額十兆四千八百四十億円で、前年度に比し八千四百三十七億円、八・八％の増加となっております。

維持補修費は総額九千七百二十八億円で、前年度に比し百十五億円、一・二％の増加となっております。

投資的経費は総額二十九兆二千八百八十三億円で、前年度に比し一兆八千五百九十九億円、六・〇％の減少となっております。このうち直轄・補助事業につきましても九兆九千八百八十三億円で、前年度に比し一兆五百九十九億円、九・六％の減少となっております。

地方単独事業につきましては、地方分権の進展に伴う地方団体の役割の増大、地域の活性化や住民に身近な社会資本整備の必要性、国の公共事業等における補助対象の重点化や採択基準の引き上げ、地域経済への影響等も勘案して、前年度に比し八千億円、四・〇％の減少の十九兆三千億円を確保し、国土保全対策事業及び中心市街地再活性化対策事業を創設するとともに、ふるさとづくり事業、地方特定道路やふるさと農道・林道の整備、災害に強い安全な町づくり、高齢者保健福祉の向

上を図るための町づくりなど、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要事業を重点的、計画的に推進することとしております。

公営企業繰り出し金につきましては、地方公営企業の経営基盤の強化、上下水道、交通、病院等生活関連社会資本の整備の推進等に配意し、総額三兆一千五百八十二億円を計上いたしております。このうち企業債償還費普通会計負担分は一兆九千九百九十九億円で、前年度に比し七百九十八億円、四・四％の増加となっております。

最後に、地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費については、税収入の状況等を勘案して所要額を計上いたしております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(藤科清治君) 以上で説明の聴取は終わりました。

○委員(藤科清治君) 次に、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。上杉自治大臣。

○國務大臣(上杉光弘君) ただいま議題となりました両案につきまして御説明申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の軽減及び合理化等を図るため、法人事業税の税率の引き下げ、個人住民税の土地課税課税の見直し、三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税の特例措置の廃止等の措置を講じるほか、地方分権を推進する観点から地方団体の課税自主権を拡充するための所要の見直しを行うとともに、帳簿書類の保存方法等の特例の創設、非課税等特別措置の整理合理化等を行い、あわせて国有資産等所在市町村交付金に係る交付対象の

見直しを行う等所要の改正を行う必要があります。
以上がこの法律案を提案いたします理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得については、特別控除後の譲渡益が八千円を超える部分に係る税率を引き下げるなど土地譲渡益課税を軽減することとしております。また、介護、教育等の諸出費のかさむ家庭の税負担に配慮するため、特定扶養親族に係る扶養控除額や特別障害者に係る障害者控除額などをそれぞれ二万円引き上げる措置を講じるほか、低所得者層の税負担に配慮するため、所得割の非課税限度額を引き上げることとしております。

その二は、事業税についての改正であります。法人の事業税につきましては、法人税における所得の計算方法の見直し等を踏まえ、普通法人に係る年八百万円を超える所得及び清算所得に適用される税率を一律に引き下げるとともに、軽減税率の適用所得の範囲を拡大する等の措置を講じることとしております。なお、この改正につきましては、平成十年四月一日以後に開始する事業年度及び同日以後の解散または合併による清算所得について適用することとしてしております。

その三は、固定資産税についての改正であります。固定資産税につきましては、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を延長する等の措置を講じることとしております。

その四は、特別土地保有税についての改正であります。

特別土地保有税につきましては、市街化区域内に所在する土地で取得後十年を経過したものを課税対象から除外するとともに、三大都市圏の特定市における免税の特例措置を廃止することとしております。

また、地価の下落を勘案して課税標準である土地の取得価額を修正する制度や、恒久的な建物等の用に供する予定の土地についての徴収猶予及び納税義務の免除の制度を創設する等の措置を講じることとしております。

その五は、自動車取得税及び軽油引取税についての改正であります。

自動車取得税及び軽油引取税につきましては、地方道路財源の確保を図るため、自動車取得税の軽自動車以外の自家用自動車に係る税率等の特例措置及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を平成十五年三月三十一日まで延長する等の措置を講じることとしております。

このほか、地方分権を推進する観点から、地方団体の課税自主権の拡充を図るため、標準税率を採用しない場合における国への事前届け出等を廃止するとともに、個人の市町村民税の制限税率を廃止する等の措置を講じることとしてしております。また、電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類につきましては、地方団体の長の承認を受けた場合には、電磁的記録等による備えつけまたは保存ができることとしてしております。

第二は、国有資産等所在市町村交付金法の改正に関する事項であります。

市町村交付金につきましては、自衛隊飛行場または米軍飛行場のうち空港の機能を果たすものにおいて国が整備し、専ら一般公衆の利用に供する固定資産を交付対象とすることとしてしております。

以上が地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、交付税特別会計における借入金

の償還方法を変更するとともに、平成十年度分の地方交付税の総額について特例措置を講ずるほか、平成十年度から平成十九年度までの各年度における一般会計から交付税特別会計への繰り入れに関する特例等を改正する必要があります。また、同特別会計における平成十一年度及び平成十二年度の借入金に係る一般会計から同特別会計への繰り入れ並びに同特別会計における借入金等に係る利子の繰り入れに関する特例を設けることとし、あわせて各種の制度改正に伴って必要となる行政経費及び地方団体の行政水準の向上のため必要となる経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

まず、平成十年度分の地方交付税の総額につきましては、交付税特別会計における借入金の償還方法を変更するとともに、地方交付税法第六条第二項の額に、平成十年度における加算額三千億円、交付税特別会計借入金一兆九千四百五十六億八千万円及び同特別会計における剰余金二千億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払い額四千九百七十三億八千万円を控除した額とすることとしております。

また、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の償還方法を変更するとともに、平成十一年度及び平成十二年度における借入金の増加額に係る同特別会計への繰り入れ並びに平成十一年度から平成二十四年度までの間における同特別会計における借入金等に係る利子の繰り入れに関する特例を設けることとしております。

次に、平成十年度分の普通交付税の算定につきましても、自主的、主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、災害に強い安全な町づく

り、震災対策の推進等に要する経費、総合的な地域福祉施策の充実等に要する経費、道路、街路、公園、下水道、社会福祉施設、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善、義務教育施設の整備、私学助成の充実、生涯学習の推進等教育施策に要する経費、国土保全対策、農山漁村地域の活性化、農山漁村対策、森林・山村対策等に要する経費、中心市街地再活性化対策に要する経費、自然環境の保全、廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、地域社会における国際化、情報化への対応、文化、スポーツの振興に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費、国民健康保険財政についてその安定化のための措置等に要する経費及び地方団体の行政改革、人材育成の推進に要する経費の財源等を措置することとしております。

また、地方消費税が施行初年度であることによる影響に対処するため平成九年度において特別に起こすことができることとした地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入するため、臨時税収補てん償還費を設けることとしております。

さらに、基準財政収入額の算定方法について、平成十年度における道府県民税及び市町村民税の特別減税による減収額を加算することとする特例を設けることとしております。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(斎藤清) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終了いたしました。

なお、地方税法等の一部を改正する法律案に対する政府委員からの補足説明につきましては、理事会で協議いたしました結果、説明の聴取は行わず、今日の会議録に掲載することとしたいたしました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

第三部 地方行政・警察委員会会議録第五号

平成十年三月二十六日【参議院】

三

〔参照〕

地方税法等の一部を改正する法律案の補足説明
ただいま説明されました地方税法等の一部を改正する法律案の主な内容につきまして、お配りしております新旧対照条文により補足して御説明申し上げます。

まず、総則の改正であります。

第二十二條の改正は、秘密漏えいに関する罪の罰金額を三十万円以下に引き上げようとするものであります。

道府県民税の改正であります。

第二十九條から第三十一條までの改正は、納税管理人について、道府県知事の承認を得た場合には、条例で定める地域外に住所等を有する者を納税管理人として定めることができることとするに、法人等の道府県民税の徴収の確保に支障がないものとして道府県知事が認定した場合に、納税管理人を定めることを要しないものとするほか、所要の規定の整備を行うこととするものであります。

第三十四條の改正は、特定扶養親族に係る扶養控除額、特別障害者に係る障害者控除額並びに同居特別障害者に係る配偶者控除額及び扶養控除額をそれぞれ二万円ずつ引き上げようとするものであります。

第三十五條の改正は、道府県が標準税率と異なる税率で道府県民税所得割を課する場合の自治大臣への事前届出を廃止しようとするものであります。

第五十三條の改正は、租税特別措置法の改正に伴い、法人の道府県民税の繰越控除について所要の規定の整備を行うこととするものであります。

次は、事業税の改正であります。

第七十二條の九から第七十二條の十一までの改正は、納税管理人について、道府県知事の承認を得た場合には、条例で定める地域外に住所等を有する者を納税管理人として定めることができることとするに、事業税の徴収の確保に支障がないものとして道府県知事が認定した場合に、納税管理人を定めることを要しないものとするほか、所要の規定の整備を行うこととするものであります。

第七十二條の十四の改正は、租税特別措置法の改正に伴い、法人の事業税の課税標準の算定の方法について、所要の規定の整備を行うこととするものであります。

第七十二條の十七の改正は、租税特別措置法の改正に伴い、個人の事業税の課税標準の算定の方法について、所要の規定の整備を行うこととするものであります。

第七十二條の二十二の改正は、法人税における所得の計算方法の見直し等を踏まえ、事業税の標準税率を引き下げるとともに、軽減税率の適用所得の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであります。なお、この改正につきましては、平成十年四月一日以後に開始する事業年度の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用することといたしております。

第七十二條の二十五及び第七十二條の二十六の改正は、事業税の納税管理人に係る規定の改正に伴い、法人の事業税の申告納付について、所要の規定の整備を行うこととするものであります。

第七十二條の四十八の改正は、軽減税率の適用所得の範囲の拡大に伴い、二以上の道府県において事務所又は事業所を

設けて事業を行う法人の申告納付について、所要の規定の整備を行うこととするものであります。

不動産取得税の改正であります。

第七十三條の四の改正は、新エネルギー・産業技術総合開発機構の石炭鉱害賠償等臨時措置法に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置の対象範囲から復旧不適農地の買入れにより取得する不動産等の取得を除外し、また、地域振興整備公団の業務の用に供する不動産に係る非課税措置の対象について、工業集積地域からの工場移転に係る跡地の買取りの用に供する不動産及び地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律に規定する業務の用に供する不動産の取得を除外するとともに中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する業務の用に供する一定の不動産に係る非課税措置を講じようとするものであります。

第七十三條の六の改正は、土地区画整理事業の施行に伴う保留地の取得に対する非課税措置の対象に、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する保留地の取得を追加しようとするものであります。

第七十三條の十から第七十三條の十二までの改正は、納税管理人について、道府県知事の承認を得た場合には、条例で定める地域外に住所等を有する者を納税管理人として定めることができることとするに、不動産取得税の徴収の確保に支障がないものとして道府県知事が認定した場合には、納税管理人を定めることを要しないものとするほか、所要の規定の整備を行うこととするものであります。

特別地方消費税の改正であります。

第二百二十九條の改正は、特別徴収義務者の帳簿書類について、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムにより保存させることができるようにするものであります。

自動車税の改正であります。

第一百五十七條から第一百五十九條までの

認定した場合には、納税管理人を定めることを要しないものとするほか、所要の規定の整備を行うこととするものであります。

第七十三條の十四の改正は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設を取得した場合について、課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

第七十三條の十五の改正は、道府県が標準税率を超える税率で課税する場合の自治大臣への事前届出を廃止しようとするものであります。

第七十三條の二十七の六の改正は、農地売買等事業に係る不動産取得税の納税義務の免除等について、長期貸付農地保有合理化事業の導入に伴い所要の規定の整備を行うこととするものであります。

ゴルフ場利用税の改正であります。

第七十九條から第八十一條までの改正は、納税管理人について、道府県知事の承認を得た場合には、条例で定める地域外に住所等を有する者を納税管理人として定めることができることとするに、ゴルフ場利用税の徴収の確保に支障がないものとして道府県知事が認定した場合に、納税管理人を定めることを要しないものとするほか、所要の規定の整備を行うこととするものであります。

特別地方消費税の改正であります。

第二百二十九條の改正は、特別徴収義務者の帳簿書類について、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムにより保存させることができるようにするものであります。

改正は、納税管理人について、道府県知事の承認を得た場合には、条例で定める地域外に住所等を有する者を納税管理人として定めることができることとする。同時に、自動車税の徴収の確保に支障がないものとして道府県知事が認定した場合に、納税管理人を定めることを要しないものとする。所定の規定の整備を行おうとするものである。

次は、
二百九十九条から第二百九十一条の二までの改正は、納税管理人について、道府県知事の承認を得た場合には、条例で定める地域外に住所等を有する者を納税管理人として定めることができることとする。同時に、自動車税の徴収の確保に支障がないものとして道府県知事が認定した場合に、納税管理人を定めることを要しないものとする。所定の規定の整備を行おうとするものである。

次は、
道府県法外普通税の改正であります。第二百六十六條から第二百六十八條までの改正は、納税管理人について、道府県知事の承認を得た場合には、条例で定める地域外に住所等を有する者を納税管理人として定めることができることとする。同時に、道府県法外普通税の徴収の確保に支障がないものとして道府県知事が認定した場合に、納税管理人を定めることを要しないものとする。所定の規定の整備を行おうとするものである。

次は、
道府県法外普通税の改正であります。第二百六十六條から第二百六十八條までの改正は、納税管理人について、道府県知事の承認を得た場合には、条例で定める地域外に住所等を有する者を納税管理人として定めることができることとする。同時に、道府県法外普通税の徴収の確保に支障がないものとして道府県知事が認定した場合に、納税管理人を定めることを要しないものとする。所定の規定の整備を行おうとするものである。

次は、
市町村民税の改正であります。第二百三十三條から第二百三十一條までの改正は、納税管理人について、市町村長の承認を得た場合には、条例で定める地域外に住所等を有する者を納税管理人として定めることができることとする。同時に、市町村民税の徴収の確保に支障がないものとして市町村長が認定した場合に、納税管理人を定めることを要しないものとする。所定の規定の整備を行おうとするものである。

次は、
市町村民税の改正であります。第二百三十三條から第二百三十一條までの改正は、納税管理人について、市町村長の承認を得た場合には、条例で定める地域外に住所等を有する者を納税管理人として定めることができることとする。同時に、市町村民税の徴収の確保に支障がないものとして市町村長が認定した場合に、納税管理人を定めることを要しないものとする。所定の規定の整備を行おうとするものである。

いものとして市町村長が認定した場合には、納税管理人を定めることを要しないものとする。所定の規定の整備を行おうとするものである。

第二百四十條の改正は、個人の市町村民税均等割の制限税率を廃止しようとするものである。

第二百四十四條の二の改正は、特定扶養親族に係る扶養控除額、特別障害者に係る障害者控除額及び扶養控除額をそれぞれ二万円ずつ引き上げようとするものである。

第二百四十四條の三の改正は、個人の市町村民税所得割の制限税率を廃止しようとするものである。

第二百四十一條の八の改正は、租税特別措置法の改正に伴い、法人の市町村民税の繰越控除について所要の規定の整備を行おうとするものである。

第二百四十八條の改正は、高圧ガス保安協会が一定の業務の用に供する家屋等に係る固定資産税の非課税措置を廃止し、次に御説明いたします第二百四十九條の三において課税標準の特例措置を講じようとするものである。

第二百四十九條の三の改正は、電気事業者に係る変電所の用に供する償却資産、鉄道事業者等に係る送電施設の用に供する償却資産、新エネルギー産業技術総合開発機構が一定の業務の用に供する家屋及び住宅、都市整備公団が一定の業務の用に供する家屋等に係る課税標準の特例措置を講じようとするものである。

第二百五十條の改正は、固定資産税の課税標準の総額が当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の三分の二を超えるものがある場合で百分の一・七を超える税率で固定資産税を課するときの市町村の自治大臣への事前届出及び自治大臣の市町村に対する指示を廃止し、その場合において市町村が百分の一・七を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、議会において当該納税義務者の意見を聴くものとしようとするものである。

第二百五十五條から第二百五十七條までの改正は、納税管理人について、市町村長の承認を得た場合には、条例で定める地域外に住所等を有する者を納税管理人として定めることができることとする。同時に、固定資産税の徴収の確保に支障がないものとして市町村長が認定した場合に、納税管理人を定めることを要しないものとする。所定の規定の整備を行おうとするものである。

第二百八十条、第二百八十一条、第二百八十七條、第二百八十五條及び第二百八十九條の改正は、固定資産税台帳等の備付けを電磁的記録の備付けをもって行うことができることとする。所定の規定の整備を行おうとするものである。

第二百八十五條の改正は、市街化区域内に所在する土地で取得後十年を経過したものに於いて特別土地保有税の課税対象から除外しようとするものである。

第五百八十六條の改正は、沖繩振興開発特別措置法に規定する情報通信産業振興地域における情報通信産業用設備に係る建物の敷地の用に供する土地、沖繩振興開発特別措置法に規定する観光振興地域における特定民間観光関連施設の用に供する土地、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する特定中心市街地において中小小売商業高度化事業等の用に供する土地、同法に規定する一定の特定事業等の用に供する土地、同法に規定する特定中心市街地において地域振興整備公団の出資を受けて整備される商業基盤施設等の用に供する土地、地方公共団体が住民の体育活動の用に供するため無償使用できる一定の体育施設の用に供する土地及び認定再開発事業により建築される建築物の敷地の用に供する土地について非課税措置を講じることとする。

沖繩振興開発特別措置法に規定する工業

沖繩振興開発特別措置法に規定する工業

沖繩振興開発特別措置法に規定する工業

等開発地区又は自由貿易地域において工場用建物等の用に供する土地に係る非課税措置についてその対象地域に特別自由貿易地域を追加し、奄美群島において新増築される一定の家屋等の敷地の用に供する土地に係る非課税措置についてその対象となる土地に一定の宿泊施設の敷地を追加するほか、工場立地法に規定する環境施設の用に供する土地に係る非課税措置についてその対象に地域準則に適合する環境施設の用に供する土地を追加することとするものであります。

第五百八十七条の二の改正は、土地区画整理事業又は土地改良事業の施行に係る土地で法令の規定によって施行者等が管理する土地について、土地に対して課する特別土地保有税を非課税とする措置を講じようとするものであります。

第五百九十条から第五百九十二条までの改正は、納税管理人について、市町村長の承認を得た場合には、条例で定める地域外に住所等を有する者を納税管理人として定めることができることとするとともに、特別土地保有税の徴収の確保に支障がないものとして市町村長が認定した場合には、納税管理人を定めることを要しないものとするほか、所要の規定の整備を行うものとしてあります。

第六百二条の改正は、土地の所有者等が宅地等の供給に資する土地の譲渡等を行う場合とする場合において当該土地に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予し、当該徴収猶予に係る納税義務を免除する措置について、租税特別措置法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものとしてあります。

第六百三条の二から第六百三条の三までの改正は、土地の所有者等がその所有する土地を建物、構築物等の一定の施設

で恒久的な利用に供するものの用に供する土地として使用しようとする場合において当該土地に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予し、当該徴収猶予に係る納税義務を免除する措置を講じようとするものであります。

次は、市町村法外普通税の改正であります。第六百七十六から第六百七十八条までの改正は、納税管理人について、市町村長の承認を得た場合には、条例で定める地域外に住所等を有する者を納税管理人として定めることができることとするとともに、鉱産税の徴収の確保に支障がないものとして市町村長が認定した場合においては、納税管理人を定めることを要しないものとするほか、所要の規定の整備を行うものとしてあります。

次は、軽油引取税の改正であります。第七百条の十五、第七百条の二十の二及び第七百条の二十の三の改正は、免税軽油の引取り等に係る報告義務制度を創設するほか、所要の規定の整備を行うものとしてあります。なお、第七百条の二十の二及び第七百条の二十の三の改正は、平成十年十月一日から施行することとしていたしております。

次は、事業所税の改正であります。第七百一条の三十四の改正は、事業所税の非課税措置を改めようとするものであります。まず、厚生大臣の認定を受けて行う一般廃棄物の処分等の事業の用に供する施設に対する非課税措置を講じるとともに、環境事業団から譲渡を受けた建物に対する新増設に係る事業所税の非課税措置の対象を中小企業者に限定しようとするものであります。

は、条例で定める地域外に住所等を有する者を納税管理人として定めることができることとするとともに、事業所税の徴収の確保に支障がないものとして指定都市等の長が認定した場合には、納税管理人を定めることを要しないものとするほか、所要の規定の整備を行うものとしてあります。

第七百一条の四十一の改正は、事業所税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、厚生大臣の認定を受けて行う産業一般廃棄物の処分等の事業の用に供する施設に対する特例措置及び中小企業者以外の者が環境事業団から譲渡を受けた建物に対する新増設に係る事業所税の特例措置を講じるとともに、公営住宅の居住者の利便に供する施設に対する特例措置を廃止しようとするものであります。

次は、都市計画税の改正であります。第七百二条の改正は、固定資産税と同様、高圧ガス保安協会が一定の業務の用に供する家屋等について課税標準を六分の一とする特例措置を講じるほか、中部国際空港の用に供する一定の固定資産について課税標準を二分の一とする特例措置を講じようとするものであります。

次は、水利地益税等の改正であります。第七百九条から第七百十一条までの改正は、納税管理人について、地方団体の長の承認を得た場合には、条例で定める地域外に住所等を有する者を納税管理人として定めることができることとするとともに、水利地益税等の徴収の確保に支障がないものとして地方団体の長が認定した場合には、納税管理人を定めることを要しないものとするほか、所要の規定の整備を行うものとしてあります。

第七百四十一条の改左は、道府県が標準税率を超える税率で大規模償却資産に対する固定資産税を課する場合における自治大臣への事前届出を廃止するものであります。

次は、電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例についての改正であります。

第七百四十八条及び第七百四十九条の改正は、地方税関係帳簿書類の保存義務者は、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、地方団体の長の承認を受けたときは、その電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの備付け又は保存をもって当該承認を受けた帳簿書類の備付け又は保存に代えることができることとしようとするものであります。

第七百五十条から第七百五十四条の改正は、地方税関係帳簿書類の電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認等の手続を定めようとするものであります。

第七百五十五条の改正は、道府県民税所得割等に係る帳簿書類の保存義務者の電子取引に係る取引情報に係る電磁的記録等の保存を定めようとするものであります。

次は、附則の改正であります。附則第三条の三の改正は、個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税措置について、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数に乘ずべき非課税基準額を現行の三十四万円から三十五万円に引き上げようとするものであります。附則第四条の改正は、個人の道府県民税及び市町村民税の課税標準の計算上、租税特別措置法の特定の居住用財産の買

換え等の場合の譲渡損失の繰越控除に係る規定の例によらないこととしようとするものであります。

附則第八条の二の改正は、租税特別措置法の改正に伴い、法人の道府県民税及び法人の市町村民税の繰越控除について所要の規定の整備を行おうとするものであります。

附則第九条の二の改正は、一定の協同組合等に係る法人の事業税の税率の特例について、税率を引き下げようとするものであります。

附則第十条の改正は、不動産取得税の非課税措置について、日本国有鉄道清算事業団から無償譲渡される無償貸付線の鉄道施設に係る非課税措置を当該取得が平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に行われた場合に限り講じ、保安林整備臨時措置法に規定する民有林野と国有林野との交換により新たに取得する土地に係る非課税措置について適用期限を二年延長するとともに、NTT-A型の無利子貸付けを受けて第三セクターが取得する河川工事又は砂防工事の用に供する不動産で国又は地方公共団体に無償譲渡されるものに係る非課税措置の適用期限を二年延長するほか、日本国有鉄道清算事業団が投資した事業を経営する者が不動産交換ローン方式による土地処分に伴い土地を取得した場合の非課税措置を三年間講じようとするものであります。

附則第十一条の改正は、不動産取得税の課税標準の特例措置について、政府の補助を受けて取得する農林漁業経営の近代化等のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置、農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等により取得する農用地区域内にある土

地に係る課税標準の特例措置及び集落地域整備法の規定による交換分合により取得する農用地に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長するとともに、農林漁業団体が取得する発電所又は変電所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置について、対象となる家屋を一定のものに限定して適用期限を二年延長し、特定届出駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置について、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に規定する路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められたものについては価格から控除すべき額を引き上げ、空港周辺整備機構が取得する公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長し、日本国有鉄道清算事業団が行う基盤整備事業に伴い旅客会社等が取得する家屋に係る課税標準の特例措置について、対象を東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社限定して適用期限を二年延長しようとするものであります。また、国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律に基づき国立病院等の移譲を受ける者が当該移譲等により取得する不動産に係る課税標準の特例措置、河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されている家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置及び幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に基づき取得する沿道地区計画の区域内にある一定の土地に係る課税標準の特例措置の適

用期限を二年延長するとともに、農地保有合理化法人が行う長期貸付農地保有合理化事業により平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に特定農地等を取引した場合について課税標準の特例措置を講じ、造船業基盤整備事業協会が造船業基盤整備事業協会の規定する業務により平成十三年三月三十一日までに土地を取得した場合について課税標準の特例措置を講じ、中小企業構造の高度化を支援する一定の事業を行う者が当該事業の用に供する家屋を平成十二年三月三十一日までに取得した場合について課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

附則第十一条の二及び第十一条の三の改正は、不動産取得税について、住宅の取得に係る税率の特例措置及び住宅用地の取得に係る税率の減額措置の適用期限をそれぞれ三年延長しようとするものであります。

附則第十一条の四の改正は、不動産取得税の税額の減額措置について、特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づく営業譲渡により取得する不動産に係る税額の減額措置の適用期限を平成十一年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

附則第十二条の七の改正は、農地保有合理化法人が農地売買等事業により取得する農地等に係る不動産取得税の納税義務の免除措置について、担い手農業者確保事業、中山間地域事業又は経営転換農業者等農地売買事業に係る特例の適用期限を平成十三年三月三十一日まで延長する等の措置を講じようとするものであります。

附則第十五条の改正は、固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置を改

めようとするものであります。まず、一般自動車道構築物に係る固定資産税の特例措置を廃止しようとするものであります。次に、外貨埠頭公社の承継資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を廃止し、外貨埠頭公社が取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を二分の一とするとして、外貨埠頭公社の一定の業務用資産等に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を廃止し、外貨埠頭公社が今後取得する一定の特定用途港湾施設の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後十年間三分の一、その後二分の一とする特例措置を講じようとするものであります。次に、公害防止設備、一般電気事業者等が電線地中化のために新設した償却資産、第種電気通信事業者が事業の用に供する償却資産及び物品の製造又は鉱物の掘採を業とする者が送変電施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の特例措置を見直したうえ、その適用期限を延長しようとするものであります。また、日本貨物鉄道株式会社取得した一定の新造車両、従業者の通勤負担の軽減に資する事業所等における労働提供のための電気通信設備、中小企業構造の高度化を支援する一定の事業を行う者が取得した中小企業者の共同利用に供する機械等、鉄道事業者が取得した雲仙岳噴火災害により滅失等した線路設備等の代替資産、一般と畜場における一定の衛生設備及び療養型病床群を有する病院等における患者の療養を支援するための機器について、特例措置を講じようとするものであります。さらに、特定届出駐車場の用に供する家屋等に係る固定資産税の特例措置について、

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の規定に基づき整備に関する事業の計画の概要が定められた事業に係るものについて特例措置を拡充するとともに、農林漁業団体が発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋等に係る特例措置等の適用期限を二年、繊維産業構造改善臨時措置法に基づく新商品又は新技術の開発に関する事業として行う試験研究の用に供する一定の機械等に係る特例措置を一年、それぞれ延長しようとするものであります。

附則第十六条の改正は、新築住宅及び新築中高層耐火住宅並びに特定優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、その適用期限を延長しようとするものであります。

附則第十七条の二の改正は、平成十一年度分の固定資産税について、土地の価格を修正基準によつて修正した場合においては、市町村長はその土地の所在する地域を公示したときは納税義務者に対してその旨を通知することを要しないこととし、さらに、市町村長は価格を修正した旨を納税義務者に周知するよう努めるものとするようとするものであります。

附則第十八条の三、第十八条の四及び第二十五条の二の改正は、宅地等当該年度における用途が前年度の用途と異なるものについて平成十一年度分の固定資産税及び都市計画税の負担の調整措置を適用する場合に、当該用途に変更のあった宅地等の平成十一年度における用途に平成十年度において該当した市町村内の宅地等の平成十年度課税標準額の総額等を基に算出した額を前年度課税標準額とするとともに、所要の規定の整備を

行おうとするものであります。

附則第三十一条の二の改正は、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法に規定する公益的施設の用に供する土地、高度技術工業集積地域開発促進法に基づく高度技術工業集積地域において新増設された一定の工場又は研究所の敷地の用に供する土地及び幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に基づき取得する沿道地区計画の区域内にある一定の土地に係る特別土地保有税の非課税措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十一条の三の改正は、当分の間地価の下落を勘案して特別土地保有税の課税標準である土地の取得価額を修正する措置を講じようとするものであります。

附則第三十一条の三の改正は、造船業基盤整備事業協会が特定船舶製造業者から買入れて保有する一定の土地に対して課する特別土地保有税の軽減措置を廃止し、新たに同協会が造船業基盤整備事業協会の規定する業務として取得する土地に対して課する特別土地保有税の税額の三分の二を減額する措置を講じるとともに、中心市街地整備推進機構が取得する中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地に対して課する特別土地保有税の税額の三分の二を減額することとし、空港周辺整備機構及び沿道整備推進機構が業務の用に供する土地に係る特別土地保有税の軽減措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十一条の四の改正は、三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点を千平方メートルに引き下げる措

置を廃止しようとするものであります。

附則第三十一条の五の改正は、三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例の経過措置を廃止しようとするものであります。

附則第三十二条の改正は、自動車取得税について、政府の補助を受けて取得するバスに係る非課税措置の適用期限を二年延長し、軽自動車以外の家用自動車を保有する税率の特例措置の適用期限を五年延長するとともに、いわゆるハイブリッド自動車の取得に係る税率の軽減措置を平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日まで講じ、また免税点の特例措置の適用期限を五年延長するとともに、平成十一年自動車排出ガス規制に適合する自動車の取得に係る税率の軽減措置を講じようとするものであります。

附則第三十二条の二の改正は、軽油引取税について、税率の特例措置の適用期限を五年延長しようとするものであります。

附則第三十二条の三及び第三十二条の四の改正は、事業所税の非課税措置を改めようとするものであります。まず、中小企業者が環境事業団から譲渡を受けた建物に係る資産割の非課税措置の適用期限を二年延長するとともに、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく特定施設に対する資産割及び新増設に係る事業所税の非課税措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。また、繊維産業構造改善臨時措置法に基づく共同施設に対する資産割の非課税措置を廃止したうえ、新増設に係る事業所税の非課税措置について適用期限を一年延長するとともに、農住組合が農業を営む者の共同利用に供する施設に対する非課税措置を廃止しようとするものであります。また総合保養地域整備法に基づく特定民間施設に対する新増設に係る事業所税の非課税措置について、対象となる新築又は増築を基本構想承認後二年間に延長するとともに、沖縄振興開発特別措置法に基づく自由貿易地域における一定の施設に対する非課税措置について適用対象者の第三セクターに係る要件を廃止したうえ、適用期限を二年延長し、新設される特別自由貿易地域に対しても同様の非課税措置を講じようとするものであります。また地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく教養文化施設等に対する非課税措置について、対象となる新築又は増築を基本計画承認後七年間に延長したうえ、基本計画の変更承認の期限を二年延長するとともに、大阪湾臨海地域開発整備法に基づく中核的施設に対する非課税措置について、対象となる新築又は増築を整備計画承認後七年間に延長したうえ、整備計画の承認期限を二年延長しようとするものであります。また高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に基づく特定施設に対する非課税措置について、計画の認定期限を二年延長するとともに、沖縄振興開発特別措置法に基づく情報通信産業振興地域及び観光振興地域における一定の施設に対する非課税措置を講じようとするものであります。また中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく中小小売商業高度化事業又は特定事業に係る一定の施設に対する非課税措置を講じようとするものであります。

附則第三十二条の七から第三十二条の

九までの改正は、事業所税の課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、総合保養地域整備法に基づく特定民間施設に対する特例措置の対象となる新築又は増築を基本構想承認後十二年間に延長するとともに、沖縄振興開発特別措置法に基づく自由貿易地域における一定の施設に対する特例措置について、適用対象者の第三セクターに係る要件を廃止するとともに、適用期限を二年延長し、新設される特別自由貿易地域に対しても同様の特例措置を講じようとするものであります。また地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく教養文化施設等に対する特例措置について、対象となる施設の新築又は増築を基本計画承認後七年間のものに延長するとともに、基本計画の変更承認の期限を二年延長しようとするものであります。また大阪湾臨海地域開発整備法に基づく中核施設に対する特例措置について、対象となる施設の新築又は増築を整備計画承認後七年間のものに延長したうえ、整備計画の承認期限を二年延長するとともに、沖縄振興開発特別措置法に基づく情報通信産業振興地域及び観光振興地域における一定の施設に対する特例措置を講じようとするものであります。また特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく一定の施設に対する特例措置の適用期限を一年延長するとともに、東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社限り日本国有鉄道清算事業団から取得した家屋に対する特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。また中小小売商業振興法に基づく共同店舗等に対する特例措置を廃止するとともに、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく中小小売商業高度化事業又は特定事業に係る一定の施設に対する特例措置を講じようとするものであります。また都市再開発法に基づく認定再開発事業に従って建築される建築物に対する特例措置を講じようとするものであります。

附則第三十三條の三の改正は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の課税の特例措置について、平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間に行つた土地の譲渡等に係る事業所得等については、適用しないこととしようとするものであります。

附則第三十三條の四の改正は、超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の課税の特例措置について、平成九年十二月三十一日までにやつた超短期所有土地の譲渡等をもって、廃止しようとするものであります。

附則第三十四條の改正は、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の課税の特例措置について、平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間に土地等を譲渡した場合、特別控除後の譲渡益が八千万円を超える部分に適用される税率を引き下げる等の特例措置を講じようとするものであります。

附則第三十八條の改正は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に規定する特定施設等に係る固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税及び事業所税の特例措置について、不動産取得税、固定資産税及び事業所税の特例措置の見直しを行うとともに、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

とするものであります。

第二は、地方税法の一部を改正する法律の改正であります。

平成七年度の地方税法の一部を改正する法律附則第四條の改正は、贈与税の納税猶予の特例を受けている者が特定農業生産法人に対して使用貸借による権利の設定をした特例農地等について納税猶予を継続する特例措置が適用される場合において是不動産取得税の徴収猶予を継続する特例措置について、その適用期限を三年延長しようとするものであります。

第三は、地方税法等の一部を改正する法律の改正であります。

平成八年度の地方税法等の一部を改正する法律附則第十條の改正は、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律に基づく一定の施設に対する事業所税の非課税措置等について、対象となる新築又は増築を集積促進計画承認後十一年間に延長しようとするものであります。

第四は、国有資産等所在市町村交付金法の改正であります。

第二条の改正は、自衛隊飛行場又は米軍飛行場のうち空港の機能を果たすものにおいて国が整備し、専ら一般公衆の利用に供する施設の用に供する固定資産を市町村交付金の交付対象としようとするものであります。

最後に、他の法律の改正であります。

改正法附則第二十三條による改正は、農用地開発公団法の一部を改正する法律について、農用地整備公団が新設し、又は改良した一定の農業用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例の経過措置について、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。
一、軽油引取税増税分の延長措置反対に関する請願(第八〇四号)(第八一二号)

第八〇四号 平成十年三月十一日受理
軽油引取税増税分の延長措置反対に関する請願
請願者 岡山県都窪郡早島町大字早島三、三九八ノ一 甲野貢 外九十九名
紹介議員 村沢 牧君

紹介議員 村沢 牧君
トラック業界は軽油価格の高騰など相次ぐコスト増によって、取り分け中小零細企業が経営を圧迫されるなど未曾有(みぞう)の困難に直面している。

ついては、次の事項について実現を図りたい。
一、軽油引取税の暫定増税分については、時限立法の趣旨に基づき本年三月三十一日をもって終了し、延長措置は採らないこと。

第八一二号 平成十年三月十一日受理
軽油引取税増税分の延長措置反対に関する請願
請願者 愛知県小牧市多気西町一六五 隅田秀次 外九十九名
紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第八〇四号と同じである。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
一、地方税法等の一部を改正する法律案
一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

第九條第一項中「除く」の下に「第五項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定は、第十條の二第一項の認定を受けた風俗営業業者が営業所の構造又は設備の変更をしようとする場合については、適用しない。

この場合において、当該風俗営業業者は、当該変更をしたときは、公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を総理府令で定める添付書類とともに提出しなければならない。

第十條第三項中「（第一号に掲げる場合にあつては、相続人が第七條第一項の承認の申請をしなかつたときに限る。）」を削り、同項第一号中「場合」の下に「（相続人が第七條第一項の承認の申請をしなかつた場合に限る。）」を加え、同項第二号中「場合」の下に「（その消滅までに、合併後存続し、又は合併により設立される法人につき第七條の二第一項の承認がされなかつた場合に限る。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法人が合併以外の事由により解散した場合
清算人又は破産管財人

第十條の次に次の一条を加える。

（特例風俗営業業者の認定）

第十條の二 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する風俗営業業者を、その申請により、第六條及び第九條第一項の規定の適用につき特例を設けるべき風俗営業業者として認定することができる。

一 当該風俗営業の許可（第七條第一項又は第七條の二第一項の承認を受けて営んでいる風俗営業にあつては、当該承認）を受けてから十年以上経過していること。

二 過去十年以内にこの法律に基づく処分（指示を含む。以下同じ。）を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、当該風俗営業に關し法令及びこの法律に基づく条例の遵守の状況が優良な者として国家公安委員会規則で定める基準に適合する者であること。

第九條第一項中「除く」の下に「第五項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定は、第十條の二第一項の認定を受けた風俗営業業者が営業所の構造又は設備の変更をしようとする場合については、適用しない。

この場合において、当該風俗営業業者は、当該変更をしたときは、公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を総理府令で定める添付書類とともに提出しなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、公安委員会に、次の事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。この場合において、当該認定申請書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 営業所の構造及び設備の概要

3 公安委員会は、第一項の認定をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。

4 公安委員会は、第一項の認定をしなかつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。

5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。

6 公安委員会は、第一項の認定を受けた者につき次の各号のいずれかに該当する事由があつたときは、当該認定を取り消さなければならない。

一 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたことが判明したとき。

二 当該風俗営業の許可が取り消されたこと。

三 この法律に基づく処分を受けたこと。

四 第一項第三号に該当しなくなつたこと。

7 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、認定証（第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証）を公安委員会に返納しなければならない。

一 当該風俗営業を廃止したとき。

二 認定証が取り消されたとき。

三 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。

8 前項第一号の規定による認定証の返納があつたときは、認定は、その効力を失う。

9 認定証の交付を受けた者が次の各号に掲げる

場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、認定証を公安委員会に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人

二 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人又は破産管財人

三 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

第十三條第一項中「午前零時以後においてその定める時」を「当該事情のある地域として当該条例で定める地域内は午前零時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従ひ都道府県の条例で定める地域内に限り午前一時に改める。」

第十八條中「第二條第一項第四号の営業（専ら客にダンスを教授するための営業に限る。）に係る営業所で少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの及び同項第八号を「第二條第一項第八号」に改め、「（第二十二條第四号において「ダンス教授所等」という。）」を削り、「同号」を「第二十二條第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（接客従業者に対する拘束的行為の規制）

第十八條の二 接待飲食等営業を営む風俗営業業者は、その営業に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 営業所で客に接する業務に従事する者（以下「接客従業者」という。）に対し、接客従業者でなくなつた場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相当に高額な債務（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）その他の法令の規定によりその全部又は一部が無効とされるものを含む。以下同じ。）を負担させること。

二 その支払能力に照らし不相当に高額な債務を負担させた接客従業者の旅券等（出入国管理及び難民認定法第二條第五号の旅券、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二條第一項の運転免許証その他求人者が求職者の本人確認のため通常提示を求める書類として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を保管し、又は第三者に保管させること。

2 接待飲食等営業を営む風俗営業業者は、接客業務受託営業を営む者が当該接客業務受託営業に關し第三十五條の二の規定に違反する行為又は売春防止法第九條、第十條若しくは第十二條の罪に当たる違法な行為をしている疑いがあると認められるときは、当該接客業務受託営業を営む者の使用人その他の従業者で当該違反行為の相手方となつてゐるものが営業所で客に接する業務に従事することを防止するため必要な措置をとらなければならない。

第二十條第一項及び第十項中「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める。

第二十二條第四号中「ダンス教授所等」を「第二條第一項第八号の営業に係る営業所」に、「第二條第一項第八号」を「同号」に改める。

第二十六條第一項中「又はその」を「若しくはその」に、「当該営業」を「当該営業」に、「法令」を「法令」に、「著しく」を「著しく」に、「若しくは」を「若しくは」に改め、「（指示を含む。第三十條第一項及び第三十四條第二項において同じ。）」を削り、同条第二項中「（設備を設けて客に飲食をさせる営業をいう。）であつて、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十一條第一項の許可を受けて営むもの」を削る。

第四章 風俗関連営業等の規制を「第四章 性風俗特殊営業等の規制」に改める。

「第一節 風俗関連営業等の規制」を「第一節 性風俗特殊営業の規制」に改める。

第四章第一節中第二十七條の前に次の款名を付する。

第一款 店舗型性風俗特殊営業の規制

第二十七條第一項各号列記以外の部分中「風俗

を負擔させた接客従業者の旅券等（出入国管理及び難民認定法第二條第五号の旅券、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二條第一項の運転免許証その他求人者が求職者の本人確認のため通常提示を求める書類として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を保管し、又は第三者に保管させること。

2 接待飲食等営業を営む風俗営業業者は、接客業務受託営業を営む者が当該接客業務受託営業に關し第三十五條の二の規定に違反する行為又は売春防止法第九條、第十條若しくは第十二條の罪に当たる違法な行為をしている疑いがあると認められるときは、当該接客業務受託営業を営む者の使用人その他の従業者で当該違反行為の相手方となつてゐるものが営業所で客に接する業務に従事することを防止するため必要な措置をとらなければならない。

第二十條第一項及び第十項中「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める。

第二十二條第四号中「ダンス教授所等」を「第二條第一項第八号の営業に係る営業所」に、「第二條第一項第八号」を「同号」に改める。

第二十六條第一項中「又はその」を「若しくはその」に、「当該営業」を「当該営業」に、「法令」を「法令」に、「著しく」を「著しく」に、「若しくは」を「若しくは」に改め、「（指示を含む。第三十條第一項及び第三十四條第二項において同じ。）」を削り、同条第二項中「（設備を設けて客に飲食をさせる営業をいう。）であつて、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十一條第一項の許可を受けて営むもの」を削る。

第四章 風俗関連営業等の規制を「第四章 性風俗特殊営業等の規制」に改める。

「第一節 風俗関連営業等の規制」を「第一節 性風俗特殊営業の規制」に改める。

第四章第一節中第二十七條の前に次の款名を付する。

第一款 店舗型性風俗特殊営業の規制

平成十年三月二十六日
【参議院】

該呼称が二以上ある場合に於ては、それら全部の呼称)

- 三 事務所の所在地
- 四 客の依頼を受ける方法
- 五 電話番号その他の客の依頼を受ける業務を行う場所を表示する事項

六 無店舗型性風俗特殊営業の種別

2 前項の届出書を提出した者は、当該無店舗型性風俗特殊営業を廃止したとき、又は同項各号（第六号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして事務所を変更したときは、変更した後事務所の所在地を管轄する公安委員会）に、

廃止又は変更に係る事項その他の総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

第三十一条の三 第十八条の二第二項並びに第二十八條第五項、第七項及び第八項の規定は、無店舗型性風俗特殊営業を営む者について準用する。この場合において、第十八条の二第一項第一号中「営業所」に「客」とあるのは「客」と、第二十八條第五項第一号中「第二項」とあるのは「当該無店舗型性風俗特殊営業の種別に対応する店舗型性風俗特殊営業の種別として政令

で定める店舗型性風俗特殊営業の種別の店舗型性風俗特殊営業について第二項」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは「第三十一条の三第一項において準用する第五項第一号」と、「前条第一項」とあるのは「第三十一条の二第一項」と、同条第八項中「その営業所に立ち入つ

て」とあるのは「客となつて」と読み替へるものとする。

2 無店舗型性風俗特殊営業を営む者は、次の行為をしてはならない。

一 十八歳未満の者を客に接する業務に従事さ

二 十八歳未満の者を客とすること。
(指示等)

第三十一条の四 無店舗型性風俗特殊営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

2 無店舗型性風俗特殊営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、前条第一項において準用する第二十八条第五項第一号の規定に違反した場合において、当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該違反行為がはり紙、はり札（ペニヤ板、プラスチック板その他これらに類する物に紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているものに限る。以下この項において同じ。）又は立看板（木枠に紙張り若しくは布張りをし、又はペニヤ板、プラスチック板その他これらに類する物に紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているものに限る。以下この項において同じ。）を前条第一項において準用する同号イに掲げる区域において表示することであるときは、当該違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会は、当該違反行為に係るはり紙、はり札又は立看板を警察職員に除却させることができる。

第三十一条の五 無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關し、この法律に規定する罪、刑法第七十四条、第七十五条若しくは第八十二条の罪若しくは売春防止法第二章に規定する罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型性風俗特殊

営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定め、当該営業と同一の無店舗型性風俗特殊営業の種別の無店舗型性風俗特殊営業に該当する営業の全部又は一部を営んではならない旨を命ずることができる。

（処分移送通知書の送付等）

第三十一条の六 公安委員会は、無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、第三十一条の四第一項の規定による指示又は前条の規定による命令をしようとする場合において、当該処分に係る無店舗型性風俗特殊営業を営む者が事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事業に關する弁明の機会の付与又は聴聞を終了している場合を除き、速やかに現に事務所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の四第一項及び前条の規定にかかわらず、当該事業について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反した場合、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすること。

二 当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關しこの法律

に規定する罪、刑法第七十四条、第七十五条若しくは第八十二条の罪若しくは売春防止法第二章に規定する罪に当たる違法な行為若しくは前条の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合、八月を超えない範囲内で期間を定め、当該営業と同一の無店舗型性風俗特殊営業の種別の無店舗型性風俗特殊営業に該当する営業の全部又は一部を営んではならない旨を命ずること。

3 第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場合について準用する。

第三款 映像送信型性風俗特殊営業の規制等

（営業等の届出）

第三十一条の七 映像送信型性風俗特殊営業を営もうとする者は、事務所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称
三 事務所の所在地
四 第二条第八項に規定する映像の伝達のために供する電気通信設備（自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。以下同じ。）を用いる場合にあつては自動公衆送信装置のうち当該映像の伝達の用に供する部分を除く。電気通信回線の部分を除く。次条において「映像伝達用設備」という。）を識別するための電話番号その他これに類する記号であつて、当該映像を伝達する際に用いるもの

五 前号に規定する場合における自動公衆送信装置が他の者の設置するものである場合にあつては、当該自動公衆送信装置の設置者の氏名又は名称及び住所
第三十一条の八 第二十八条第五項、第七項及び第八項の規定は、映像送信型性風俗特殊営業を営む者について準用する。この場合において、同条第五項第一号ロ中「第二項」とあるのは「第二項第六項第五号の営業について第二項」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは「第三十一条の八第一項において準用する第五項第一号」と、「前条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、同条第八項中「その営業所に立ち入つて」とあるのは「客となつて」と読み替へるものとする。

つては、当該自動公衆送信装置の設置者の氏名又は名称及び住所
第三十一条の二 第二項の規定は、前項の届出書を提出した者について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号（第六号を除く。）」とあるのは、「第三十一条の七第一項各号」と読み替へるものとする。

（街頭における広告及び宣伝の規制等）

第三十一条の八 第二十八条第五項、第七項及び第八項の規定は、映像送信型性風俗特殊営業を営む者について準用する。この場合において、同条第五項第一号ロ中「第二項」とあるのは「第二項第六項第五号の営業について第二項」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは「第三十一条の八第一項において準用する第五項第一号」と、「前条第一項」とあるのは「第三十一条の七第一項」と、同条第八項中「その営業所に立ち入つて」とあるのは「客となつて」と読み替へるものとする。

2 映像送信型性風俗特殊営業を営む者は、十八歳未満の者を客としてはならない。
3 映像送信型性風俗特殊営業（電気通信設備を用いた客の依頼を受けて、客の本人確認をしない方法により料金を支払う旨の同意を客から受けた後でなければ、その客に第二項第八項に規定する映像を伝達してはならない。）
4 映像送信型性風俗特殊営業（前項に規定するものを除く。）を営む者は、客が十八歳以上である旨の証明又は十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を客から受けた後でなければ、その客に第二項第八項に規定する映像を伝達してはならない。

5 その自動公衆送信装置の全部又は一部を映像伝達用設備として映像送信型性風俗特殊営業を営む者に提供している当該自動公衆送信装置の設置者（次条において「自動公衆送信装置設置

者」という。）は、その自動公衆送信装置の記録媒体に映像送信型風俗特殊営業を営む者がわいせつな映像を記録したことを知ったときは、当該映像の送信を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指示等)

第三十一条の九 映像送信型風俗特殊営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該映像送信型風俗特殊営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができ。

2 映像送信型風俗特殊営業を営む者が客にわいせつな映像を見せた場合において、当該映像送信型風俗特殊営業を営む者に係る自動公衆送信装置設置者が前条第五項の規定を遵守していないと認めるときは、当該自動公衆送信装置設置者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該自動公衆送信装置設置者に対し、同項の規定が遵守されることを確保するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 公安委員会は、電気通信事業者たる自動公衆送信装置設置者に対して前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ郵政大臣と協議しなければならない。

(年少者の利用防止のための命令)

第三十一条の十 映像送信型風俗特殊営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、第三十一条の八第三項又は第四項の規定に違反したときは、当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該映像送信型風俗特殊営業を営む者に対し、当該営業を営む方法について、十八歳未満の者を客としないため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(処分移送通知書の送付等)

第三十一条の十一 公安委員会は、映像送信型風俗特殊営業を営む者に対し、第三十一条の九第一項の規定による指示又は前条の規定による命令をしようとする場合において、当該処分に係る映像送信型風俗特殊営業を営む者が事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に関する弁明の機会の付与を終了している場合を除き、速やかに現に事務所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の九第一項及び前条の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 当該映像送信型風俗特殊営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反した場合、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすること。

二 当該映像送信型風俗特殊営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、第三十一条の八第三項又は第四項の規定に違反した場合、当該営業を営む方法について、十八歳未満の者を客としないため必要な措置をとるべきことを命ずること。

3 第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場合について準用する。

第三十二条第一項中「第二十六条第二項に規定する飲食店営業をいい、風俗営業又は風俗関連

営業に該当するものを除く。以下この条から第三十八条までにおいて同じ。」を削り、同条第三項中「ダンス教授等」を「第二条第一項第八号の営業に係る営業所に」、「第二条第一項第八号」を「同条」に改める。

第三十三条第一項中「バー、酒場その他客に酒類を提供して営む飲食店営業」を「酒類を提供して営む飲食店営業」に改め、酒類を提供して営む飲食店営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。を「酒類提供飲食店営業」に改め、「営業所」という。の下に「当該営業所の所在地を管轄する」を加え、同条に次の一項を加える。

6 第十八条の二の規定は、酒類提供飲食店営業（日出時から午後十時までの時間においてのみ営むものを除く。）を営む者について準用する。

第三十四条第二項中「又はその」を「若しくはその」に、「当該営業」を「当該営業」に、「法令」を「法令」に、「著しく」を「著しく」に、「若しくは」を「若しくは」に改める。

第三十五条中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第三号」に改める。

第四章に次の一節を加える。

第四節 接客業務受託営業の規制

(受託接客従業者に対する拘束的行為の規制等)

第三十五条の二 接客業務受託営業を営む者は、その営業に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該接客業務受託営業を営む者の使用人その他の従業者で第二条第九項に規定する業務の一部に従事するもの（以下この節において「受託接客従業者」という。）に対し、受託接客従業者でなくなつた場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相当に高額な債務を負担させること。

二 その支払能力に照らし不相当に高額な債務を負担させた受託接客従業者の旅券等を保管し、又は第三者に保管させること。

(指示等)

第三十五条の三 接客業務受託営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に關し、前条の規定に違反する行為をした場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該接客業務受託営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができ。

2 接客業務受託営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に關し刑法第二百二十三条の罪に当たる違法な行為その他の受託接客従業者に善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を行わせる手段となるおそれがある重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は接客業務受託営業を営む者が前項の規定による指示に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該接客業務受託営業を営む者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、接客業務受託営業に該当する営業の全部又は一部を営んでほならない旨を命ずることができ。

3 公安委員会は、接客業務受託営業を営む者に対し、第一項の規定による指示又は前項の規定による命令をしようとする場合において、当該処分に係る接客業務受託営業を営む者が事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に関する弁明の機会の付与又は聴聞を終了している場合を除き、速やかに現に事務所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

4 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に

従い、それぞれ当該各号に定める処分をするこ
とができるものとし、当該処分移送通知書を送
付した公安委員会は、第一項及び第二項の規定
にかかわらず、当該事業について、これらの規
定による処分をすることができないものとする。

一 当該接客業務受託営業を営む者又はその代
理人等が、当該営業に關し、前条の規定に違
反する行為をした場合（善良の風俗若しくは
清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育
成に障害を及ぼすおそれがあると認める場合
に限る。）善良の風俗若しくは清浄な風俗
環境を害する行為又は少年の健全な育成に障
害を及ぼす行為を防止するため必要な指示を
すること。

二 当該接客業務受託営業を営む者若しくはそ
の代理人等が当該営業に關し第二項の政令で
定める重大な不正行為をした場合又は接客業
務受託営業を営む者が第一項の規定による指
示に違反した場合、六月を超えない範囲内で
期間を定めて、接客業務受託営業に該当する
営業の全部又は一部を営んではならない旨を
命ずること。

5 第三項の規定は、公安委員会が前項の規定に
より処分をしようとする場合について準用す
る。

第三十六条中「風俗関連営業」を「店舗型性風俗
特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業」に
改め、「次条第一項において「風俗営業等」と
いう。」を削り、「営業所」とを「営業所ごと
（無店舗型性風俗特殊営業を営む者にあつては、
事務所）」に改める。

第三十七条第一項中「風俗営業等」を「風俗營
業者、性風俗特殊営業を営む者、第三十三條第六
項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜
において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除
く。）を営む者又は接客業務受託営業を営む者」に
改め、同条第二項中「風俗関連営業」を「店舗型性
風俗特殊営業」に改める。

第三十八條第二項中「風俗関連営業等（風俗關
連営業）を「性風俗特殊営業等（性風俗特殊営業）
に、及び興行場営業」を、興行場営業及び接客
業務受託営業」に改める。

第三十九條第二項第七号を同項第八号とし、同
項第六号中「承認」の下に「又は第十條の二第一項
の認定」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五
号中「又は第二号」を「若しくは第二号又は同条第
三項第二号から第四号まで」に改め、同号を同項
第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号
の次に次の一号を加える。

四 善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並び
に少年の健全な育成に資するための民間の自
主的な組織活動を助けること。

第三十九條第五項中「第二項第五号又は第六号」
を「第二項第六号又は第七号」に改める。

第四十一條第一項中「停止を命じ」の下に「第
三十一條の五、第三十一條の六第二項第二号若
しくは第三十五條の三第二項若しくは第四項第二号
の規定により営業の禁止を命じ」を加え、同条第
二項及び第四項中「第八條」の下に「第十條の二
第六項」を、「第三十條」の下に「第三十一條の
五、第三十一條の六第二項第二号」を、「第三十五
條」の下に「第三十五條の三第二項若しくは第四
項第二号」を加える。

第四十一條の二の次に次の一條を加える。

（国家公安委員会への報告等）

第四十一條の三 公安委員会は、次の各号に掲げ
る場合のいずれかに該当するときは、国家公安
委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報
告しなければならない。この場合において、国
家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安
委員会に通報するものとする。

一 第三條第一項の許可若しくは第七條第一項
若しくは第七條の二第一項の承認をし、又は
第三十一條の二第一項、同条第二項（第三十
一條の七第二項において準用する場合を含む。）
若しくは同条第一項の届出書を受理し
た場合

二 第二十五條、第二十六條第一項、第三十一
條の四第一項、第三十一條の五、第三十一條
の六第二項、第三十一條の九第一項、第三十
一條の十、第三十一條の十一第二項又は第三
十五條の三第一項、第二項若しくは第四項の
規定による処分をした場合

2 前項に規定するもののほか、公安委員会は、
風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送
信型性風俗特殊営業若しくは接客業務受託営業
を営む者若しくはこれらの代理人等が同項第二
号に規定する処分の事由となる行為若しくは違
反行為をし、又は風俗営業者若しくは無店舗型
性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若
しくは接客業務受託営業を営む者が同号に規定
する処分に違反したと認める場合には、風俗營
業の営業所の所在地又は当該行為若しくは当該
違反行為が行われた時における無店舗型性風俗
特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは
接客業務受託営業の事務所の所在地を管轄する
公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定め
る事項を通報しなければならない。

第四十三條中第七号を第十号とし、第六号を第
九号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の
二号を加える。

七 第十條の二第一項の認定を受けようとする
者

八 第十條の二第五項の認定証の再交付を受け
ようとする者

第四十三條中第四号を第五号とし、第三号の次
に次の一号を加える。

四 第七條の二第一項の承認を受けようとする
者

第四十九條第一項中「五十万円」を「百万円」に
改め、同項第二号中「第七條第一項」の下に「若
しくは第七條の二第一項」を加え、同項第四号中「第
三十條の下に、第三十一條の五、第三十一條の
六第二項第二号」を加え、「又は第三十五條」を、
第三十五條又は第三十五條の三第二項若しくは第
四項第二号」に改め、同条第二項中「五十万円」を

「百万円」に改め、同条第三項中「三十万円」を「五
十万円」に改め、同項第一号中「第四條第三項」を
「第四條第四項」に改め、同項第八号中「第二十八
條第五項」を「第二十八條第十一項」に改め、同号
を同項第九号とし、同項第三号から第七号まで
を一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加
える。

三 偽りその他の不正の手段により第十條の二第
一項の認定を受けた者

第四十九條第三項に次の二号を加える。

十 第三十一條の三第二項第一号の規定に違反
した者

十一 第三十一條の十又は第三十一條の十一第
二項第二号の規定による公安委員会の命令に
従わなかつた者

第四十九條第四項中「又は第二十八條第五項第
二号」を、「第二十八條第十一項第二号又は第三十
一條の三第二項第一号」に改め、同条第五項中「二
十万円」を「三十万円」に改め、同項第五号を同項
第七号とし、同項第四号中「第二十七條第一項の」
を「第二十七條第一項、第三十一條の二第一項若
しくは第三十一條の七第一項」に改め、「又は第
二十七條第一項」の下に「第三十一條の二第二
項、第三十一條の七第一項」を加え、同号を同項第
六号とし、同項第三号を第五号とし、第二号を
第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第九條第五項後段の規定に違反して届出書
若しくは添付書類を提出せず、又は同項後段
の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をし
て提出した者

三 第十條の二第二項の認定申請書又は添付書
類に虚偽の記載をして提出した者

第四十九條第六項中「十万円」を「二十万円」に
改め、同項第二号中「第七條第五項」の下に「（第
七條の二第三項において準用する場合を含む。）」
を加え、同項第三号中「第二十七條第二項を削
り、「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同項
中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第
四号の次に次の二号を加える。

五 第十条の二第七項の規定に違反した者
六 第二十七条第二項若しくは第三十一条の二第二項（第三十一条の七第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して届出書を提出せず、又は第二十七條第二項若しくは第三十一条の二第二項の届出書に虚偽の記載をして提出した者
第五十一條中「第七條第六項又は第十條第三項の規定に違反した者は、五万円を、次の各号のいずれかに該当する者は、十万円に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第七條第六項の規定に違反した者
- 二 第十條第三項の規定に違反した者
- 三 第十條の二第九項の規定に違反した者

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二條第一項第四号及び第二項の改正規定、第四條第二項第一号の改正規定（次項）を改める部分に限る。）、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に一項を加える改正規定、第七條の次に一條を加える改正規定、第八條の改正規定、第十條第三項の改正規定、第十八條の改正規定、第二十條の改正規定、第二十二條第四号の改正規定、第三十二條第三項の改正規定、第三十九條第二項第五号の改正規定、第四十三條第四号を第五号とし、第三号の次に一を加える改正規定並びに第四十九條第一項第二号、第三項第一号及び第六項第二号の改正規定並びに附則第六條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特例風俗営業者の認定に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過する日までの間における改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「新法」という。）第十條の二第一項の規定の適用については、次

の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる

一 施行日から起算して一年を経過する日まで	第十條の二第一項第一号
二 この表の一の項第一欄に掲げる期間に引き続く一年間	第十條の二第一項第二号
三 この表の二の項第一欄に掲げる期間に引き続く一年間	第十條の二第一項第一号
四 この表の三の項第一欄に掲げる期間に引き続く一年間	第十條の二第一項第二号
五 この表の四の項第一欄に掲げる期間に引き続く一年間	第十條の二第一項第一号

（風俗営業に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する新法第二十六條の規定の適用については、なお従前の例による。

（店舗型性風俗特殊営業に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「旧法」という。）第二十七條第一項の届出書を提出して旧法第二條第四項の風俗関連営業（政令で定めるものを除く。以下この条において「風俗関連営業」という。）を営んでいる者は、新法第二十七條第一項の規定の適用については、次の各号に掲げる風俗関連営業の区分に従い、それぞれ当該各号に定める新法第二條第六項の店舗型性風俗特殊営業（以下この条において単に「店舗型性風俗特殊営業」という。）につき、施行日に新法第二十七條第一項の届出書を提出したもののみならず、

一 旧法第二條第四項第一号の営業 新法第二條第六項第一号の営業

二 旧法第二條第四項第二号の営業 新法第二條第六項第二号の営業

三 旧法第二條第四項第三号の営業 新法第二條第六項第三号の営業

字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十條の二第一項第一号	十年	十五年
第十條の二第一項第二号	十年	五年
第十條の二第一項第一号	十年	十四年
第十條の二第一項第二号	十年	六年
第十條の二第一項第一号	十年	十三年
第十條の二第一項第二号	十年	七年
第十條の二第一項第一号	十年	十二年
第十條の二第一項第二号	十年	八年
第十條の二第一項第一号	十年	十一年
第十條の二第一項第二号	十年	九年

条第六項第四号の営業

四 旧法第二條第四項第四号の営業 新法第二條第六項第五号の営業

五 旧法第二條第四項第五号の政令で定める営業（政令で定めるものを除く。） 新法第二條第六項第二号の営業

六 旧法第二條第四項第五号の政令で定める営業（政令で定めるものに限る。） 新法第二條第六項第六号の営業

2 前項に規定する者は、新法第二十八條第三項の規定の適用については、この法律の施行の際現に新法第二十七條第一項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者とみなす。

3 この法律の施行の際第一項に規定する者が現に表示している新法第二十八條第五項第一号に規定する広告物については、施行日から一月を経過する日までの間は、同条第八項の規定は、適用しない。

4 風俗関連営業を営む者が当該営業に関しこの法律の施行前にした行為は、新法第二十九條又は第三十條の規定の適用については、第一項各号に掲げる風俗関連営業の区分に従い、それぞれ

れ当該各号に定める店舗型性風俗特殊営業を営む者が当該営業に関ししたものとみなす。

5 この法律の施行前に旧法の規定によりされた風俗関連営業を営む者に対する処分又は手続は、第一項各号に掲げる風俗関連営業の区分に従い、それぞれ当該各号に定める店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する処分又は手続として新法の規定によりされたものとみなす。

（無店舗型性風俗特殊営業等の届出に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に無店舗型性風俗特殊営業に該当する営業を営んでいる者の当該営業に対する新法第三十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「無店舗型性風俗特殊営業」とあるのは、「施行日から一月を経過する日までに、無店舗型性風俗特殊営業」とする。

2 この法律の施行の際現に映像送信型性風俗特殊営業に該当する営業を営んでいる者の当該営業に対する新法第三十一条の七第一項の規定の適用については、同項中「映像送信型性風俗特殊営業」とあるのは、「施行日から一月を経過する日までに、映像送信型性風俗特殊営業」とする。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三十八号中「風俗関連営業」を「性風俗特殊営業」に、「停止又は廃止」を「停止等」に改め、「並びに」を削り、「立ち入らせる」を「立ち入らせ、並びに風俗営業者等に対する処分の状況等を国家公安委員会に報告する等の事

務を行う」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第八条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第四号の三中「第二条第一項第一号から第六号までに掲げる営業及び同条第四項の風俗関連営業」を「第二条第四項の接待飲食等営業及び同条第六項の店舗型風俗特種営業」に改める。

(旅館業法の一部改正)

第九条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「第二条第一項第一号から第六号までに掲げる営業」を「第二条第四項の接待飲食等営業」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第十条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

別表第二(二)項第七号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

目次中 第二節 固定資産税の特例(第七百四十条―第七百四十七条)を第六章 電子

附則

第三十四条第一項第六号中「二十八万円」を

「三十万円」に改め、同項第十一号中「四十一万円」を「四十三万円」に改め、同条第四項中「五十四万円」を「五十六万円」に、「五十九万円」を「六十一万円」に、「六十二万円」を「六十六万円」に改め、同条第五項中「六十六万円」を

「六十八万円」に改める。

第三十五条第三項を削る。

第五十三条第三項中「第四十二条の八第六項の下に「第四十二条の十第五項」を加え、第六十三条第一項又は第六十三条の二第一項を「又は第六十三条第一項」に改める。

第七十二条の九中「事業所」の下に「(以下本項において「住所等」という。)を加え、居住するを「住所等を有する」に、「定め、」を「定めて、」に、「申告しなければならぬ」を「申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて道府県知事に申請してその承認を受けなければならぬ」に、「変更し、又は変更しようとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る事業税の徴収の確保に支障がないことについて道府県知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

第七十二条の十の見出し中「申告」を「申告等」に改め、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「申告をした者」を「申告をし、又は偽りその他の不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者」に改める。

第七十二条の十一中「道府県は、」の下に「第七十二条の九第二項の認定を受けていない」を加え、「納税義務者が第七十二条の九を「納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項」に改める。

第七十二条の十四第一項中「第七号から第十号まで」を「第五号から第八号まで」に改める。

第七十二条の十七第一項中「第二十八条の四及び第二十八条の五」を「及び第二十八条の四」に改める。

第七十二条の二十二第一項第二号中「三百五十万円」を「四百万円」に、「百分の六」を「百分の五・六」に、「百分の八」を「百分の七・五」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の九」を「百分の八・四」に、「百分の十二」を「百分の十一」に改め、同条第二項中「百分の八」を「百分の七・五」に、「百分の十一」を「百分の十」に改め、同条第三項中「三百五十万円」を「四百万円」に、「七百万円」を「八百万円」に改める。

第七十二条の二十五第一項中「第七十二条の二十六」を「次条」に、「第七十二条の九」を「第七十二条の九第一項」に、「の申告をしないうで」を「定めないうで」に改め、「なる場合」の下に「(同条第二項の認定を受けた場合を除く。)」を加え、「以下」を削り、同条第二項中「第七十二条の九」を「第七十二条の九第一項」に、「の申告をしないうで」を「定めないうで」に改め、「なるもの」の下に「(同条第二項の認定を受けたものを除く。)」を加え、「同項の期間内」を「前項の期間内」に改める。

第七十二条の二十六第八項中「前七項」を「前各項」に、「第七十二条の九」を「第七十二条の九第一項」に、「の申告をしないうで」を「定めないうで」に改め、「提出したもの」の下に「又は第七十二条の九第二項の認定を受けたもの」を加える。

第七十二条の四十八第八項中「三百五十万円」を「四百万円」に、「七百万円」を「八百万円」に改める。

第七十三条の四第一項第十四号中「第十二条第一項」を「第十二条第一項第四号ハ若しくはホ」に改め、同項第十六号中「同項第二号」を「同項第三号」に改め、「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号)第七条第一項第一号に規定する業務(政令で定めるものに限る。)の用に供する不動産」を削り、「並びに特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」を、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」に改め、「土地」の下に「並びに中心市街地における市街地

の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第 号）第八條第二項第二号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地を加え、同項第十九号の二中「並びに関西国際空港株式会社」を「関西国際空港株式会社」に改め、「掲げる事業の用に供する不動産で政令で定めるもの」の下に「並びに中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第 号）第四條第二項に規定する指定会社が同法第六條第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるもの」を加える。

第七十三條の六第三項中「及び被災市街地復興特別措置法」を「被災市街地復興特別措置法」に改め、「第十七條第二項」の下に「及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七條第二項」を加える。

第七十三條の十中「事業所」の下に「（以下本項において「住所等」という。）を加え、「居住する」を「住所等を有する」に、「定め」を「定めて」に、「申告しなければならぬ」を「申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて道府県知事に申請してその承認を受けなければならない」に、「変更した」を「変更し、又は変更しようとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る不動産取得税の徴収の確保に支障がないことについて道府県知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

第七十三條の十一の見出し中「申告」を「申告等」に改め、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「申告をした者」を「申告をし、又は偽りその他の不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者」に改める。

第七十三條の十二中「道府県は、」の下に「第七十三條の十第二項の認定を受けていない」を加え、「納税義務者が第七十三條の十」を「納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項」に改める。

第七十三條の十四第六項中「第六條第一項」の下に「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第 号）第十條第一項」を加える。

第七十三條の十五第二項を削る。

第七十三條の二十七の六第一項中「同項第一号に規定する農地売買等事業」を「同項第一号に規定する農地売買等事業（同条第一項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間（当該期間のうち延長に係るものを除く。）が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等取得するものを除く。次項において同じ。）」に改める。

第七十九條中「事業所」の下に「（以下この項において「住所等」という。）を加え、「居住する」を「住所等を有する」に、「定め」を「定めて」に、「申告しなければならぬ」を「申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて道府県知事に申請してその承認を受けなければならない」に、「変更した」を「変更し、又は変更しようとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係るゴルフ場利用税の徴収の確保に支障がないことについて道府県知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

第八十一條中「道府県は、」の下に「第七十九條第二項の認定を受けていない」を加え、「特別徴収義務者が第七十九條」を「特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項」に改める。

第二百九十九條中「書類」の下に「又はこれらの事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）若しくは電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。次項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する条例の定めるところにより保存が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する地方税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを同項の帳簿又は書類とみなす。

第二百五十七條中「事業所」の下に「（以下本項において「住所等」という。）を加え、「居住する」を「住所等を有する」に、「定め」を「定めて」に、「申告しなければならぬ」を「申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて道府県知事に申請してその承認を受けなければならない」に、「変更した」を「変更し、又は変更しようとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る自動車税の徴収の確保に支障がないことについて道府県知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

に、「申告をした者」を「申告をし、又は偽りその他の不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者」に改める。

第二百五十九條中「道府県は、」の下に「第二百五十七條第二項の認定を受けていない」を加え、「納税義務者が第二百五十七條」を「納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項」に改める。

第九百十條中「事業所」の下に「（以下本項において「住所等」という。）を加え、「居住する」を「住所等を有する」に、「定め」を「定めて」に、「申告しなければならぬ」を「申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて道府県知事に申請してその承認を受けなければならない」に、「変更した」を「変更し、又は変更しようとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る釧路税の徴収の確保に支障がないことについて道府県知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

第九百十一條の見出し中「申告の義務違反」を「虚偽の申告等」に改め、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「申告をせず、又は虚偽の申告をした者」を「虚偽の申告をし、又は偽りその他の不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者」に改め、同条の次に次の一項を加える。

（釧路税の納税管理人に係る不申告に関する過料）
第九百十一條の二 道府県は、第九百十條第二項の認定を受けていない釧路税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を

設けることができる。

第二百六十六條中「第二百六十八條において同様とする」を「次項及び第二百六十八條において同じ」に改め、「事業所」の下に「(以下本項において「住所等」という。)」を加え、「居住する」を「住所等を有する」に、「定め」を「定めて」に、「申告しなければならぬ」を「申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて道府県知事に申請してその承認を受けなければならない」に、「変更したを」を「変更し、又は変更しようとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者又は特別徴収義務者に係る道府県法定外普通税の徴収の確保に支障がないことについて道府県知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

第二百六十七條の見出し中「申告」を「申告等」に改め、同条第一項中「前条を」を「前条第一項」に、「申告をした者」を「申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者」に改める。

第二百六十八條中「道府県は、」の下に「第二百六十六條第二項の認定を受けていない」を加え、「特別徴収義務者が第二百六十六條を」を「特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項」に改める。

第三百条中「居住する」を「住所、居所、事務所若しくは事業所を有する」に、「定め」を「定めて」に、「申告しなければならぬ」を「申告し、又は当該地域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない」に、「変更したを」を「変更し、又は変更しようとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

第三百一条の見出し中「申告」を「申告等」に改め、同条第一項中「前条を」を「前条第一項」に、「申告をした者」を「申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者」に改める。

第三百二条中「市町村は、」の下に「第三百条第二項の認定を受けていない」を加え、「納税義務者が第三百条を」を「納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項」に改める。

第三百十條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第二項とする。

第三百十四條の二第一項第六号中「二十八万円」を「三十万円」に改め、同項第十一号中「四十一万円」を「四十三万円」に改め、同条第四項中「五十四万円」を「五十六万円」に、「五十九万円」を「六十一万円」に、「六十二万円」を「六十六万円」に改め、同条第五項中「六十六万円」を「六十八万円」に改める。

第三百十四條の三第三項を削る。

第三百二十一條の八第三項中「第四十二條の八第六項」の下に「第四十二條の十第五項を加え、」第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項を「又は第六十三條第一項」に改める。

第三百四十八條第二項第三十二号を次のように改める。

く、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知するように努めなければならない。

第三百四十九條の三第一項中「若しくは同項第四号」を「又は同項第四号」に改め、「又は鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者若しくは日本鉄道建設公団若しくは本州四国連絡橋公団」を削り、「電気事業者等」を「電気事業者」に、「五分の二」を「二分の一」に改め、同条第十四項中「第一項又は第二項」を「第二項又は第三十八項」に改め、同条第二十三項中「第一項、第二項又は第十五項」を「第二項、第十五項又は第三十八項」に改め、同条第二十四項中「家屋及び」を削り、「並びに」を「及び」に、「前一条」を「前条」に、「固定資産に對して」を「償却資産に對して」に、「固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき」を「償却資産の」に改め、同条第二十五項中「二分の一」を「四分の三」に改め、同条第二十六項中「の価格」を「に係る固定資産税の課税標準となるべき価格」に改め、同条に次の三項を加える。

37 高压ガス保安協会が所有し、かつ、直接高压ガス保安法第五十九條の二十八第一項第一号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

38 鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者若しくは日本鉄道建設公団若しくは本州四国連絡橋公団(以下本項において「鉄道事業者等」という。)により新たに建設された変電所又は送電施設の用に供する償却資産で当該鉄道事業者等がその事業の用に供するものうち政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課

されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の五分の二の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の四分の三の額とする。

39 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四條第二項に規定する指定会社が所有し、かつ、直接同法第六條第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

第三百五十條第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「こゝを」を「超える」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 市町村は、当該市町村の固定資産税の一の納税義務者であつてその所有する固定資産に對して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額が当該市町村の区域内に所在する固定資産に對して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の三分の二を超え

るものがある場合において、固定資産税の税率を定め、又はこれを變更して百分の一・七を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする。

第三百五十五條中「事業所」の下に「(以下本項において「住所等」という。)」を加え、「居住する」を「住所等を有する」に、「定め」を「定めて」に、「申告しなければならぬ」を「申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない」に、「変更したを」を「変更し、又は変更しようとする」に改め、同条に次の一項を加える。

は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

第三百五十六條の見出し中「申告」を「申告等」に改め、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「申告をした者」を「申告をし、又は偽りその他の不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者」に改める。

第三百五十七條中「市町村は、」の下に「第三百五十五條第二項の認定を受けていない」を加え、「納税義務者が第三百五十五條を」を「納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項」に改める。

第三百八十八條の見出し中「備付」を「備付け」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、自治省令で定めるところにより、前項の固定資産課税台帳の全部又は一部の備付けを電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本節において同じ。）の備付けをもつて行うことができる。

第三百八十一條第一項から第四項までの規定中「様式」を「と」に改め、同条第五項中「様式」を「と」に、「同条同項」を「同項」に改め、同条第八項中「基いて」を「基づいて」に、「様式」を「と」に、「添付」を「添付し」に改め、同条に次の一項を加える。

9 市町村は、自治省令で定めるところにより、前項の別紙の作成を電磁的記録の作成をもつて行うことができる。

第三百八十二條の見出し中「基く」を「基づく」に改め、同条第三項中「記載し」を「記載（当該土地課税台帳又は家屋課税台帳の備付けが第三百八十八條第二項の規定により電磁的記録の備

付けをもつて行われている場合にあつては、記録。以下本項において同じ。）をし」に、「記載され」を「記載をされ」に改める。

第三百八十七條中「基いて」を「基づいて」に、「様式」を「と」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、自治省令で定めるところにより、前項の土地名寄帳又は家屋名寄帳の備付けを電磁的記録の備付けをもつて行うことができる。

第三百九十四條中「記載され」を「記載（当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十八條第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、記録。第四百十五條第二項及び第四百十九條第四項において同じ。）をされ」に改める。

第四百九條第四項中「様式」を「と」に改める。

第四百十五條第一項中「固定資産課税台帳の下に」又はその写し（当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十八條第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、当該固定資産課税台帳に記録をされている事項を記載した書類。次項 第四百十七條第一項並びに第四百十九條第三項及び第四項において同じ。）を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産課税台帳又はその写しを関係者の縦覧に供する場合においては、固定資産課税台帳に記載をされている事項を映像面に表示して縦覧に供することができる。

第四百十七條第一項中「よつて固定資産課税台帳」の下に「又はその写し」を加える。

第四百十九條第三項中「固定資産課税台帳」の下に「又はその写し」を加え、同条第四項中

「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村長は、前項の規定により固定資産課税台帳又はその写しを関係者の縦覧に供する場合においては、固定資産課税台帳に記載をされている事項を映像面に表示して縦覧に供することができる。

第五百二十七條中「事業所」の下に「（以下本項において「住所等」という。）」を加え、「居住する」を「住所等を有する」に、「定め」を「定めて」に、「申告しなければならぬ」を「申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならぬ」に、「変更し」を「変更し、又は変更しようとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る財産税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

第五百二十八條の見出し中「申告」を「申告等」に改め、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「申告をした者」を「申告をし、又は偽りその他の不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者」に改める。

第五百二十九條中「市町村は、」の下に「第五百二十七條第二項の認定を受けていない」を加え、「納税義務者が、第五百二十七條を」を「納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項」に改める。

第五百八十五條第三項中「昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地その他土地で政令で定めるものについては、それぞれこれらの土地の所有者につき政令で定める日）前に取得したもの及び」及び「都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において」を削る。

第五百八十六條第二項第一号の五中「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」の下に「（昭和六十三年法律第三十二号）を加え、同項第一号の十中「及び」を「は」に改め、「指定された地域」の下に「若しくは同法第二十三條の第二項の規定により特別自由貿易地域として指定された地域」を加え、「並びに」を「及び」に改め、同項第一号の十四中「において」の下に「宿泊施設」を加え、同項第一号の二十の次に次の五号を加える。

一の二十一 沖縄振興開発特別措置法第十八條の二第一項の規定により情報通信産業振興地域として指定された地域において、同法第二條第四項に規定する情報通信産業を営む者であつて、当該事業の用に供する設備で政令で定めるものを新設し、又は増設し、かつ当該設備に係る建物（政令で定めるものに限る。）を新築し、又は増築したもので政令で定めるものが当該建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

一の二十二 沖縄振興開発特別措置法第十八條の五第一項の規定により観光振興地域として指定された地域において、同法第十八條の六第一項に規定する特定民間観光関連施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築したもので政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の二十三 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七條第一項に規定する特定中心市街地において、同法第二十一條第一項に規定する認定中小小売商業高度化事業者その他の政令で定める者が同条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき同法第四條第五項に規定する中小小売商業高度化事業又は当該中小小売商業高度化事業に係るものとして政令で定める事

業の用に供する土地で政令で定めるもの
の二十四 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七十七條第二項に規定する認定特定事業計画に従つて実施される同法第四條第四項に規定する特定事業のうち政令で定めるものを行う同法第七十七條第一項に規定する認定特定事業者で政令で定めるものが当該特定事業又は当該特定事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地で政令で定めるもの

一の二十五 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七十七條第一項に規定する特定中心市街地において、同法第八條第二項第一号の規定により地域振興整備公団から出資を受けて同号イ又はロに規定する施設の整備及び管理の事業を行う者で政令で定めるものが新築した当該施設の用に供する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地
第五百八十六條第二項第五号の六の次に次の一号を加える。

五の七 地方公共団体が住民の体育活動の用に供するため無償で使用する事ができる旨の契約（自治省令で定める要件に該当するものに限り。）が締結されている体育施設で政令で定めるものの用に供する土地
第五百八十六條第二項第二十号の四の次に次の一号を加える。

二十の五 都市再開発法第二條の三第一項第二号又は第二項の地区内で同法第二百二十九條の五第一項に規定する認定再開発事業計画に従つて建築される建築物の敷地の用に供する土地
第五百八十六條第二項第二十七号中「準則」の下に「又は同法第四條の二第一項の規定により定められた同項に規定する地域準則」を加える。

第五百八十七條の次に次の一条を加える。

第五百八十七條の二 土地区画整理法による土地区画整理事業（農住組合法第八條第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第七條第一項第一号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六條第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十五條第一項第一号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。以下本項において「土地区画整理事業」という。）又は土地改良法による土地改良事業（農用地整備公団が農用地整備公団法により行う同法第十九條第一項第一号イの事業を含む。以下本項において「土地改良事業」という。）の施行に係る土地で、土地区画整理法第九條の二（農住組合法第八條第一項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六條第一項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三條において準用する場合を含む。）又は土地改良法第五十三條の七（同法第八十九條の二第八項、第九十六條及び第九十六條の四並びに農用地整備公団法第二十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該土地区画整理事業の施行者又は当該土地改良事業を行う者が管理する土地（以下本項において「保留地予定地等」という。）に対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。ただし、当該保留地予定地等である土地が土地区画整理事業の施行に係るものであつて、第五百八十五條第五項において準用する第七十三條の二第二項の規定により当該土地区画整理事業の施行者以外の者又は土地区画整理組合の参加組合員が当該保留地予定地等である土地については、この限

りでない。
2 第五百八十六條第四項の規定は、前項の場合について準用する。
第五百九十條中「事業所」の下に「（以下本項において「住所等」という。）」を加え、「居住する」を「住所等を有する」に、「定め、」を「定めて、」に、「申告しなければならない」を「申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない」に、「変更した」を「変更し、又は変更しようとする」に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る特別土地保有税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。
第五百九十一條の見出し中「申告」を「申告等」に改め、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「申告をした者」を「申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者」に改める。
第五百九十二條中「市町村は、」の下に「第五百九十條第二項の認定を受けていない」を加え、「納税義務者が第五百九十條」を「納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項」に改める。

第五百九十五條中「第五百八十六條又は第五百八十七條」を「第五百八十六條第一項若しくは第二項、第五百八十七條第一項又は第五百八十七條の二第一項本文」に改め、同条第二項の二第一項本文に改め、「以下本条において同じ」を削り、「一月一日前一年以内に取得した土地」の下に「（当該土地の取得について第五百八十六條第一項若しくは第二項又は第五百八十七條第二項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。）」を加える。
第五百九十九條第二項第一号中「第五百八十六條又は第五百八十七條」を「第五百八十六條

第一項若しくは第二項、第五百八十七條第一項又は第五百八十七條の二第一項本文」に改め、「以下本項において同じ」を削り、同項第二号中「ついで」の下に「第五百八十六條第一項若しくは第二項又は第五百八十七條第二項の規定の適用があるもの及び」を加え、「すでに」を「既に」に改め、「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第三号中「（当該土地の取得について土地の取得に對して課する特別土地保有税をすでに申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。）」を削る。
第六百二條第一項第一号を次のように改める。

一 土地の所有者等 次に掲げる土地の譲渡
イ 土地の譲渡で国又は地方公共団体に對するもの（ロに掲げるものを除く。）
ロ 土地の贈与による譲渡であつて、法人税法第三十七條第三項第一号に規定する寄附金に係る寄附に該當するもので政令で定めるもの
ハ 土地の譲渡で住宅・都市整備公団、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるものに對するものであつて、当該譲渡に係る土地が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの（土地開発公社に對する土地の譲渡である場合には、政令で定める土地の譲渡を除く。）
ニ 宅地供給に資する土地の譲渡で政令で定めるもの

第六百三條の二第一項第二号中「本号」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第二項及び第四項中「同項の認定」の下に「又は次条第一項の認定」を、「当該認定」の下に「又は確認」を加え、同条第六項中「既に第一項の認定」の下に「若しくは次条第一項の確認」を、「当該認定」の下に「若しくは確認」を加え、同条の次に次の一

金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第七百一条の三十四第三項第八号中「許可」の下に「若しくは同法第九条の五の二第一項の規定による認定」を加え、「同条第一項ただし書」を「同法第七条第一項ただし書」に改め、同条第七項第二号中「環境事業団から」の下に「中小企業指導法(昭和三十八年法律第四十七号)第二条に規定する中小企業者が」を加える。

第七百一条の三十七中「事業所等」の下に「(以下本項において「住所等」という。)」を加え、「居住する」を「住所等を有する」に、「定め」を「定めて」に、「申告しなければならぬ」を「申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税義務者として定めることについて指定都市等の長に申請してその承認を受けなければならない」に、「変更した」を「変更し、又は変更しようとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る事業所税の徴収の確保に支障がないことについて指定都市等の長に申請してその認定を受けたときは、納税義務者を定めることを要しない。

第七百一条の三十八の見出し中「申告」を「申告等」に改め、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「申告をした者」を「申告をし、又は偽りその他の不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者」に改める。

第七百一条の三十九中「指定都市等は」の下に「第七百一条の三十七第二項の認定を受けていない」を加え、「納税義務者が第七百一条の三十七」を「納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項」に改める。

第七百一条の四十一第一項の表の第四号の二

中「又は第十四条の四第一項若しくは第四項の規定による許可」を「若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の規定による許可又は同法第十五条の四の二第一項の規定による認定」に改め、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項第三号中「公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅又は」を削り、「これらの住宅」を「当該改良住宅」に改め、同条を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 環境事業団から譲渡を受けた環境事業団法第十八条第一項第一号に規定する建物で、その譲渡による取得につき第七百一条の三十二第三項の規定の適用を受けるものの同項の規定により新築とみなされる取得に対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築とみなされる取得に係る新増設事業所床面積(第七百一条の三十四(新増設に係る事業所税に関する部分に限る。))の規定の適用を受けるものを除く。から当該面積の四分の三に相当する面積を控除するものとする。

第七百一条の四十六第一項中「第七百一条の三十七」を「第七百一条の三十七第一項」に、「申告をしないうで」を「定めないうで」に改め、「なる場合」の下に「(同条第二項の認定を受けた場合を除く。)」を加える。

第七百一条の五十一第一項中「第七百一条の四十一第八項」を「第七百一条の四十一第九項」に、「若しくは第七項」を「第六項若しくは第八項」に改める。

第七百二条第二項中「第三十五項又は第三十六項」を「第三十五項から第三十七項まで又は第三十九項」に改める。
第七百二条の五中「第三百五十五條」を「第三百五十五條第一項」に、「市町村長に申告され

た」を「定められた」に改める。

第七百九条中「第七百九条において同様とする」を「次項及び第七百九条において同じ」に改め、「事業所」の下に「(以下本項において「住所等」という。)」を加え、「居住する」を「住所等を有する」に、「定め」を「定めて」に、「申告しなければならぬ」を「申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税義務者として定めることについて地方団体の長に申請してその承認を受けなければならない」に、「変更した」を「変更し、又は変更しようとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者又は特別徴収義務者に係る水利地益税等の徴収の確保に支障がないことについて地方団体の長に申請してその認定を受けたときは、納税義務者を定めることを要しない。

第七百十条の見出し中「申告」を「申告等」に改め、同条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「申告をした者」を「申告をし、又は偽りその他の不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けた者」に改める。

第七百一十一条中「地方団体は」の下に「第七百九条第二項の認定を受けていない」を加え、「特別徴収義務者が第七百九条」を「特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項」に改める。

第七百四十一條第二項を削る。

本則に次の一章を加える。

第六章 電子計算機を使用して作成する
地方税関係帳簿書類の保存方法
等の特例

(地方税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第七百四十八條 次の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる地方税関係帳簿(第四十五條の四若しくは第三百七十七條の八、第五十三條第二十一項、第七十二條の五十五の三、第七十四條の十七、第七百條の二十二の二第三項又は第七百條の二十三の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿をいう。以下本章において同じ。))の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長の承認を受けたときは、自治省令で定めるところにより、当該承認を受けた地方税関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式(第七百五十五條において「電磁的方式」という。))で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本章において同じ。))の備付け及び保存をもつて当該承認を受けた地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

一 第四十五條の四又は第三百七十七條の八に規定するその年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人		これらの規定に規定	
二 第五十三條第二十一項に規定する控除又は還付を受ける法人	同項に規定する帳簿	当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事	村長
三 第七十二條の五十五の三に規定するその年において事業を行う個人	同条に規定する帳簿	当該個人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事	

四 第七十四条の十七に規定する卸売販売業者等又は小売販売業者	同条に規定する帳簿	当該卸売販売業者等又は小売販売業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事
五 第七百条の二十二の二第三項に規定する同条第一項の承認を受けた者	同条第三項に規定する帳簿	同条第一項の承認をした道府県知事
六 第七百条の二十三に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	同条に規定する帳簿	当該元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事

2 次の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる地方税関係書類（第四十五条の四若しくは第三百七条の八、第五十三条第二十一項又は第七十二条の五十五の三の規定により保存をしなければならない書類をいう。以下本章において同じ。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使

用して作成する場合であつて、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長の承認を受けたときは、自治省令で定めるところにより、当該承認を受けた地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該承認を受けた地方税関係書類の保存に代えることができる。

一 第四十五条の四又は第三百七条の八に規定するその年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人	これらの規定に規定する書類	当該個人の住所所在地の市町村長
二 第五十三条第二十一項に規定する控除又は還付を受ける法人	同項に規定する書類	当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事
三 第七十二条の五十五の三に規定するその年において事業を行う個人	同条に規定する書類	当該個人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事

（地方税関係書類の電子計算機出力力マイクロフィルムによる保存等）

第七百四十九条 前条第一項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる地方税関係書類の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長の承認を受けたときは、自治省令で定めるところにより、当該承認を受けた地方税関係書類に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計

算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下本章において同じ。）による保存をもつて当該承認を受けた地方税関係書類の備付け及び保存に代えることができる。

2 前条第二項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる地方税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の

長の承認を受けたときは、自治省令で定めるところにより、当該承認を受けた地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該承認を受けた地方税関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第一項の承認を受けている同項の表の上欄に掲げる者又は同条第二項の承認を受けている同項の表の上欄に掲げる者は、自治省令で定めるところにおいて、当該承認を受けている地方税関係書類又は地方税関係書類（以下本章において「電磁的記録に係る承認済地方税関係書類」という。）の全部又は一部についてその承認を受けた住所所在地等の地方団体の長（同条第一項の表の下欄又は同条第二項の表の下欄に掲げる地方団体の長をいう。以下本章において同じ。）の承認を受けたときは、自治省令で定めるところにより、当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該承認を受けた電磁的記録に係る承認済地方税関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（電磁的記録による保存等の承認の申請等）

第七百五十条 第七百四十八条第一項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる地方税関係書類について同項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする地方税関係書類の備付けを開始する日（当該地方税関係書類が二以上ある場合において、最初の備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）の三月前の日までに、当該地方税関係書類の種類、当該地方税関係書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要その他自治省令で定める事項を記載した申請書を自治省令で定める書類を添付して、これをそれぞれ当該各号の下欄に掲げる住所所在地等の地方団体の長に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする地方税関係書類の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えるものであるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を住所所

の概要その他自治省令で定める事項を記載した申請書に自治省令で定める書類を添付して、これをそれぞれ当該各号の下欄に掲げる住所所在地等の地方団体の長に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。次項において同じ。）が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする地方税関係書類の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に備付けを開始する地方税関係書類であるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を住所所在地等の地方団体の長に提出することができる。

2 第七百四十八条第二項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる地方税関係書類について同項の承認を受けようとする場合には、当該承認を受けようとする地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代える日（当該地方税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。）の三月前の日までに、当該地方税関係書類の種類、当該地方税関係書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要その他自治省令で定める事項を記載した申請書を自治省令で定める書類を添付して、これをそれぞれ当該各号の下欄に掲げる住所所在地等の地方団体の長に提出しなければならない。ただし、新たに設立された法人が、当該承認を受けようとする場合において、当該承認を受けようとする地方税関係書類の全部又は一部が、その設立の日から同日以後六月を経過する日までの間に当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えるものであるときは、設立の日以後三月を経過する日までに、当該申請書を住所所

在地等の地方団体の長に提出することができる。

3 住所所在地等の地方団体の長は、第一項又は前項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る地方税関係帳簿書類（地方税関係帳簿又は地方税関係書類をいう。以下本章において同じ。）の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある地方税関係帳簿書類について、その申請を却下することができる。

一 次条第一項の規定による届出書が提出され、又は第七百五十三条第二項の規定による通知を受けた地方税関係帳簿書類であつて、当該届出書が提出され、又は当該通知を受けた日以後一年以内にその申請書が提出されたこと。

二 その電磁的記録の備付け又は保存が、第七百四十八条第一項又は第二項に規定する自治省令で定めるところに従つて行われな

いと認められる相当の理由があること。
4 住所所在地等の地方団体の長は、第一項又は第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。この場合において、却下の処分の通知をするときは、その理由を記載しなければならない。

5 第一項又は第二項の申請書の提出があつた場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、当該各号に定める日においてその承認があつたものとみなす。

一 当該申請書が地方税関係帳簿に係るものである場合（第三号に掲げる場合を除く。）当該地方税関係帳簿の備付けを開始する日の前日

二 当該申請書が地方税関係書類に係るもの

である場合（次号に掲げる場合を除く。）当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代える日の前日

三 当該申請書が第一項ただし書又は第二項ただし書の規定により提出されたものである場合、その提出の日から三月を経過する日

6 住所所在地等の地方団体の長（第七百四十八条第一項の表第一号の下欄に掲げる市町村長及び同表第五号の下欄に掲げる道府県知事並びに同表第二項の表第一号の下欄に掲げる市町村長を除く。）は、第一項又は第二項の申請につき承認をした場合（前項の規定によりその承認があつたものとみなされた場合を含む。）には、自治省令で定める関係地方団体の長に自治省令で定める事項を通知しなければならない。

（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）
第七百五十一条 第七百四十八条第一項又は第二項の承認を受けている者は、電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類の全部又は一部について、同条第一項に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は同条第二項に規定する電磁的記録の保存をやめようとする場合には、自治省令で定めるところにより、そのやめようとする電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類の種類その他必要な事項を記載した届出書を当該承認を受けた住所所在地等の地方団体の長に提出しなければならない。

この場合において、当該届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後は、当該届出書に係る電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類については、その承認は、その効力を失うものとする。
2 第七百四十八条第一項又は第二項の承認を受けている者は、電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類に係る前条第一項又は第二項の申請書（当該申請書に添付した書類を含む。）に記載した事項（地方税関係帳簿書類の種類を除く。）の変更しようとする場合には、自治省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を当該承認を受けた住所所在地等の地方団体の長に提出しなければならない。

（住所又は主たる事務所若しくは事業所を移転した場合の承認の申請等）
第七百五十二条 第七百四十八条第一項又は第二項の承認を受けている者（同条第一項の表第五号の上欄に掲げる者を除く。第五項において同じ。）は、当該承認を受けた住所所在地等の地方団体の区域にその住所等（同条第一項の表第一号の上欄又は同条第二項の表第一号の上欄に掲げる者にあつてはその住所とし、同条第一項の表第二号から第四号まで若しくは第六号の上欄又は同条第二項の表第二号若しくは第三号の上欄に掲げる者にあつてはその主たる事務所又は事業所とする。以下本条において同じ。）を移転した場合において、当該電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類についてその住所等を移転した後も引き続き同条第一項の規定により当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存をもち、又は同条第二項の規定により当該電磁的記録に係る承認済地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えようとするときは、自治省令で定めるところにより、その住所等を移転した日から三月を経過する日までに当該地方税関係帳簿書類の種類その他自治省令で定める事項を記載した申請書とその住所等を移転した後、住所所在地等の地方団体の長に提出し、同条第一項又は第二項の承認を求めなければならない。

2 前項の申請書の提出を受けた住所所在地等の地方団体の長は、当該申請書に係る地方税関係帳簿書類の全部又は一部につき第七百五十条第三項第二号に該当する事実があるときは、その該当する事実がある地方税関係帳簿書類について、その申請を却下することができる。

3 第七百五十条第四項の規定は、住所所在地等の地方団体の長が第一項の申請について承認又は却下の処分をする場合について準用する。

4 第一項の申請書の提出があつた場合において、その提出の日から三月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、当該三月を経過する日においてその承認があつたものとみなす。

5 第七百四十八条第一項又は第二項の承認を受けている者がその住所等を移転する前に受けていた当該承認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日において、その効力を失うものとする。

一 その住所等を移転した日から三月を経過する日までに第一項の申請書の提出をしなかつた場合、当該三月を経過する日

二 第一項の申請について承認又は却下の処分があつた場合、当該処分の日

三 第一項の申請について前項の規定により承認があつたものとみなされた場合、当該承認があつたものとみなされた日

6 第七百五十条第六項の規定は、住所所在地等の地方団体の長が第一項の申請につき承認をした場合（第四項の規定によりその承認があつたものとみなされた場合を含む。）について準用する。

（電磁的記録による保存等の承認の取消し）
第七百五十三条 住所所在地等の地方団体の長は、電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類の全部又は一部につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する事実がある電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類について、その承認を取り消す

二 その電磁的記録の備付け又は保存が第七百四十八条第一項又は第二項に規定する自治省令で定めるところに従つて行われていること。

(電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)

第七百五十四条 第七百五十条から前条までの規定は、第七百四十九条各項の承認について準用する。この場合において、第七百五十条第一項中「同項の承認を受けようとする場合には」とあるのは「前条第一項の承認を受けようとする場合にあつては」と、「三月前の日」に「三月前の日」までとあるのは「三月前の日」までと、同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては、当該承認を受けようとする第七百四十八条第一項の承認を受けている地方税関係帳簿について、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代へる日（当該地方税関係帳簿が二以上ある場合において、その代へる日が異なるときは、最初に到来する代へる日。第五項第一号において同じ。）の三月前の日」までと、「が、当該承認」とあるのは「が、前条第一項の承認」と、同条第二項中「同項の承認を受けようとする場合には」とあるのは「前条第二項の承認を受けようとする場合にあつては」と、「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる」と、「三月前の日」までとあるのは「三月前の日」までと、同条第三項の承認を受けようとする場合にあつては、当該承認を受けようとする第

七百四十八條第二項の承認を受けている地方税関係書類について、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日（当該地方税関係書類が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第二号において同じ。）の三月前の日までに」と、「が、当該承認」とあるのは「が、前条第二項の承認」と、同条第三項第一号中「第七百五十三條第二項」とあるのは「第七百五十四條において準用する第七百五十三條第二項」と、同項第二号中「保存」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「第七百四十八條第一項又は第二項」とあるのは「前条各項」と、同条第五項中「前日」とあるのは「前日（当該申請書が前条第三項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日の前日）」と、「電磁的記録の」とあるのは「電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる」と、第七百五十一條第一項中「第七百四十八條第一項又は第二項」とあるのは「第七百四十九條各項のいずれか」と、「電磁的記録に係る承認済地方税関係簿書類の全部」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係簿書類（当該承認を受けている地方税関係簿書類をいう。以下本章において同じ。）の全部」と、「及び保存」とあるのは「及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「同条第二項」とあるのは「同条第二項若しくは第三項」と、「の保存」とあるのは「の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「電磁的記録に係る承認済地方税関係簿書類の種類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係簿書類の種類」と、「電磁的記録に係る承認済地方税関係簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」とあるのは「電子計算機

出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿書類」と、同条第二項中「第七百四十八条第一項又は第二項」とあるのは「第七百四十九条各項のいずれか」と、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿書類」と、第七百五十二条第一項中「第七百四十八条第一項又は第二項」とあるのは「第七百四十九条各項のいずれか」と、「同条第一項の表第五号」とあるのは「第七百四十八条第一項の表第五号」と、「同条第一項の表第一号」とあるのは「第七百四十八条第一項の表第一号」と、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿書類」と、「同条第一項の規定」とあるのは「第七百四十九条第一項の規定」と、「及び保存を」とあるのは「及び電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を」と、「代え、又は」とあるのは「代え」と、「電磁的記録の保存」とあるのは「代え」と、「代え、又は」とあるのは「代え、又は同条第三項の規定により電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えよう」と、「同条第一項又は第二項」とあるのは「それぞれ同条第一項第三項又は第三項」と、同条第二項中「第七百五十条第三項第二号」とあるのは「第七百五十四条において準用する第七百五十条第三項第二号」と、同条第三項中「第七百五十条第四項」とあるのは「第七百五十四条において準用する第七百五十条第四項」と、同条第五項中「第七百四十八条第一項又は第二項」とあるのは「第七百四十九条各項のいずれか」と、同条第六項中「第七百五十条第六項」とある

のは「第七百五十四条において準用する第七百五十条第六項」と、前条第一項中「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿書類」と、「保存」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルムによる保存」と、「第七百四十八条第一項又は第二項」とあるのは「第七百四十九条各項」と読み替えるものとする。

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第七百五十五條 第七百四十八條第二項の表第一号及び第三号の上欄に掲げる者は、電子取引(取引情報(取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下本条において同じ)の授受を電磁的方式により行う取引をいう。以下本条において同じ)を行つた場合には、自治省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、自治省令で定めるところにより、当該電磁的記録の出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

(地方税に関する法令の規定の適用)

第七百五十六條 第七百四十八條第一項若しくは第二項又は第七百四十九條各項のいずれかの承認を受けている地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクログロフィルムに対する地方税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクログロフィルムを当該地方税関係帳簿書類とみなす。

2 前条の規定により保存が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに對する地方税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを地方税関係書類以外の

書類とみなす。

3 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第 号）第四條第一項若しくは第二項又は第五條各項のいずれかの承認を受けて備付け又は保存が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに對する地方税に関する法令の規定（帳簿又は書類の備付け又は保存に係る規定を除く。）の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを帳簿又は書類とみなす。

4 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十條の規定により保存が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに對する地方税に関する法令の規定（帳簿又は書類の備付け又は保存に係る規定を除く。）の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを書類とみなす。

附則第三條の三「三十四万円」を「三十五万円」に改める。

附則第四條に次の一項を加える。

2 平成十一年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る第三十二條第二項又は第三十三條第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定（租税特別措置法第四十一條の五の規定を除く。）とする。

しくは第八項、第六十三條第一項若しくは第六十三條の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）以下本項において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十條第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改正法附則第二十條第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項に、「第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」を「又は第六十三條第一項」に、「若しくは第八項を含む。」を「又は第八項を含む。」に、「又は第六十三條の二第一項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六號）附則第十四條第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項を含む。）（租税特別措置法第六十三條の二第一項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七號）附則第十五條第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項を含む。）」を「又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六號）附則第十四條第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七號）附則第十五條第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）以下本項において「平成十年租税特別措置法改正法」という。）附則第二十條第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項若しくは平成十年

租税特別措置法改正法附則第二十條第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項に改める。

附則第九條の二第二項中「百分の八」を「百分の七・五」に、「七百万円」を「八百万円」に改める。

附則第十條第一項中「までの間」の下に、「当該施設の取得が平成三年四月一日において既に鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者の事業の用に供されていた鉄道施設の取得である場合に於ては、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間」を加え、同條第二項及び第三項中「平成十年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同條第五項中「方法により」の下に「平成十三年三月三十一日までに」を加え、同條第六項を削り、同條第七項を同條第六項とし、同條第八項を同條第七項とする。

附則第十一條第一項、第四項及び第五項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同條第六項中「ものに限る。」の下に「で政令で定めるもの」を加え、「平成十年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同條第八項中「取得した場合における当該家屋の取得」を「取得のうち次の各号に掲げるものに」、「当該取得が平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋のうち特定都市計画駐車場又は特定届出駐車場の用に供する部分の価格の四分の一（当該部分のうち地上に設けられる部分にあつては、五分の一）に相当する額」を「当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十四條第一項の規定に基づき同項に規定する路外駐車場の整備に関する事業の計

画の概要が定められた特定届出駐車場（以下本項において「中心市街地特定届出駐車場」という。）の用に供する家屋の取得であつて同法の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に行われたもの 当該家屋のうち中心市街地特定届出駐車場の用に供する部分の価格の三分の一（当該部分のうち地上に設けられる部分にあつては、四分の一）に相当する額

二 特定都市計画駐車場又は中心市街地特定届出駐車場以外の特定届出駐車場の用に供する家屋の取得であつて平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に行われたもの 当該家屋のうち特定都市計画駐車場又は中心市街地特定届出駐車場の用に供する部分の価格の四分の一（当該部分のうち地上に設けられる部分にあつては、五分の一）に相当する額

附則第十一條第九項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同條第十一項中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（次項において「会社法」という。）第一條第一項若しくは第二項に規定する旅客会社若しくは貨物会社又は日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七號）以下本項において「改革法」という。）第十一條第一項の規定による指定を受けた法人（以下本項において「旅客会社等」という。）が改革法第二十二條を「東海旅客鉄道株式会社又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七號）第二十二條」に改め、「承継した家屋」の下に「東海旅客鉄道株式会社が加え、」に規定する旅客鉄道株式会社が「同条」及び「及び次項」を削り、「当該旅客会社等」を「東海旅客鉄道株式会社又は日本貨物鉄道株式会社」に、「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同條第十二項を削り、同條第十三項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同條第十三項

日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同項の次に次の三項を加える。

17 農業経営基盤強化促進法第四條第二項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号に規定する農地売買等事業のうち、農業経営の規模の拡大の円滑化に資するため、政令で定める区域内の農地又は採草放牧地（以下本項において「特定農地等」という。）を同法第十二條第一項の認定を受けた者その他の自治省令で定める者（以下本項において「認定農業者等」という。）に五年を超えて貸し付けることを目的として取得し、かつ、当該貸付期間が満了した後に当該取得した特定農地等を当該認定農業者等に売り渡すものであつて、道府県知事の承認した実施計画に基づいて平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に特定農地等を取得した場合における当該特定農地等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該特定農地等の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

18 造船業基盤整備事業協会が造船業基盤整備事業協会法（昭和五十三年法律第百三十三号）第二十九條第一項第一号に規定する業務により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十三年三月三十一日までにに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

19 中小企業事業団法第二十一條第一項第二号

ハの中小企業構造の高度化を支援する事業で政令で定めるものを行う者（政令で定めるものに限り。）が都道府県又は中小企業事業団から同号ハの資金の貸付けを受けて当該事業の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十二年三月三十一日までにに行われたときに限り、価格に当該家屋の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則第十一條の二第一項中「平成十年六月三十日」を「平成十三年六月三十日」に、「第七十三條の十五第一項」を「第七十三條の十五」に改める。

附則第十一條の三第一項中「平成十年六月三十日」を「平成十三年六月三十日」に改める。
附則第十一條の四第九項中「平成十年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

附則第十一條の五第三項の表以外の部分中「同条第十四項」を「同条第十三項」に改め、同項の表附則第十一條第十四項の項中「附則第十一條第十四項」を「附則第十一條第十三項」に改める。

附則第十一條の六中「第十四項」を「第十三項」に改める。

附則第十一條の七第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に、「五年」とあるのは「五年（道府県知事がその取得の日から五年以内に附則第十一條の七第一項に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付け期間の延長の承認をした場合においては、五年を経過する日の翌日から五年）」を「から五年」とあるのは「から五年（道府県知事がその取得の日から五年以内に附則第十一條の七第一項に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付け期間の延長の承認をした場合においては、五年を経過する日の翌日から五年）」に改める。

に、「貸付け期間の延長の承認をした場合においては、五年を経過する日の翌日から五年）以内」を「貸付け期間の延長の承認をした場合においては、五年を経過する日の翌日から五年）以内」に改め、同条第二項及び第三項中「平成十年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

附則第十五條第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成九年度」を「平成十一年度」に改め、同条第三項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成十年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成十年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第六項中「同条第二項」を「同法第十四條の三第二項」に、「平成九年度分」を「平成十年度分及び平成十一年度分」に改め、同条第七項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成八年度分及び平成九年度分」を「平成十年度分及び平成十一年度分」に改め、同条第九項中「限る。」を「限る。」又は「に改め、又は騒音規制法第二條第一項に規定する特定施設において発生する騒音を防止するための施設を削り、平成八年度分及び平成九年度分」を「平成十年度分及び平成十一年度分」に改め、同条第十項中「平成九年度」を「平成九年度から平成十一年度までの間」に改め、同条第十一項中「のうち、平成九年一月二日から平成十一年三月三十一日までの間に建設され、又は設置されたもの」を削り、「供する家屋及び償却資産」の下に「のうち次の各号に掲げるもの」を加え、「当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（当該家屋及び償却資産のうち地上に設けられる特定都市計画駐車場又は特定届出駐車場に供する部分にあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額）を、当該各号に

定める額」に改め、同項に次の各号を加える。
一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十四條第一項の規定に基づき同項に規定する路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場（以下本項において「中心市街地特定届出駐車場」という。）であつて同法の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に建設され、又は設置されたものの用に供する家屋及び償却資産 当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該家屋及び償却資産のうち地上に設けられる中心市街地特定届出駐車場の用に供する部分にあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額）
二 特定都市計画駐車場又は中心市街地特定届出駐車場以外の特定届出駐車場であつて平成九年一月二日から平成十一年三月三十一日までの間に建設され、又は設置されたものの用に供する家屋及び償却資産 当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（当該家屋及び償却資産のうち地上に設けられる特定都市計画駐車場又は中心市街地特定届出駐車場以外の特定届出駐車場の用に供する部分にあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額）

附則第十五條第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第十八項及び第十九項を次のように改める。
18 港湾法第二條第一項に規定する港湾管理者により設立された民法第三十四條の財団法人で政令で定めるもの（次項において「外貿埠頭公社」という。）が港湾法第五十五條の七第二項に規定する特定用途港湾施設（政令で定

定する額）に改め、同項に次の各号を加える。
一 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十四條第一項の規定に基づき同項に規定する路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められた特定届出駐車場（以下本項において「中心市街地特定届出駐車場」という。）であつて同法の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に建設され、又は設置されたものの用に供する家屋及び償却資産 当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該家屋及び償却資産のうち地上に設けられる中心市街地特定届出駐車場の用に供する部分にあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額）
二 特定都市計画駐車場又は中心市街地特定届出駐車場以外の特定届出駐車場であつて平成九年一月二日から平成十一年三月三十一日までの間に建設され、又は設置されたものの用に供する家屋及び償却資産 当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（当該家屋及び償却資産のうち地上に設けられる特定都市計画駐車場又は中心市街地特定届出駐車場以外の特定届出駐車場の用に供する部分にあつては、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額）

める用途に供するものに限る。次項において同じ。の用に供する固定資産（平成十年三月三十一日までに取得されたものに限る。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成十年度及び平成十一年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

19 外資埠頭公社が平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に取得した港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条第二十二項から第二十五項までの規定中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第二十六項を次のように改める。

26 日本貨物鉄道株式会社が新たに製造された車両で政令で定めるもの（第三百四十九条の三第十二項の規定の適用を受けるものを除く。）を平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に取得してこれを事業の用に供する場合においては、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとな

つた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条第二十七項中「平成七年四月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「五分の四」に、「八分の七」を「十分の九」に改め、同条第二十八項中「平成八年四月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日まで」に、「六分の五」を「十分の九」に改め、同条第二十九項及び第三十項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第三十二項中「第三百四十九条の三第一項」の下に「又は第三十八項」を加え、同条第三十三項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第三十六項中「平成七年一月一日から平成十年三月三十一日まで」を「平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「六分の五」に、「五分の四」を「十分の九」に改め、同条第四十一項中「第三百四十九条の三第一項、第二項」を「第三百四十九条の三第二項」に改め、同条第四十二項中「第三百四十九条の三第一項、第二項」を「第三百四十九条の三第二項」に、「若しくは第三十三項」を「第三十三項若しくは第三十八項」に改め、同条に次の五項を加える。

43 事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対し提供すべき労務の提供を専ら電気通信設備を用いて行わせるために設置した事務所又は事業所であつて、当該事務所又は事業所において就業させることが当該従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして自治省令で定めるもの（以下本項において「特定事業所等」という。）に設置された当該従業者の当該労務の提供に必要となる電気通信設備で自治省令で定めるもの及び当該特定事業所等以外の場所に設置された

当該電気通信設備がその機能を果たすために必要となる電気通信設備で自治省令で定めるものであつて、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、これらの設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

44 中小企業事業団法第二十一条第一項第二号ハの中小企業構造の高度化を支援する事業で政令で定めるものを行う者（政令で定めるものに限る。）が当該事業により平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に新たに取得した中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの（第三百四十九条の三第三項又は第四項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械及び装置に固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

45 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者が平成五年四月二十八日から平成十一年三月三十一日までの間に雲仙岳の噴火による災害により滅失し、又は損壊した鉄道に係る線路設備、電路設備又は停車場設備（以下本項において「線路設備等」という。）に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける線路設備等にあつては、当該線路設備等の価格等を決定する自治大臣又は道府県知事）が認める線路設備等（第三百四十九条の三第十五項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得し、又は当該損壊した線路設備等を改良した場合における当該取得され、又

は改良された線路設備等（改良された線路設備等にあつては、当該線路設備等の当該改良された部分）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該線路設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該線路設備等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該線路設備等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

46 と畜場法第二条第三項に規定する一般と畜場の設置者が、平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得した同条第一項に規定する獣畜の処理を衛生的に行うための設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

47 医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群（以下本項において「療養型病床群」という。）を有する病院又は診療所において、療養型病床群に収容された患者の療養を支援するために必要となる機器で政令で定めるもののうち、平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機器に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機器に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

附則第十五条の二第一項中「第三百四十九条の三第一項、第二項」を「第三百四十九条の三第二項」に改め、同条第二項中「第三百四十九条の

三 第一項、第二項を「第三百四十九条の三第二項」に、「若しくは第三十三項」を、「第三十三項若しくは第三十八項」に改める。

附則第十六条第一項、第二項及び第六項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第四号イの表(2)中「平成十年度又は平成十年度においては、当該土地が平成九年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「平成十年改正前の地方税法」という。)第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、」に、「が当該年度の前年度分」を「が平成十年度分」に改め、同号ロの表(2)中「平成十年度又は平成十年度においては、当該土地が平成九年度分の固定資産税について平成十年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、」に、「が当該年度の前年度分」を「が平成十年度分」に改める。

附則第十七条の表及び同条第六項の表中「及び第二十七項から第三十二項まで」を、「第二十七項から第三十二項まで及び第三十九項」に改め、同条に次の二項を加える。

10 市町村長は、第四百十条の規定によつて土地の価格等を決定した場合において、当該決定後直ちに平成十一年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受ける土地のうち同項の表の第一号、第二号又は第四号に掲げるもの(以下本項において「特定平成十一年度適用土地」という。)が所在する地域を公示したときは、第六項の規定により読み替へられた第四百十一條第一項の規定にかかわらず、当該公示された地域に所在する特定平成

十一年度適用土地に対して課する固定資産税の納税義務者に対しては、同項に規定する通知をすることを要しない。

11 市町村長は、平成十一年度分の固定資産税について、第一項の規定により当該市町村内の土地の全部又は一部について修正価格で土地課税台帳等に登録されたものを平成十一年度分の固定資産税の課税標準とする場合には、その旨を納税義務者に周知するよう努めるものとする。

附則第十八条の三第一項中「附則第十八条第二項各号」を「附則第十八条第二項第一号又は第二号」に、「から平成十一年度までの各年度」を「又は平成十年度」に改め、同条第二項中「同条第二項第三号」を「又は同条第二項第三号」に改め、「又は同条第二項第四号に掲げる宅地等」を「又は同条第二項第四号に掲げる宅地等の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下本項において「平成十一年度の宅地等」という。)、平成十一年度の宅地等にあつては平成十年度及び平成十一年度の宅地等にあつては平成十一年度分を削り、同条第三項中「から平成十一年度までの各年度」を「又は平成十年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の四 附則第十八条第二項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成十一年度に係る賦課期日において前条第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち、平成十一年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下本項において「平成十一年度用途変更宅地等」という。)に係る平成十一年度分の固定資産税については、附則第十七条第四号に規定する前年度課税標準額は、同号イの規定にかかわらず、当該平成十一年度用途変更宅地等に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、当該平成十一年度用途変更宅地等が平成十一年度に係る賦課期日において該当した同表の上欄に掲げる宅地等

平成十一年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの(以下本項及び次項において「特定用途宅地等」という。)で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成十一年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

2 前項の「平成十一年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 次号に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

二 平成十一年度分の固定資産税について附則第十八条第一項又は第十八条の二の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

3 附則第十八条第二項第四号に掲げる宅地等で平成十一年度に係る賦課期日において前条第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち、当該宅地等の類似土地が平成十一年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下本項において「平成十一年度類似用途変更宅地

等」という。)に係る平成十一年度分の固定資産税については、附則第十七条第五号に規定する比準課税標準額は、同号の規定にかかわらず、当該平成十一年度類似用途変更宅地等に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、当該平成十一年度類似用途変更宅地等が平成十一年度に係る賦課期日において該当した同表の上欄に掲げる宅地等に平成十一年度に係る賦課期日において当該土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの(以下本項及び次項において「類似特定用途宅地等」という。)で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成十一年度類似課税標準額の総額を当該類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

4 前項の「平成十一年度類似課税標準額」とは、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 次号に掲げる類似特定用途宅地等以外の類似特定用途宅地等 当該類似特定用途宅地等に係る平成十一年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

二 平成十一年度分の固定資産税について附則第十八条第一項又は第十八条の二の規定の適用を受ける類似特定用途宅地等 当該類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

二 平成十一年度分の固定資産税について附則第十八条第一項又は第十八条の二の規定の適用を受ける類似特定用途宅地等 当該類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額(当該類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるとき

は、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

5 平成十一年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る同年度分の固定資産税に係る附則第十七条、第十八条及び第十八条の二並びに前各項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

附則第十九条の二第四項第一号中「宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格」の下に「に比準する価格」を加える。
附則第二十五条の二中「平成九年度から平成十一年度までの各年度分」を「平成九年度分及び平成十年度分」に、「附則第十八条第二項各号」を「附則第十八条第二項第一号又は第二号」に、「及び前二条」を「前二条」に、「及び第二十五条」を「第二十五条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 附則第十八条の四の規定は、平成十一年度分の都市計画税の算定について準用する。この場合において、同条第一項中「附則第十八条第二項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第二項において読み替へられた附則第十八条第二項第一号から第三号まで」と、「同号イ」とあるのは「同号ロ」と、「固定資産税を課された」とあるのは「都市計画税を課された」と、同条第二項第一号中「固定資産税について第三十四九条の三の二」とあるのは「都市計画税について第七百二条の三」と、同項第二号中「附則第十八条第一項又は第十八条の二」とあるのは「附則第二十五条第一項」と、これらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額」とあるのは「同項に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額」と、「第

三百四十九条の三」とあるのは「第三百四十九条の三(第二十三項を除く。）」と、同条第三項中「附則第十八条第二項第四号」とあるのは「附則第二十五条第二項において読み替へられた附則第十八条第二項第四号」と、「固定資産税を課された」とあるのは「都市計画税を課された」と、同条第四項第一号中「固定資産税について第三十四九条の三の二」とあるのは「都市計画税について第七百二条の三」と、同項第二号中「附則第十八条第一項又は第十八条の二」とあるのは「附則第二十五条第一項」と、これらの規定に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額」とあるのは「同項に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額」と、「第三百四十九条の三」とあるのは「第三百四十九条の三(第二十三項を除く。）」と、同条第五項中「第十八条及び第十八条の二」とあるのは「及び第二十五条」と読み替へるものとする。

附則第二十七条の三第一項第一号中「額を」の下に「平成九年改正前の地方税法」を加え、同号中「第三百四十九条の三」を「平成十年改正前の地方税法第三百四十九条の三」に改め、同条第三項中「附則第十八条の三第三項」の下に「及び附則第十八条の四第五項」を加え、「同項」を「附則第十八条の三第三項」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「第二十七条の三」の下に「附則第十八条の四第五項中、第十八条及び第十八条の二並びに前各項」とあるのは「及び第二十七条の三」とを加える。
附則第三十一条の二第二項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第三項中「十四年」を「十六年」に改め、同条第五項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第五百九十九条第二項第一号」を「第五百九十九条第二項第二号」に、「第五百八十七条」を「第五百八十七条」に、「第五百八十七条」を「第五百八十七条」に改め、「附則第三十一条の二」の下に「又は第五百八十七条第

二項」とあるのは「第五百八十七条第二項又は附則第三十一条の二」とを加え、「第六百三条の二」を「第六百三条の二の二」に改める。
附則第三十一条の二第二項中「又は第七項」を削り、同条第二項中「第五百九十九条第二項第一号」を「第五百九十九条第二項第二号」に、「第五百八十七条」を「第五百八十七条」に改め、同条の次に次の一項を加える。
第三十一条の二の三 当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が一月一日である場合にあつては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第五百九十三条の規定にかかわらず、第五百九十三条第一項の土地の取得価額又は修正取得価額(当該土地の第五百九十三条第一項の取得価額を、当該土地の取得の日の属する年の翌年の一月一日(当該土地の取得の日が一月一日である場合にあつては、同日)から当該年度の初日の属する年の一月一日までの期間における地価の変動を勘案して政令で定めるところにより修正した額をいう)のいずれか低い金額とする。この場合において、第五百九十九条第二項第一号中「取得価額」とあるのは、「取得価額(附則第三十一条の二の三第一項に規定する修正取得価額が取得価額より低い土地にあつては、当該修正取得価額)」とする。

2 前項の規定が適用される場合における特別土地保有税の申告の手続その他同項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。
附則第三十一条の三第四項中「平成十一年度」を「平成十三年度」に、「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和五十四年法律第三十三号」を削り、「昭和五十四年度から平成九年度まで」を「平成十一年度から平成二十年度まで」に改め、「特別土地保有税」の下に「又は当該土地の取得で平成十三年三月三十一日までにされたものに対し

て課する特別土地保有税」を加え、同条第七項中「平成十一年度」を「平成十三年度」に、「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。
9 第四項の規定は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律第十条第一項の中心市街地整備推進機構が同法第十一条第三号に規定する業務の用に供する土地に対して課する平成十一年度から平成十三年度までの各年度分の特別土地保有税又は当該土地の取得で平成十二年三月三十一日までにされたものに対して課する特別土地保有税について準用する。
附則第三十一条の四を削る。
附則第三十一条の四の二第一項中「又は前条第一項の規定」を削り、「特定市の区域」を「都の区域(特別区の存する区域に限る。)、首都圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域(次項において「特定市の区域」という。))に改め、昭和六十一年一月一日以後取得した土地で、」を削り、同条第二項中「又は前条第二項の規定」を削り、同条を附則第三十一条の四とする。
附則第三十一条の五を削る。
附則第三十二条第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第五

間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

一 平成十年四月一日から平成十一年九月三十日まで 百分の一

二 平成十一年十月一日から平成十二年二月

周辺整備地区において同法第九条第一項に規定する認定計画に従つて整備する同法第二条第二項に規定する特定施設で産業廃棄物認定事業者の事業の用に供するもの（政令で定めるものに限る。以下本項及び次条第七項において「産業廃棄物特定施設」という。）で当該産業廃棄物特定施設に係る事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等という。以下本条、附則第三十二条の七及び第三十二条の八において同じ。）の新設が平成十二年三月三十一日までに行われたものに係る事業所床面積に対しては、当該事業が法人の事業である場合には当該産業廃棄物特定施設に係る事業所等が新設された日から五

周辺整備地区において同法第九条第一項に規定する認定計画に従つて整備する同法第二条第二項に規定する特定施設で産業廃棄物認定事業者の事業の用に供するもの（政令で定めるものに限る。以下本項及び次条第七項において「産業廃棄物特定施設」という。）で該産業廃棄物特定施設に係る事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下本条、附則第三十二条の七及び第三十二条の八において同じ。）の新設が平成十二年三月三十一日までに行われたものに係る事業所床面積に対しては、当該事業が法人の事業である場合には当該産業廃棄物特定施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該産業廃棄物特定施設に係る事業所等

法第二条に規定する中小企業者（以下本項において「中小企業者」という。）が環境事業団から譲渡を受けた環境事業団法第十八条第一項第一号に規定する建物で中小企業者の事業の用に供するもの（産業公害の防止に資するものとして政令で定めるものに限る。）に係る事業所床面積に対しては、当該事業が法人としての事業である場合には平成十二年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業

る年分までに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税のうちの資産割を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

3 指定都市等は、伝統的工芸品産業の振興に關する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第四條第一項に規定する製造協同組合等が作成して同項の規定による認定を受けた振興計画又は同項に規定する製造協同組合等及び同法第六條第一項に規定する販売協同組合等が

に規定する事業に係る事業所税をいう。以下
本条、附則第三十二条の七及び第三十二条の
八において同じ。）のうち資産割を課するこ

作成して同項の規定による認定を受けた共同振興計画に基づき当該製造協同組合等若しくは当該販売協同組合等又はこれらの直接若しくは間接の構成員である組合が設置する共同施設で同法第二条第一項の規定により指定された伝統的工芸品に関する産業の用に供する

定施設の整備の促進に関する法律第九条第一項に規定する認定事業者（以下本項及び次条第七項において「産業廃棄物認定事業者」という。）が同法第二条第三項に規定する特定

ものに係る事業所床面積に対しては、平成十一年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税のう

とし、同条の前に次の七条を加える。

(新增設に係る事業所税の非課税)

第三十二条の四 指定都市等は、事業所用家屋で総合保養地域整備法第四條第二項第三号に規定する重点整備地区において同法第七條第一項に規定する承認基本構想(平成九年三月三十一日までに同法第五條第四項の規定による承認(当該承認を受けた日から平成十一年三月三十一日までの間に行われる同法第六條第一項の規定による承認を含む。))を受けたものに限り、)に従つて設置された同法第二條第二項に規定する特定民間施設で政令で定めるものに係るものの新築で当該特定民間施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築が当該承認基本構想に係る同法第五條第四項の規定による承認を受けた日から十二年を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税(同条第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。以下本条及び附則第三十二條の九において同じ。)を課することができない。この場合において、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

2 指定都市等は、事業所用家屋で多極分散型国土形成促進法第七條第二項第三号に規定する重点整備地区において同法第十一條第一項に規定する承認基本構想(平成十一年三月三十一日までに同法第八條第一項の規定による承認(同法第十條第一項の規定による承認を含む。以下本項において同じ。))を受けたものに限り、)に従つて整備される同法第七條第二項第四号に規定する中核的民間施設で政令で定めるもの又は同法第二十二條第三項第三号に規定する業務施設集積地区において同法第二十六條に規定する承認基本構想(平成十一年三月三十一日までに同法第二十四條第一項の規定による承認(同法第二十五條第一項

の規定による承認を含む。以下本項において同じ。))を受けたものに限り、)に従つて整備される同法第二十二條第三項第四号に規定する中核的民間施設で政令で定めるものに係るもの新築又は増築(第七百一条の三十一第一項第六号に規定する増築をいう。以下本条及び附則第三十二條の九において同じ。))で当該中核的民間施設に係る事業を行う者が政令で定めるものが建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該承認基本構想に係る同法第八條第一項又は第二十四條第一項の規定による承認を受けた日から八年を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

3 指定都市等は、事業所用家屋で繊維産業構造改善臨時措置法第二條第三項に規定する特定組合(以下本項において「特定組合」という。又は同条第四項に規定する特定商工組合等(以下本項において「特定商工組合等」という。))が作成して同法第四條第一項から第三項までの規定による承認を受けた構造改善事業計画又は同法第五條の二第一項の規定による承認を受けた構造改善計画に基づき当該特定組合若しくは当該特定商工組合等又はこれらの直接若しくは間接の構成員である組合が設置する共同施設で同法第二條第一項に規定する繊維工業に属する事業の用に供するもの(以下本項において「構造改善等用共同施設」という。))に係るもの新築又は増築で当該構造改善等用共同施設に係る事業を行う特定組合若しくは特定商工組合等又はこれらの直接若しくは間接の構成員である組合が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成十一年三月三十一日までに行われたときに限り、

第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

4 指定都市等は、事業所用家屋で中小小売商業振興法第四條第六項の規定による認定を受けた同項の商店街整備等支援計画に基づき設置される施設のうち公衆の利便を図るためのものとして政令で定めるものに係るもの新築又は増築で同項に規定する特定会社又は公益法人で政令で定める者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

5 指定都市等は、事業所用家屋で沖繩振興開発特別措置法第二十三條第一項の規定により自由貿易地域として指定された地域又は同法第二十三條の二第一項の規定により特別自由貿易地域として指定された地域において同法第二十四條第一項の規定による認定(同項第一号に掲げる事業に係るものに限り、)を受けた者(以下本項及び附則第三十二條の七第三項において「認定事業者」という。))が当該認定に係る事業の用に供する施設(政令で定めるものに限り、)に係るもの新築又は増築で当該施設に係る認定事業者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

進に関する法律第八條第一項に規定する承認基本計画(平成十年三月三十一日までに同法第六條第六項の規定による承認(当該承認を受けた日から平成十二年三月三十一日までの間に行われる同法第七條第一項の規定による承認を含む。以下本項において同じ。))を受けたものに限り、)において定められた同法第二條第二項に規定する拠点地区において当該承認基本計画に従つて整備される同法第六條第四項に規定する教養文化施設等で政令で定めるものに係るもの新築又は増築で当該教養文化施設等に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該承認基本計画に係る同法第六條第六項の規定による承認を受けた日から七年を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

7 指定都市等は、事業所用家屋で産業廃棄物特定施設に係るもの新築又は増築で当該産業廃棄物特定施設に係る事業を行う産業廃棄物認定事業者が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

8 指定都市等は、事業所用家屋で平成十二年三月三十一日までに中小企業流通業務効率化促進法第四條第一項の規定による認定を受けた同法第二條第一項第六号に掲げる者(以下本項において「認定組合」という。))が当該認定に係る同法第四條第一項の効率化計画に従つて実施する同法第二條第三項の流通業務効率化事業の用に供する施設(政令で定めるもの

のに限る。)に係るものの新築又は増築で当該認定組合が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた日から同日後政令で定める期間を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

9 指定都市等は、事業所用家屋で大阪湾臨海地域開発整備法第二条第三項に規定する開発地区において同法第七条第一項に規定する整備計画(平成十二年三月三十一日までに同項(同条第四項において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)の規定による承認を受けたものに限る。)に従つて整備される同法第二条第四項に規定する中核施設で政令で定めるものに係るものの新築又は増築で当該中核施設に係る事業を行う者が政令で定めるものが建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該整備計画に係る同法第七条第一項の規定による承認を受けた日から七年を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。

10 指定都市等は、事業所用家屋で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)第六条第一項に規定する認定事業者で政令で定めるものが同法第七条に規定する計画の認定を受けた計画(平成十二年三月三十一日までに同法第五条第三項の規定による認定(同法第六条第一項の規定による認定を含む。以下本項において同じ。)を受けたもの

に限る。)に従つて建築する同法第七条に規定する認定建築物で政令で定めるものに設置される同法第二条に規定する特定施設で政令で定めるものに係るものの新築又は増築に係る新増設事業所床面積(当該特定施設のうち政令で定める部分に係るものに限る。)に対しては、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた計画に係る同法第五条第三項の規定による認定を受けた日から三年を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

11 指定都市等は、事業所用家屋で下請中小企業振興事業用共同利用施設に係るものの新築又は増築で当該下請中小企業振興事業用共同利用施設に係る事業を行う特定下請組合が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

12 指定都市等は、事業所用家屋で中小小売高度化事業用施設に係るものの新築又は増築で当該中小小売高度化事業用施設に係る事業を行う商店街振興組合等が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

13 指定都市等は、事業所用家屋で平成十一年三月三十一日までに中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第二項に規定する組合等(以下本項及び附則第三十二条の第七項において「組合等」という。)が同法第四条第一項の規定による認定を受けた同項の研究開発等事業計画に従つて実施する同法第二条第四項の研究開発等事業(附則第三十二条の第七項において「研究開発等事業」という。)の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係るものの新築又は増築で当該組合等が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が当該研究開発等事業計画の認定を受けた日から同日後政令で定める期間を経過する日(附則第三十二条の第七項において「研究開発等事業期間終了日」という。)までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

14 指定都市等は、事業所用家屋で特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第八条第二項に規定する承認高度化等計画で政令で定めるもの(平成十一年三月三十一日までに同法第七条第四項の規定による承認を受けたものに限る。以下本項において「承認高度化等計画」という。)に従つて実施される同法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる同項に規定する特定基盤技術の高度化等のための措置のうち政令で定めるものに係る事業の用に供する施設で政令で定めるもの(以下本項において「高度化等施設」という。)又は同法第二十四条第二項に規定する承認進出計画(以下本項において「承認進出計画」という。)に係る特定分野への進出(以下本項において「特定分野への進出」という。)後の事業及び承認進出計画に基づく特定分野への進出のための事業で政令で定めるもの(これらの事業

に係る承認進出計画に基づく特定分野への進出が平成十一年三月三十一日までに開始されたものに限る。)の用に供する施設で政令で定めるもの(以下本項において「進出施設」という。)に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、高度化等施設の新築又は増築にあつては当該新築又は増築が当該承認高度化等計画に係る同法第七条第四項の規定による承認を受けた日から同日後五年を経過する日までの間に行われたときに限り、進出施設の新築又は増築にあつては当該新築又は増築が当該特定分野への進出が開始された日から同日後政令で定める期間を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

15 指定都市等は、事業所用家屋で外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律第四条第一項に規定する外客来訪促進計画において定められた同法第二条第二項に規定する宿泊拠点地区において当該外客来訪促進計画に従つて整備される同法第四条第一項第五号に規定する特定施設で政令で定めるものに係るものの新築又は増築で当該特定施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築又は増築が平成十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

16 指定都市等は、事業所用家屋で沖縄振興開発特別措置法第十八条の二第一項の規定により情報通信産業振興地域として指定された地

域において設置される同法第二条第四項に規定する情報通信産業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が平成十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第二項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

17 指定都市等は、事業所用家屋で沖繩振興開発特別措置法第十八条の五第一項の規定により観光振興地域として指定された地域において設置される同法第十八条の六第一項に規定する特定民間観光関連施設（政令で定めるものに限る。）に係るものの新築又は増築で当該特定民間観光関連施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が平成十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第二項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

18 指定都市等は、事業所用家屋で中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七条第一項に規定する特定中心市街地において同法第二十一条第一項に規定する認定中小小売商業高度化事業者その他の政令で定める者（以下本項において「認定中小小売商業高度化事業者等」という。）が同条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき設置する施設のうち当該認定中小小売商業高度化事業計画に基づき同法第四条第五項に規定する中小小売商業高度化事業又は当該認定中小小売商業高度化事業に係るものとして政令で定める事業

の用に供する施設で政令で定めるもの（以下本項において「中小小売商業高度化事業用施設」という。）に係るものの新築又は増築で当該認定中小小売商業高度化事業用施設に係る事業を行う認定中小小売商業高度化事業者等が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第二項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

19 指定都市等は、事業所用家屋で中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十七条第二項に規定する認定特定事業計画に従つて実施される同法第四条第四項に規定する特定事業のうち政令で定めるものを行う同法第十七条第一項に規定する認定特定事業者で政令で定めるもの（以下本項において「認定特定事業者」という。）が当該認定特定事業者又は当該認定特定事業者に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの（以下本項において「特定事業用施設」という。）に係るものの新築又は増築で当該認定特定事業用施設に係る事業を行う認定特定事業者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に對しては、当該新築又は増築が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、第七百一条の三十二第二項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第九項の規定を準用する。

第三十二条の五 前二条の規定の適用がある場合における第四章第五節の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七百一条の三十二第二項	関する部分の規定	関する部分の規定又は附則第三十二条の四の規定
第七百一条の四十二第一項及び第二項	（事業に係る事業所税に關する部分に限る。）	（事業に係る事業所税に關する部分に限る。）又は附則第三十二条の三
第七百一条の四十一第三項から第六項まで	同条（新増設に係る事業所税に關する部分に限る。）	第七百一条の三十四（新増設に係る事業所税に關する部分に限る。）又は附則第三十二条の四
第七百一条の四十三第一項	（新増設に係る事業所税に關する部分に限る。）	（新増設に係る事業所税に關する部分に限る。）又は附則第三十二条の四
第七百一条の四十三第二項	（事業に係る事業所税に關する部分に限る。以下次項までにおいて同じ。）	（事業に係る事業所税に關する部分に限る。以下次項までにおいて同じ。）又は附則第三十二条の三
第七百一条の四十三第三項	同条	第七百一条の三十四
第七百一条の四十三第四項	同条	第七百一条の三十四又は附則第三十二条の三
第七百一条の四十三第五項	（新増設に係る事業所税に關する部分に限る。）	（新増設に係る事業所税に關する部分に限る。）又は附則第三十二条の四
第七百一条の五十一第一項	又は第七百一条の四十一第一項、第二項、第六項若しくは第八項（新増設に係る事業所税に關する部分に限る。）	若しくは第七百一条の四十一第一項、第二項、第六項若しくは第八項（新増設に係る事業所税に關する部分に限る。）又は附則第三十二条の四

（政令への委任）
第三十二条の六 前三条に定めるもののほか、附則第三十二条の三又は第三十二条の四の規定の適用がある場合における事業所税に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
（事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の特例）
第三十二条の七 附則第三十二条の四第一項に規定する特定民間施設に係る事業所等において行う事業に對して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所

床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該特定民間施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該特定民間施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該特定民間施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に關する部分に限る。）又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。）から当該特定民

間施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合において、第七百一条の四十一第九項の規定を準用する。

2 附則第三十二条の四第二項に規定する中核的民間施設に係る事業所等において当該中核的民間施設に係る事業を行う者で政令で定めるものが行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該中核的民間施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該中核的民間施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度の三分の二に相当する面積を控除するものとする。この場合において、第七百一条の四十一第九項の規定を準用する。

3 附則第三十二条の四第五項に規定する施設に係る事業所等のうち平成十二年三月三十一日までに新設されたものにおいて当該施設に係る認定事業者が行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。）以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合において、第七百一条の四十一第九項の規定を準用する。

条の二第二項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成十一年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には平成十一年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。）以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の四分の三に相当する面積を控除するものとする。この場合において、第七百一条の四十一第九項の規定を準用する。

5 附則第三十二条の四第六項に規定する教養文化施設等に係る事業所等において行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該教養文化施設等に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該教養文化施設等に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。）以下本項において同じ。）から当該教養文化施設等に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合において、第七百一条の四十一第九項の規定を準用する。

7 附則第三十二条の四第十三項に規定する施設に係る事業所等において組合等が行う研究開発等事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該研究開発等事業に係る研究開発等事業期間終了日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。）以下本項において同じ。）から当該中核的施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合において、第七百一条の四十一第九項の規定を準用する。

8 附則第三十二条の四第十六項に規定する施設に係る事業所等のうち平成十四年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。）以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合において、第七百一条の四十一第九項の規定を準用する。

9 附則第三十二条の四第十七項に規定する特定民間観光関連施設に係る事業所等のうち平成十四年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該特定民間観光関連施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該特定民間観光関連施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。）以下本項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合において、第七百一条の四十一第九項の規定を準用する。

（事業に係る事業所税のうち資産割及び従業者割の課税標準の特例）
第三十二条の八 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社若しくは九州旅客鉄道株式会社（次条第一項において「北海道旅客会

社等」という。又は日本貨物鉄道株式会社
その本来の事業の用に供する施設で政令で定
めるものに係る事業所等において行う事業に
対して課する事業所税の課税標準となるべき資
産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所
床面積又は従業者給与総額の算定については
、平成十四年三月三十一日までに終了する
事業年度分、当該施設に係る事業所等
に係る事業所床面積又は従業者給与総額（第
七百一条の三十四（事業に係る事業所税に關
する部分に限る。）又は附則第三十二條の三
の規定の適用を受けるものを除く。以下本項
において同じ。）から当該施設に係る事業所
床面積又は従業者給与総額にそれぞれ四分の
三（日本貨物鉄道株式会社にあつては、二分
の一）を乗じて得た面積又は金額を控除する
ものとする。この場合においては、第七百一
條の四十一第一項の規定を準用する。

2 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三
第一項又は第二項の規定による承認を受けた
同法第二條第二項に規定する特定農産加工業
者又は同法第三條第一項に規定する特定事業
協同組合等（同法第二項の承認に係る合併に
より設立した法人又は当該承認に係る出資に
基づいて設立された法人で政令で定めるもの
を含む。）が同法第四條第二項に規定する承
認計画に従つて実施する同法第三條第一項に
規定する経営改善措置又は同法第二項に規定
する事業提携に係る事業の用に供する施設で
政令で定めるものに係る事業所等において行
う事業に対して課する事業に係る事業所税の
うち資産割又は従業者割の課税標準となるべ
き事業所床面積又は従業者給与総額の算定に
ついては、当該事業が法人の事業である場合
には平成十一年三月三十一日までに終了する
事業年度分、当該事業が個人の事業である場
合には平成十一年分までに限り、当該施設に
係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者
給与総額（第七百一条の三十四（事業に係る

事業所税に關する部分に限る。）又は附則第
三十二條の三の規定の適用を受けるものを除
く。以下本項において同じ。）から当該施設に
係る事業所床面積又は従業者給与総額にそれ
ぞれ二分の一を乗じて得た面積又は金額を控
除するものとする。この場合においては、第
七百一条の四十一第一項の規定を準用する。
3 地域振興整備公団法第十九條第一項第四号
の規定により地域振興整備公団が造成した土
地の譲渡を受けて当該土地に設置される事業
所等において行う事業の用に供する施設で政
令で定めるものに係る事業所等において行う
事業に対して課する事業に係る事業所税のう
ち資産割又は従業者割の課税標準となるべき
事業所床面積又は従業者給与総額の算定につ
いては、当該事業が法人の事業である場合に
は平成十一年四月一日以後に最初に終了した
事業年度分まで、当該事業が個人の事業であ
る場合には平成十一年分までに限り、当該施
設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従
業者給与総額（第七百一条の三十四（事業に
係る事業所税に關する部分に限る。）又は附
則第三十二條の三の規定の適用を受けるもの
を除く。以下本項において同じ。）から当該施
設に係る事業所床面積又は従業者給与総額に
それぞれ二分の一を乗じて得た面積又は金額
を控除するものとする。この場合においては、
第七百一条の四十一第一項の規定を準用す
る。

（新增設に係る事業所税の課税標準の特例）
第三十二條の九 事業所用家屋で前条第一項に
規定する施設に係るものの新築又は増築で当
該施設に係る事業を行う北海道旅客会社等又
は日本貨物鉄道株式会社が建築主であるもの
に対して課する新增設に係る事業所税の課税
標準となるべき新增設事業所床面積の算定に
ついては、当該新築又は増築が平成十四年三
月三十一日までに終わったときに限り、当該
新築又は増築に係る新增設事業所床面積（第
七百一条の三十四（新增設に係る事業所税に
關する部分に限る。）又は附則第三十二條の
四の規定の適用を受けるものを除く。）から
当該面積の四分の三（日本貨物鉄道株式会
社にあつては、二分の一）に相当する面積を
控除するものとする。この場合においては、第
七百一条の四十一第一項の規定を準用する。
2 昭和六十二年四月一日において日本国有鉄
道清算事業団が所有する土地に東海旅客鉄
道株式会社又は日本貨物鉄道株式会社が日本
国有鉄道改革法第二十二條の規定により日本
国有鉄道から承継した家屋（以下本項におい
て「旧家屋」という。）を所有していた場合に
おいて、日本国有鉄道清算事業団が行う日本
国有鉄道清算事業団法第二十六條第一項第三
号の業務に基づき、東海旅客鉄道株式会
社又は日本貨物鉄道株式会社が当該旧家屋に
対応するものとして取得した家屋の全部又は
一部で、その取得につき第七百一条の三十二
第三項の規定の適用を受けるものの同項の規
定により新築又は増築とみなされる取得に
課する新增設に係る事業所税の課税標準とな
るべき新增設事業所床面積の算定について
は、当該新築又は増築とみなされる取得が平
成十二年三月三十一日までに終わったときに
限り、当該新築又は増築とみなされる取得に
係る新增設事業所床面積（第七百一条の三十
四（新增設に係る事業所税に關する部分に限
る。）又は附則第三十二條の四の規定の適用
を受けるものを除く。）から当該旧家屋に係
る事業所床面積に相当する面積を控除するも
のとする。この場合においては、第七百一条
の四十一第一項の規定を準用する。

3 事業所用家屋で前条第二項に規定する施設
に係るものの新築又は増築で当該施設に係
る事業を行う者が建築主であるものに対し
て課する新增設に係る事業所税の課税標準
となるべき新增設事業所床面積の算定につ
いては、当該新築又は増築が平成十一年三
月三十一日までに終わったときに限り、当
該新築又は増築に係る新增設事業所床面積
（第七百一条の三十四（新增設に係る事業
所税に關する部分に限る。）又は附則第三
十二條の四の規定の適用を受けるものを除
く。）から当該面積の四分の一に相当する面
積を控除するものとする。この場合において
までに行われたときに限り、当該新築又は増
築に係る新增設事業所床面積（第七百一条
の三十四（新增設に係る事業所税に關する部
分に限る。）又は附則第三十二條の四の規
定の適用を受けるものを除く。）から当該面
積の二分の一に相当する面積を控除するも
のとする。この場合においては、第七百一
條の四十一第一項の規定を準用する。
4 事業所用家屋で附則第三十二條の七第四
項に規定する施設に係るものの新築又は増
築で当該施設に係る事業を行う者が建築主
であるものに対して課する新增設に係る事業
所税の課税標準となるべき新增設事業所床
面積の算定については、当該新築又は増築
が平成十一年三月三十一日までに終わった
ときに限り、当該新築又は増築に係る新增
設事業所床面積（第七百一条の三十四（新
増設に係る事業所税に關する部分に限る。）
又は附則第三十二條の四の規定の適用を受
けるものを除く。）から当該面積の四分の一
に相当する面積を控除するものとする。第
七百一条の四十一第一項の規定を準用する。
5 公共用飛行場周辺における航空機騒音によ
る障害の防止等に関する法律第八條の二に
規定する第一種区域内において同法第九條の
三第二項に規定する空港周辺整備計画に従
つて整備される土地に設置される施設で政
令で定めるものに係る事業所用家屋の新
築又は増築で当該施設に係る事業を行う者
が建築主であるものに対して課する新增設
に係る事業所税の課税標準となるべき新
増設事業所床面積の算定については、当該
新築又は増築が平成十一年三月三十一日
までに終わったときに限り、当該新築又は
増築に係る新增設事業所床面積（第七百一
條の三十四（新增設に係る事業所税に關
する部分に限る。）又は附則第三十二條の
四の規定の適用を受けるものを除く。）から
当該面積の四分の一に相当する面積を控
除するものとする。この場合において

は、第七百一条の四十一第九項の規定を準用する。

指定都市等は、事業所用家屋で中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七条第一項に規定する特定中心市街地において同法第二十一条第一項に規定する認定中小小売商業高度化事業者その他の政令で定める者（以下本項において「認定中小小売商業高度化事業者等」という。）が同条第二項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき設置する施設のうち当該認定中小小売商業高度化事業計画に基づき同法第四条第五項に規定する中小小売商業高度化事業若しくは当該中小小売商業高度化事業に係るものとして政令で定めるもの（以下本項において「中小小売商業高度化事業用施設」という。）又は同法第十七条第二項「事業用施設」という。）又は同法第四十四条第四項に規定する特定事業のうへに政令で定めるものを行う同法第十七条第一項に規定する認定特定事業者で政令で定めるもの（以下本項において「認定特定事業者」という。）が当該認定特定事業若しくは当該認定特定事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの（以下本項において「特定事業用施設」という。）に係るものの新築又は増築で当該中小小売商業高度化事業用施設に係る事業を行う認定中小小売商業高度化事業者等又は当該認定特定事業用施設に係る事業を行う認定特定事業者が建築主であるものに對して課する新増設に係る事業所の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積（第七百一条の三十四（新増設に係る事業所税に關する部分に限る。）又は附則第三十二条の四の規定の適用を受けるものを除

く。から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第九項の規定を準用する。

〔政令への委任〕

第三十二條の十 前三條に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における事業所税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十三條の第三項ただし書を削り、同条第二項中「をいう」の下に「。第四項において同じ」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間に行われたものについては適用しない。

附則第三十三条の四を削る。

附則第三十四條第一項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「第二項」を、「第二項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の四」と、同項第二号中「百二十万円」とあるのは「二百四十万円」と、「百分の二」とあるのは「百分の五・五」と、第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項第二号中「第三十一條第四項第二号」を「第三十一條第五項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 平成十一年度から平成十三年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一條第二項に規定する譲渡所得を有する場合に於ては、当該譲渡所得については、前項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對し課する道府県民税の所得割の額は、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相當する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二に相當する金額

二 課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 百二十万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の二に相當する金額

附則第三十四條の二第一項中「前條第一項各号」の下に「及び同條第二項各号」を加え、同條第四項中「前條第四項」を「前條第五項」に改め、同條第一項各号」との下に「同條第二項各号」とあるのは「同條第五項において準用する同條第二項各号」とを加える。

附則第三十四條の三第一項中「附則第三十四條第一項」の下に「（同條第二項の規定により適

2 平成十一年度から平成十三年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第二項に規定する譲渡所得を有する場合に、当該譲渡所得については、前項の規定により、当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對し課する道府県民税の所得割の額は、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が六千万円以下で

ある場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 百二十万円

口 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

附則第三十四条の第二項中「前条第一項各号」の下に「及び同条第二項各号」を加え、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、「同条第一項各号」との下に、「同条第二項各号」とあるのは「同条第五項において準用する同条第二項各号」とを加える。

附則第三十四条の第三項中「附則第三十四条第一項」の下に「（同条第二項の規定により適

用される場合を含む」を、「同条第一項各号」の下に「及び同条第二項各号」を加え、同条第三項中「附則第三十四条第四項」を「附則第三十四条第五項」に改め、「同条第一項」との下に「、「同条第二項」とあるのは「同条第五項において準用する同条第四項」を「同条第五項」に改め、準用する同条第一項各号」との下に「、「同条第二項各号」とあるのは「同条第五項において準用する同条第二項各号」とを加える。

附則第三十五条第一項第一号中「附則第三十四条第三項第三号」を「附則第三十四条第四項第三号」に改め、同項第二号中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同条第二項中「附則第三十四条第三項第二号」を「附則第三十四条第四項第二号」に改め、同条第四項中「附則第三十四条第三項」を「附則第三十四条第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第三十一条第四項第二号」を「第三十一条第五項第二号」に改める。

附則第三十五条の五第二項を削る。

附則第三十八条第一項中「同項第一号から第四号まで」を「同項第一号、第二号、第四号」に、「第七号イ及びロ」を「第七号ロ」に改め、「同項第七号イに掲げる特定施設にあつては政令で定めるもの」を削り、「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成十年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「及び同項第十六号」を「並びに同項第十六号」に改め、「第六項において同じ」を削り、同条第五項中「第五百九十九条第二項第一号」を「第五百九十九条第一項」に、「第五百八十七条」を「第五百八十七条の二第一項本文」に改め、「附則第三十八条第四項」との下に「、「又は第五百八十七条第二項」とあるのは「第五百八十七条第二項又は附則第三十八条第四項」とを加え、「第六百三条の二」を「第六百三条の二の二」

附則第三十五條第一項第一号中、「附則第三十四條第三項第三号」を、「附則第三十四條第四項第三号」に改め、同項第二号中、「第三十一條第二項」を、「第三十一條第三項」に改め、同條第二項中、「附則第三十四條第三項第二号」を、「附則第三十四條第四項第二号」に改め、同條第四項中、「附則第三十四條第三項」を、「附則第三十四條第四項」に、「同條第三項」を、「同條第四項」に、「第三十一條第四項第二号」を、「第三十一條第五項第二号」に改める。

附則第三十五條の五第二項を削る。

附則第三十八條第一項中「同項第一号から第四号まで」を「同項第一号、第二号、第四号」に、「第七号イ及びロ」を「第七号ロ」に改め、「同項第七号イに掲げる特定施設にあつては政令で定めるもの」を削り、「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に、「及び同項第十六号」を「並びに同項第十六号」に改め、「第六項において同じ」を削り、同条第五項中「第五百九十九條第二項第一号」を「第五百九十九條第二項」に、「第五百八十七條」を「第五百八十七條の二第一項本文」に改め、「附則第三十八條第四項」との下に「又は第五百八十七條第二項」とあるのは「第五百八十七條第二項又は附則第三十八條第四項」とを加え、「第六百三條の二」を「第六百三條の二の二」

附則第十一條の第四第五項第一号」を「平成十年改正後の地方税法附則第十一條の第四第五項第一号」に、「平成八年一月一日以後に新法第七十三條の第十四第八項」を「平成八年一月一日以後に平成十年改正後の地方税法第七十三條の第十四第八項」に、「若しくは第十四項」を「若しくは第十三項」に、「新法第三百八十八條第一項」を「平成十年改正後の地方税法第三百八十八條第一項」に、「新法附則第十一條の第五第二項」を「平成十年改正後の地方税法附則第十一條の第五第一項」に、「新法の規定中」を「平成十年改正後の地方税法の規定中」に改め、同項の表附則第十四條第十四項の項中「附則第十一條第十四項」

（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）附則第七条第三項の改正規定に限る。）公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第一条中地方税法第五十三条第三項の改正規定(「第四十二条の八第六項」の下に「第四十二条の十第五項」を加える部分に限る)の施行の日

る。同法第三百二十一条の八第三項の改正規定（第四十二条の八第六項の下に、「第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、同法第五百八十六条第二項第一号の十の改正規定及び同項第一号の二十の次に五号を加える改正規定（同項第一号の二十一及び第一号の二十二に係る部分に限る。）並びに同法附則第三十二条の四を同法附則第三十二条の十一とし、同条の前に七条を加える改正規定（同法附則第三十二条の四第五項、第十六項及び第十七項並びに同法附則第三十二条の七第八項及び第九項に係る部分に限る。）並びに附則第九条第三項、第五項及び第六項の規定 沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）の施行の日

六 第一条中地方税法第五百八十六条第二項第二十号の四の次に一号を加える改正規定及び同法附則第三十二条の四を同法附則第三十二条の十一とし、同条の前に七条を加える改正規定（同法附則第三十二条の九第七項に係る部分に限る。）、都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）の施行の日

七 第一条中地方税法第七百条の二十の次に二条を加える改正規定及び附則第一条第一項の規定 平成十年十月一日

八 第一条中地方税法の本則に一章を加える改正規定（同法第七百五十六条第三項及び第四項に係る部分に限る。）、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十五条に五項を加える改正規定（同条第四十七項に係る部分に限る。）、医療法の一部を改正する法律（平成九年法律第百二十五号）の施行の日
（道府県民税に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第三十五条並びに新法

附則第三条の三第一項及び第二項の規定は、平成十年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条並びに新法附則第三十三条の三から第三十四条の二まで、第三十四条の三及び第三十五条の規定は、平成十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）
第三条 新法第七十二条の十四第一項（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第五十五条に関する部分に限る。）の規定は、法人の平成十年四月一日（以下「施行日」という。）以後に取得する租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の十七第一項の規定は、平成十年以後の年の年中における事業の所得に対して課すべき個人の事業税の課税標準である所得の算定について適用し、平成九年以前年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税の課税標準である所得の算定については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の二十二第二項第二号、第二項及び第三項並びに第七十二条の四十八第一項並びに新法附則第九条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項におい

て同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）
第四条 新法の規定（新法第七十三条の十から第七十三条の十二までの規定を除く。）中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）
第五条 新法第三百十条及び第三百十四條の三並びに新法附則第三条の三第三項及び第四項の規定は、平成十年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十四條の二並びに新法附則第三十三条の三から第三十四条の二まで、第三十四条の三及び第三十五条の規定は、平成十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）
第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法第三百五十条、第三百五十五条から第三百五十七条まで、第三百八十条から第三百八十二条まで、第三百八十七條、第三百九十四條、第四百九條、第四百十五條、第四百十七條及び第四百十九條の規定を除く。）中固定資産税に関する部分は、平成十年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成十年一月二日以前に取得された第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第三百四十八條第二項第三十二号に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九條の三第一項の規定は、平成十年一月二日以後に変電所又は送電施設の用に新たに供された同項に規定する償却資産に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十年一月一日までに取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

に新たに供された同項に規定する償却資産に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十年一月一日までに変電所又は送電施設の用に新たに供された旧法第三百四十九條の三第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成十年一月二日以前に取得された旧法第三百四十九條の三第二十四項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法第三百四十九條の三第二十五項の規定は、平成九年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成十年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成九年一月一日までに取得された旧法第三百四十九條の三第二十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百四十九條の三第三十七項の規定は、平成十年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十年一月一日までに取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

7 新法第三百四十九條の三第三十八項の規定は、平成十年一月二日以後に変電所又は送電施設の用に新たに供された同項に規定する償却資産に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 旧法附則第十五條第九項に規定する固定資産のうち騒音を防止するための施設（平成九年一月一日までに取得されたものに限る。以下この項において「騒音防止施設」という。）に対して課する平成十年度分及び平成十一年度分の固定資産税については、同条第九項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、騒音防止施設に係る同項の規定の適用については、同項中「平成八年度分及び平成九年度分」とあるのは「平成十年度分及び平成十一年度分」と、「三分の二」とあるのは「六分の五」とする。

9 平成三年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第十九項に規定する指定法人により取得された同項に規定する外貨埠頭公園の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第一項第二号に規定する業務の用に供する固定資産及び平成五年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第十九項に規定する指定法人に準ずる法人により取得された同項に規定する港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の七第二項に規定する特定用途港灣施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成六年一月二日から平成十一年一月一日までの間に設置された旧法附則第十五条第二十六項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。

11 平成七年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成八年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に新設され、かつ、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供された旧法附則第十五条第二十八項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 平成七年一月二日から平成十年三月三十一日までの間に新たに発電所又は送電施設の用に供された旧法附則第十五条第三十六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第七條 旧法第三百五十条第二項及び第三項の規定は、平成十年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

（平成十一年度用途変更宅地等及び平成十一年度類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第八條 市町村は、平成十一年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の四の規定及び新法附則第二十五条の二第二項において読み替えて準用する新法附則第十八条の四の規定を適用しないことができる。この場合において、新法附則第十八条の三第一項中「附則第十八条第二項第一号又は第二号」とあるのは、「附則第十八条第二項第一号から第三号まで」と、「平成九年度又は平成十年度」とあるのは、「平成十一年度」と、「当該各年度の前年度」とあるのは、「平成十一年度」と、「当該各年度分」とあるのは、「平成十一年度分」と、同条第二項中「附則第十八条第二項第二号」とあるのは、「附則第十八条第二項第四号」と、「宅地等で平成九年度」とあるのは、「宅地等で平成十一年度」と、「もの（以下本項において「平成九年度の宅地等」という。）」又は同条第二項第三号に掲げる宅地等で平成十年度に係る賦課期日において前項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下本項において「平成十年度の宅地等」という。）とあるのは、「もの」と、「平成九年度の宅地等にあつては平成八年度、平成十年度の宅地等にあつては平成九年度に係る賦課期日（以下本項において「前年度に係る賦課期日」という。）とあるのは、「平成十年度に係る賦課期日」と、「平成九年度の宅地等にあつては平成九年度分、平成十年度の宅地等にあつては平成十年度分」とあるのは、「平成十一年度分」と、「前年度」とあるのは、「平成十一年度」と、同条第三項中「平成九年度又は平成十年度」とあるのは、「平成十一年度」と、新法附則第二十五条の二第二項中「附則第十八条の三」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）附則第八条の規定により読み替えられた附則第十八条の三」と、「平成九年度分及び平成十年度分」とあるのは、「平成十一年度分」と、「附則第十八条第二項第一号又は第二号」とあるのは、「附則第十八条第二項第一号から第三号まで」と、「附則第十八条第二項第二号」とあるのは、「附則第十八条第二項第四号」とする。

第九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法第五百九十条から第五百九十二条までの規定を除く。）中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（第五百九十条から第五百九十二条までの規定を除く。）中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税（旧法附則第三十一条の四第二項の規定により課する特別土地保有税を除く。）については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十六条第二項第一号の十の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において当該設備に係る建築物の敷地の用に供する土地及び同日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

4 新法第五百八十六条第二項第一号の十四の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）中宿泊施設の用に供する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に関する部分は、施行日以後に新築され、又は増築される当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

5 新法第五百八十六条第二項第一号の二十一の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備に係る同号に規定する建築物であつて同日以後に新築され、又は増築されるものを同号に規定する事業の用に供した場合において、当該建築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

6 新法第五百八十六条第二項第一号の二十二の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

7 新法第六百二条、第六百三条の二から第六百三条の三まで、第六百七条第二項、第六百八条第一項第四号、第六百二十六条及び第六百二十九条第六項並びに新法附則第三十一条の二第八項（新法第六百二十六条の規定に関する部分に限る。）、第三十八条第五項（新法第六百二十六条の規定に関する部分に限る。）、及び第三十九条第九項（新法第六百二十六条の規定に関する部分に限る。）の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後に取得される土地の取得及び施行日前の土地の取得であつて新法第五百九十九条第一項第二号又は第三号の規定により平成十一年二月末日までに申告納付すべきもの（平成十一年二月末日までに申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。以下この項において「平成十一年二月末日までに申告納付すべき土地の取得」という。）に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得（平成十一年二月末日までに申告納付すべき土地の取得を除く。）に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

8 平成十一年一月一日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税（旧法附則第三十一条の四第二項の規定により課する特別土地保有税に限る。）は、沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備に係る同号に規定する建築物であつて同日以後に新築され、又は増築されるものを同号に規定する事業の用に供した場合において、当該建築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

第十條 市町村は、平成十一年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の四の規定及び新法附則第二十五条の二第二項において読み替えて準用する新法附則第十八条の四の規定を適用しないことができる。この場合において、新法附則第十八条の三第一項中「附則第十八条第二項第一号又は第二号」とあるのは、「附則第十八条第二項第一号から第三号まで」と、「平成九年度又は平成十年度」とあるのは、「平成十一年度」と、「当該各年度の前年度」とあるのは、「平成十一年度」と、「当該各年度分」とあるのは、「平成十一年度分」と、同条第二項中「附則第十八条第二項第二号」とあるのは、「附則第十八条第二項第四号」と、「宅地等で平成九年度」とあるのは、「宅地等で平成十一年度」と、「もの（以下本項において「平成九年度の宅地等」という。）」又は同条第二項第三号に掲げる宅地等で平成十年度に係る賦課期日において前項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下本項において「平成十年度の宅地等」という。）とあるのは、「もの」と、「平成九年度の宅地等にあつては平成八年度、平成十年度の宅地等にあつては平成九年度に係る賦課期日（以下本項において「前年度に係る賦課期日」という。）とあるのは、「平成十年度に係る賦課期日」と、「平成九年度の宅地等にあつては平成九年度分、平成十年度の宅地等にあつては平成十年度分」とあるのは、「平成十一年度分」と、「前年度」とあるのは、「平成十一年度」と、同条第三項中「平成九年度又は平成十年度」とあるのは、「平成十一年度」と、新法附則第二十五条の二第二項中「附則第十八条の三」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）附則第八条の規定により読み替えられた附則第十八条の三」と、「平成九年度分及び平成十年度分」とあるのは、「平成十一年度分」と、「附則第十八条第二項第一号又は第二号」とあるのは、「附則第十八条第二項第一号から第三号まで」と、「附則第十八条第二項第二号」とあるのは、「附則第十八条第二項第四号」とする。

第十條 市町村は、平成十一年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の四の規定及び新法附則第二十五条の二第二項において読み替えて準用する新法附則第十八条の四の規定を適用しないことができる。この場合において、新法附則第十八条の三第一項中「附則第十八条第二項第一号又は第二号」とあるのは、「附則第十八条第二項第一号から第三号まで」と、「平成九年度又は平成十年度」とあるのは、「平成十一年度」と、「当該各年度の前年度」とあるのは、「平成十一年度」と、「当該各年度分」とあるのは、「平成十一年度分」と、同条第二項中「附則第十八条第二項第二号」とあるのは、「附則第十八条第二項第四号」と、「宅地等で平成九年度」とあるのは、「宅地等で平成十一年度」と、「もの（以下本項において「平成九年度の宅地等」という。）」又は同条第二項第三号に掲げる宅地等で平成十年度に係る賦課期日において前項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下本項において「平成十年度の宅地等」という。）とあるのは、「もの」と、「平成九年度の宅地等にあつては平成八年度、平成十年度の宅地等にあつては平成九年度に係る賦課期日（以下本項において「前年度に係る賦課期日」という。）とあるのは、「平成十年度に係る賦課期日」と、「平成九年度の宅地等にあつては平成九年度分、平成十年度の宅地等にあつては平成十年度分」とあるのは、「平成十一年度分」と、「前年度」とあるのは、「平成十一年度」と、同条第三項中「平成九年度又は平成十年度」とあるのは、「平成十一年度」と、新法附則第二十五条の二第二項中「附則第十八条の三」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）附則第八条の規定により読み替えられた附則第十八条の三」と、「平成九年度分及び平成十年度分」とあるのは、「平成十一年度分」と、「附則第十八条第二項第一号又は第二号」とあるのは、「附則第十八条第二項第一号から第三号まで」と、「附則第十八条第二項第二号」とあるのは、「附則第十八条第二項第四号」とする。

第十一條 市町村は、平成十一年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の四の規定及び新法附則第二十五条の二第二項において読み替えて準用する新法附則第十八条の四の規定を適用しないことができる。この場合において、新法附則第十八条の三第一項中「附則第十八条第二項第一号又は第二号」とあるのは、「附則第十八条第二項第一号から第三号まで」と、「平成九年度又は平成十年度」とあるのは、「平成十一年度」と、「当該各年度の前年度」とあるのは、「平成十一年度」と、「当該各年度分」とあるのは、「平成十一年度分」と、同条第二項中「附則第十八条第二項第二号」とあるのは、「附則第十八条第二項第四号」と、「宅地等で平成九年度」とあるのは、「宅地等で平成十一年度」と、「もの（以下本項において「平成九年度の宅地等」という。）」又は同条第二項第三号に掲げる宅地等で平成十年度に係る賦課期日において前項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下本項において「平成十年度の宅地等」という。）とあるのは、「もの」と、「平成九年度の宅地等にあつては平成八年度、平成十年度の宅地等にあつては平成九年度に係る賦課期日（以下本項において「前年度に係る賦課期日」という。）とあるのは、「平成十年度に係る賦課期日」と、「平成九年度の宅地等にあつては平成九年度分、平成十年度の宅地等にあつては平成十年度分」とあるのは、「平成十一年度分」と、「前年度」とあるのは、「平成十一年度」と、同条第三項中「平成九年度又は平成十年度」とあるのは、「平成十一年度」と、新法附則第二十五条の二第二項中「附則第十八条の三」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第 号）附則第八条の規定により読み替えられた附則第十八条の三」と、「平成九年度分及び平成十年度分」とあるのは、「平成十一年度分」と、「附則第十八条第二項第一号又は第二号」とあるのは、「附則第十八条第二項第一号から第三号まで」と、「附則第十八条第二項第二号」とあるのは、「附則第十八条第二項第四号」とする。

る。については、なお従前の例による。

第十條 新法附則第三十二條第四項及び第六項から第九項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に對して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に對して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に關する経過措置)
第十一條 新法第七百條の二及び第七百條の二十の三の規定は、新法第七百條の十五第二項に規定する免税軽油使用者証を提示して平成十年四月一日以後に道府県知事から交付を受けた免税証による平成十年十月一日以後における免税軽油の引取り及び当該免税軽油の使用について適用する。

2 この法律の施行の際現に道府県知事から新法第七百條の十五第二項に規定する免税軽油使用者証に相當する書面として政令で定めるもの(以下この項及び次項において「免税軽油使用者証相當書面」という。)の交付を受けている者がある場合においては、新法及び前項の規定の適用については、当該免税軽油使用者証相當書面を同条第二項の規定により当該道府県知事から交付を受けた免税軽油使用者証とみなし、その者を同項の規定により当該道府県知事から免税軽油使用者証の交付を受けた者とみなす。

3 前項に定めるもののほか、同項の規定により新法第七百條の十五第二項に規定する免税軽油使用者証とみなされた免税軽油使用者証相當書面の同項に規定する免税軽油使用者証としての有効期間その他免税軽油使用者証相當書面に關し必要な事項は、政令で定める。

(事業所税に關する経過措置)
第十二條 附則第十七條第二項に定めるものを除き、新法の規定(新法第七百一條の三十七から第七百一條の三十九までの規定を除く。)中事業に係る事業所税(新法第七百一條の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び附則第十七條第二項において同じ。)に關する部分は、施行日以後に終了する事

業年度分の法人の事業及び平成十年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に對して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十年前の年分の個人の事業及び平成十年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに對して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定(新法第七百一條の三十七から第七百一條の三十九までの規定を除く。)中新増設に係る事業所税(新法第七百一條の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に關する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一條の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。)の新築又は増築に對して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に對して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に關する経過措置)
第十三條 新法第七百二條第二項の規定(新法第三百四十九條の三第三十七項の規定に關する部分に限る。)は、平成十年一月二日以後に取得された新法第三百四十九條第三十七項に規定する家屋に對して課する平成十一年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

2 平成三年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に旧法附則第十五條第十九項に規定する指定法人により取得された同項に規定する外資埠頭公園の解散及び業務の承継に關する法律第三條第一項第二号に規定する業務の用に供する固定資産及び平成五年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に旧法附則第十五條第十九項に規定する指定法人に準ずる法人により取得された同項に規定する港灣法第五十五條の七第二項に規定する特定用途港灣施設の用に供する固定資産に對して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に關する経過措置)
第十四條 平成十年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用し作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例に關する経過措置)
第十五條 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日から一年を経過する日までの間における新法第七百五十條第一項、第二項及び第五項第三号(これらの規定を新法第七百五十四條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第七百五十條第一項及び第二項中「三月前」とあるのは「五月前」と、「六月」とあるのは「八月」と、同条第五項第三号中「三月」とあるのは「五月」とする。

2 新法第七百五十五條の規定は、附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日以後に行う取引情報(新法第七百五十五條に規定する取引情報をいう。)の授受について適用する。

(超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に關する経過措置)
第十六條 所得割の納税義務者が平成十年一月一日前に行つた租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)第一條の規定による改正前の租税特別措置法第二十八條の五第一項に規定する超短期所有土地の譲渡等に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(民間事業者の能力の活用により整備される特定施設に關する経過措置)
第十七條 昭和六十一年五月三十日から平成十年三月三十一日までの間に取得され、又は建設されて事業の用に供された旧法附則第三十八條第二項に規定する家屋で民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に關する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七號)第二條第一項第三号又は第七号イに掲げる施設の用に供するものに對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十八條第八項に規定する事業で民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に關する臨時措置法第二條第一項第三号イ又は第七号イ若しくはハに掲げる施設に係るもののうち当該施設に係る事業所等(新法第七百一條の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。)が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの当該施設に係る民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に關する臨時措置法第六條に規定する認定事業者が行う事業に對して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(罰則に關する経過措置)
第十八條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置)
第十九條 第四條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成十一年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金(以下この条において「交付金」という。)について適用し、平成十年度分までの交付金については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の一部改正)
第二十一條 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第四項から第六項までを削る。

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 前条の規定による改正前の地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律附則第七條第四項から第六項までに規定する土地に係る平成九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三條 農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條第九項中「平成十年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

(科学技術振興事業団法の一部改正)

第二十四條 科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第二項中「センター又は新技術事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び」及び「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において」を削る。(科学技術振興事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 前条の規定による改正後の科学技術振興事業団法附則第九條第二項の規定は、平成十年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(塩事業法の一部改正)

第二十六條 塩事業法(平成八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第二項中「日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二條第一項の規定による解散前の日本専売公社(以下「公社」という。)が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)前に取得したもの及び」を削り、「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二條第一項の規定による解散前の日本専売公社」に改める。

(塩事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 前条の規定による改正後の塩事業法附則第八條第二項の規定は、平成十年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十八條第三項中「旧適用法人共済組合が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び」及び「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において」を削る。(附則第四十八條第六項中「旧適用法人共済組合が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び」及び「都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において」を削る。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十九條 前条の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條第三項及び第四十八條第六項の規定は、平成十年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十條 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第五項の表以外の部分中「新法第七十三條の十四第八項」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第号)第一条の規定による改正後の地方税法(以下この項において「平成十年改正後の地方税法」という。)第七十三條の十四第八項」に、「新法附則第十一條第二項」を「平成十年改正後の地方税法附則第十一條第二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「新法附則第十四項」を「同条第十五項」に、「平成十年改正後の地方税法附則第十一條の第五項第一号」を「平成九年一月一日以後に新法第七十三條の十四第八項」を「平成九年一月一日以後に平成十年改正後の地方税法第七十三條の十四第八項」に、「若しくは第十四項」を「若しくは第十三項」に、「新法第三百八十八條第一項」を「平成十年改正後の地方税法第三百八十八條第一項」に、「新法附則第十一條の第五項第一号」を「平成十年改正後の地方税法附則第十一條の第五項第一号」に、「新法の規定中」を「平成十年改正後の地方税法の規定中」に改め、同項の表附則第十一條第十四項の項中「附則第十一條第十四項」を「附則第十一條第十三項」に改める。

附則第七條第三項中「私立学校教職員共済組合が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び」及び「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において」を削る。(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第三項中「私立学校教職員共済組合が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び」及び「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において」を削る。(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二條 前条の規定による改正後の日本私立学校振興・共済事業団法附則第七條第三項の規定は、平成十年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三條 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律(平成九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條第三項中「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地であり、かつ、」を削り、同条第四項中「又は同条第十八項」を「同条第十八項」に改め、「附則第十五條第三十項の規定」の下に「又は地方税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第号)附則第六條第十一項若しくは第十二項の規定」を加える。

(金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第三十四條 金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成九年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第二十條のうち地方税法附則第十條第七項の改正規定中「附則第十條第七項」を「附則第十條第六項」に改める。

第三十條 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第五項の表以外の部分中「新法第七十三條の十四第八項」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第号)第一条の規定による改正後の地方税法(以下この項において「平成十年改正後の地方税法」という。)第七十三條の十四第八項」に、「新法附則第十一條第二項」を「平成十年改正後の地方税法附則第十一條第二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「新法附則第十四項」を「同条第十五項」に、「平成十年改正後の地方税法附則第十一條の第五項第一号」を「平成九年一月一日以後に新法第七十三條の十四第八項」を「平成九年一月一日以後に平成十年改正後の地方税法第七十三條の十四第八項」に、「若しくは第十四項」を「若しくは第十三項」に、「新法第三百八十八條第一項」を「平成十年改正後の地方税法第三百八十八條第一項」に、「新法附則第十一條の第五項第一号」を「平成十年改正後の地方税法附則第十一條の第五項第一号」に、「新法の規定中」を「平成十年改正後の地方税法の規定中」に改め、同項の表附則第十一條第十四項の項中「附則第十一條第十四項」を「附則第十一條第十三項」に改める。

附則第七條第三項中「書類」の下に「又はこれらの事項を記録した第二条の規定による改正前の地方税法第百二十九條第一項に規定する電磁的記録若しくは電子計算機出力マイクロフィルム」を加える。

附則第九條第九項中「除く」との下に「第三十四條の三第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第号)第一条の規定による改正後の地方税法第三十四條の三第一項又は第三十八項」とを加える。

附則第十五條第一号中「額を」の下に「平成九年改正前の地方税法を加え、同条第二号中「固定資産税について」及び「額を」の下に「平成十年改正前の地方税法」を加える。

附則第十條第七項を「附則第十條第六項」に改める。

減税等によ
までの各年
該各年度に
きることと

種別補正

特別減税等によ
年度までの各年
め当該各年度に
ができることと

種別補正

成九年度におい
きることとされ

種別補正

附則第四条の見出し中「平成九年度分」を「平
成十年度分」に改め、同条各号列記以外の部分
中「平成九年度」を「平成十年度」に、「千百億
円」を「千億円」に改め、同条第二号から第四
号までを次のように改める。

二 地方交付税法等の一部を改正する法律
(平成十年法律第 号) による改正前
の地方交付税法(以下この条において「旧
法」という。)附則第四条の二第三項の規定
において平成十年度分の交付税の総額に加
算することとされていた額のうち二千百九
十一億円

三 第九号に掲げる額に相当する額のうち一
般会計から交付税及び譲与税配付金特別会
計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入
れられる額 六百九億円

四 前三号に掲げる額以外の額として一般会
計から交付税及び譲与税配付金特別会計の
交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れら
れる額 二百億円

附則第四条第四号の二を削り、同条第五号中
「平成九年度」を「平成十年度」に、「次条第二

を

十二 減税補てん償
償還費

個人の市町村民税に係る
る平成六年度から平成八
度の減収を補てんするた
おいて特別に起こすこと
された地方債の額
十三 臨時税収補て
ん償還費
臨時税収補てんのため平
て特別に起こすことがで
た地方債の額

に改める。

項」を「次条第三項」に、「平成十年度から平成
十九年度まで」を「平成十三年度から平成二十
四年度まで」に、「一兆九千三百七億五千万円」
を「二兆六千八百五十七億五千万円」に改め、同
条第六号中「平成九年度」を「平成十年度」に、
「十五兆二千三百三十六億九千八百九十九千円」
を「十六兆四千四百三十三億七千八百九十九千円」
に改め、同条第七号中「平成八年度」を「平成九
年度」に、「平成九年度から平成十八年度まで」
を「平成十年度から平成十九年度まで」に、「一
兆二百二十五億五千万円」を「二兆九千三百七
億五千万円」に改め、同条第八号中「平成八年
度」を「平成九年度」に、「十四兆三千五百二十
八億九千八百八十二万九千円」を「十五兆二千
百三十六億九千八百八十二万九千円」に改め、同条第九
号中「平成九年度」を「平成十年度」に、「五千
二百五十九億九千円」を「四千九百七十三億八千万
円」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中
「平成十年度」を「平成十一年度」に改め、同条
第四項を同条第五項とし、同条第三項中「平成
十年度から平成二十四年度まで」を「平成十一

年度から平成二十五年度まで」に、「平成十年度
から平成十九年度までの各年度」を「平成十一
年度及び平成十二年度」に、「前二項の額の合算
額に」を「第一項の額に当該各年度において第
二項の規定により加算される額及び」に、「平成
二十年度から平成二十四年度までの各年度にあ
つては第一項の額に次の表の上欄に掲げる当該
各年度」を「平成十三年度から平成二十四年度

までの各年度にあつては第一項の額に当該各年
度において前二項の規定により加算される額及
び同表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表
の下欄に定める金額を加算した額とし、平成二
十五年年度にあつては第一項の額に同年度」に改
め、同項の表を次のように改め、同項を同条第
四項とする。

年 度	金 額
平成十一年度	四千八百四十九億円
平成十二年度	五千三百五十四億円
平成十三年度	五千三百七十六億八千万円
平成十四年度	千八百五十六億円
平成十五年度	二千五百五十七億円
平成十六年度	三千四百六十三億円
平成十七年度	三千八百二十五億円
平成十八年度	四千二百四十四億円
平成十九年度	四千六百八十六億円
平成二十年度	四千六百三十三億九千円
平成二十一年度	五千三百五十五億円
平成二十二年度	四千六百四十四億円
平成二十三年度	三千五百十五億円
平成二十四年度	二千五百十二億円
平成二十五年度	千四百八十七億円

附則第四条の二第二項中「平成十年度から平
成十九年度まで」を「平成十三年度から平成二
十四年度まで」に、「前項」を「第一項」に改め、

同項の表を次のように改め、同項を同条第三項
とする。

年 度	金 額
平成十三年度	二千三百六億円
平成十四年度	二千六百二十三億円
平成十五年度	二千九百九十三億円
平成十六年度	三千二百九十一億円
平成十七年度	三千六百二十七億円
平成十八年度	三千九百七十七億五千万円
平成十九年度	二千七百二十一億円
平成二十年度	千四百六億円

平成二十一年度	千五百四十七億円
平成二十二年	千七百三億円
平成二十三年	四百二十九億円
平成二十四年度	二百三十四億円

附則第四条の二第一項の次に次の一項を加える。

2 平成十一年度から平成二十四年度までの各年度分の交付税の総額については、前項の額に、当該各年度において交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第六条の二の規定に基づき、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額を加算する。

附則第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三 平成十一年度及び平成十二年度において、地方財政の状況等にかんがみ、交付税の総額の確保に資するため、交付税及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及

び譲与税配付金勘定において借入金をした場合において、当該各年度における借入金の増加額があるときは、当該増加額に相当する額の範囲内の額で借入金をした年度後の年度において一般会計から同勘定に繰り入れることが必要なものとして法律で定める額を、法律の定めるところにより、前条第三項の表に定める金額に加算するものとする。

2 前項の当該各年度における借入金の増加額とは、当該年度における借入金の増加額から当該年度の前年度における借入金の額に相当する額を控除した残額をいう。この場合において、これらの借入金の額については、前条第五項の規定を準用する。

別表を次のように改める。

別表（第十二条関係）

道府県	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	一〇、三八二、〇〇〇	円
二 土木費				
1 道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	二五〇、〇〇〇	
(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	七、一七〇、〇〇〇	
(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一三九、〇〇〇	
2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	八一四、〇〇〇	
(1) 経常経費	港湾（漁港を含む）における係留施設の延長	一メートルにつき	三五、九〇〇	
(2) 投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	八、六九〇	
3 港湾費				
(1) 経常経費				
(2) 投資的経費				

4 費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、四八〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、三四〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、九一〇
三 教育費			
1 小学校費	教職員数	一人につき	五、一五八、〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき	五、〇四七、〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	七、六九〇、〇〇〇
(1) 経常経費	生徒数	一人につき	七〇、一〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	五三、三〇〇
4 特殊教育諸学	教職員数	一人につき	五、三七五、〇〇〇
(1) 経常経費	児童及び生徒の数	一人につき	二七〇、〇〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一、一九七、〇〇〇
5 その他の教育費	学級数	一学級につき	一、六二三、〇〇〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	四、六七〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四、八八〇
四 厚生労働費			
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	五、八〇〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	五、四八八
(1) 経常経費	人口	一人につき	五、五四〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五、六〇〇
3 衛生費	高齢者人口	一人につき	四、三八〇
4 高齢者保健福祉費	高齢者人口	一人につき	七六〇
5 労働費	人口	一人につき	一〇〇、〇〇〇
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	八八、七〇〇
(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	四、六四〇
(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	九、七三〇
2 林野行政費	林野の面積	一ヘクタールにつき	九、七三〇
(1) 経常経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	九、七三〇
(2) 投資的経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	九、七三〇

三	水産行政費	一人につき	二二、〇〇〇	七	災害復旧費	千円につき	九五〇	十一	財源対策償還費	千円につき	七八
(1)	經常経費	一人につき	八四、八〇〇	(1)	經常経費	一人につき	四、六八〇	(1)	經常経費	一人につき	一、七五〇
(2)	投資的経費	一人につき	二、五七〇	(2)	投資的経費	一人につき	四、一四〇	(2)	投資的経費	一人につき	九七〇
4	商工行政費	一人につき	二、五七〇	4	その他の諸費	一人につき	九、七八〇	4	その他の諸費	一人につき	一、四二四、〇〇〇
六	その他の行政費	一人につき	二、五七〇	(1)	經常経費	一人につき	四、六八〇	(1)	經常経費	一人につき	一、七五〇
1	企画振興費	一人につき	一、七五〇	(2)	投資的経費	一人につき	四、一四〇	(2)	投資的経費	一人につき	九七〇
(1)	經常経費	一人につき	一、七五〇	3	恩給費	一世帯につき	九、七八〇	3	恩給費	一世帯につき	一、四二四、〇〇〇
(2)	投資的経費	一人につき	九七〇	2	その他の諸費	一人につき	一、四二四、〇〇〇	2	その他の諸費	一人につき	一、四二四、〇〇〇
3	徴税費	一人につき	九、七八〇	(1)	經常経費	一人につき	四、六八〇	(1)	經常経費	一人につき	一、七五〇
4	その他の諸費	一人につき	一、四二四、〇〇〇	(2)	投資的経費	一人につき	四、一四〇	(2)	投資的経費	一人につき	九七〇
(1)	經常経費	一人につき	四、六八〇	(1)	經常経費	一人につき	四、六八〇	(1)	經常経費	一人につき	一、七五〇
(2)	投資的経費	一人につき	四、一四〇	(2)	投資的経費	一人につき	四、一四〇	(2)	投資的経費	一人につき	九七〇
七	災害復旧費	千円につき	九五〇	(1)	經常経費	一人につき	四、六八〇	(1)	經常経費	一人につき	一、七五〇
八	地方税減収補てん償還費	千円につき	六二	(2)	投資的経費	一人につき	四、一四〇	(2)	投資的経費	一人につき	九七〇
九	地域財政特例対策償還費	千円につき	八四	3	恩給費	一世帯につき	九、七八〇	3	恩給費	一世帯につき	一、四二四、〇〇〇
十	臨時財政特例償還費	千円につき	八七	2	その他の諸費	一人につき	一、四二四、〇〇〇	2	その他の諸費	一人につき	一、四二四、〇〇〇
十一	財源対策償還費	千円につき	七八	(1)	經常経費	一人につき	四、六八〇	(1)	經常経費	一人につき	一、七五〇
				(2)	投資的経費	一人につき	四、一四〇	(2)	投資的経費	一人につき	九七〇

十二	減税補てん償還費	千円につき	四一
(1)	經常経費	一人につき	一、五一〇
(2)	投資的経費	一人につき	九二
1	公園費	一人につき	六四四
(1)	經常経費	一人につき	三三九
(2)	投資的経費	一人につき	一五九
2	下水道費	一人につき	九二
(1)	經常経費	一人につき	九二
(2)	投資的経費	一人につき	九二
3	都市計画費	一人につき	一、三三〇
(1)	經常経費	一人につき	一、三三〇
(2)	投資的経費	一人につき	一、三五〇
4	漁港の延長	一メートルにつき	六、四八〇
(1)	經常経費	一メートルにつき	八、六九〇
(2)	投資的経費	一メートルにつき	三四、九〇〇
5	港灣（漁港を含む）における係留施設の延長	一メートルにつき	七五、〇〇〇
(1)	經常経費	一メートルにつき	一、三三〇
(2)	投資的経費	一メートルにつき	一、三五〇
6	道路橋りょう	平方メートルにつき	一、三三〇
(1)	經常経費	平方メートルにつき	一、三三〇
(2)	投資的経費	平方メートルにつき	一、三五〇
7	市町村一 消防費	一人につき	一〇、三〇〇
8	市町村二 土木費	一人につき	一〇、三〇〇

十三	臨時税収補てん償還費	千円につき	一三
(1)	經常経費	一人につき	一、五一〇
(2)	投資的経費	一人につき	九二
1	公園費	一人につき	六四四
(1)	經常経費	一人につき	三三九
(2)	投資的経費	一人につき	一五九
2	下水道費	一人につき	九二
(1)	經常経費	一人につき	九二
(2)	投資的経費	一人につき	九二
3	都市計画費	一人につき	一、三三〇
(1)	經常経費	一人につき	一、三三〇
(2)	投資的経費	一人につき	一、三五〇
4	漁港の延長	一メートルにつき	六、四八〇
(1)	經常経費	一メートルにつき	八、六九〇
(2)	投資的経費	一メートルにつき	三四、九〇〇
5	港灣（漁港を含む）における係留施設の延長	一メートルにつき	七五、〇〇〇
(1)	經常経費	一メートルにつき	一、三三〇
(2)	投資的経費	一メートルにつき	一、三五〇
6	道路橋りょう	平方メートルにつき	一、三三〇
(1)	經常経費	平方メートルにつき	一、三三〇
(2)	投資的経費	平方メートルにつき	一、三五〇
7	市町村一 消防費	一人につき	一〇、三〇〇
8	市町村二 土木費	一人につき	一〇、三〇〇

[illegible]

十一 臨時財政特例 償還費	臨時財政特例昭和三十九年度から平成九年度までの各年度に発行した地方債の額	千円につき 八七
十二 財源対策償還費	平成六年度から平成九年度までの各年度の財源対策のため当該各年度に発行した地方債の額	千円につき 七八
十三 減税補てん償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成八年度までの各年度の減税を補てんするため当該各年度におきまして特別に起すこととされた地方債の額	千円につき 四一
十四 臨時税収補てん償還費	臨時税収補てんのため平成九年度におきまして特別に起すこととされた地方債の額	千円につき 一三

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
 第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
 附則第五条第一項の表以外の部分中「平成九年度から平成三十七年度まで」を「平成十年度から平成三十七年度まで」に、「平成九年度にあつては十七兆千四百四十四億四千八百八十二万九千円」を「平成十年度から平成三十七年度までの各年度にあつては十九兆九百一億二千八百八十二万九千円」に、「平成九年度分の借入金限度額」を「平成十年度分の借入金限度額」に、「平成十年度」を「平成十三年度」に、「額と」を「金額と」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 制	除 額
平成十三年度	地方交付税法附則第四条第五号の額に相当する借入金限度額に係るもの	その他のもの
平成十四年度	二千三百六十六億円	一兆二百四十二億八千二百八十二万九千円
平成十五年度	二千六百二十三億円	五千七百四十八億円
平成十六年度	二千九百九十三億円	七千五百五十七億円

平成十六年度	三千二百九十一億円	九千一億円
平成十七年度	三千六百二十七億円	一兆二百五十三億円
平成十八年度	三千九百七十七億五千円	一兆七百五十二億円
平成十九年度	二千七百二十一億円	一兆二千九百二十億円
平成二十年度	千四百六十六億円	一兆四千二百六十六億円
平成二十一年度	千五百四十七億円	一兆五千六百十五億六千万円
平成二十二年	千七百三十三億円	一兆三千三百三十二億四千万円
平成二十三年	千七百三十三億円	一兆三千三百三十二億四千万円
平成二十四年度	四百二十九億円	八千八百五十三億五千万円
平成二十五年度	二百三十四億円	五千九百七十一億円
平成二十六年度		四千三百八十七億八千万円
平成二十七年		三千五百一億円
平成二十八年		二千八百四十六億三千八百万円
平成二十九年		千七百八十四億円
平成三十年		千八百六十五億円
平成三十一年		千九百四十八億円
平成三十二年		二千三十七億円
平成三十三年		二千二百二十七億円
平成三十四年		二千三百二十三億円
平成三十五年		二千四百二十八億円
平成三十六年		三千七百三十七億円
平成三十七年		三千九百五億円

附則第六条中「平成九年度」を「平成十年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。
 (借入金等の利子の繰入れの特例)
 第六条の二 平成十一年度から平成二十三年度までの各年度に限り、当該各年度における地方交付税法附則第四条の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借入金に係る当該各年度における利子の支払に充てらるる必要額に相当する額を、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。
 一 次号の借入金に係る債務の弁済に起因する当該年度の第十三条第一項の規定による一時借入金
 二 当該年度の前年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第三項の規定に基づき当該年度の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額の借入金
 三 当該年度の附則第五条第一項の規定による借入金のうち、地方交付税法附則第四条の二第三項の規定に基づき当該年度の翌年度から平成二十四年度までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額の借入金(平成二十三年度にあつては、同項の規定に基づき平成二十四年度分の交付税の総額に加算する額に相当する額の借入金)
 2 平成二十四年度に限り、同年度における地方交付税法附則第四条の二第一項第四号に掲げる額のうち、次に掲げる一時借入金又は借

入金に係る同年度における利子の支払に充て
るため必要な額に相当する額を、一般会計か
ら交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れる
ものとする。

一次号の借入金に係る債務の弁済に起因す
る平成二十四年度の第十三条第一項の規定
による一時借入金

二 平成二十三年年度の附則第五条第一項の規
定による借入金のうち、地方交付税法附則
第四条の二第三項の規定に基づき平成二十
四年度分の交付税の総額に加算する額に相
当する額の借入金

附則第七条を次のように改める。

(一般会計からの繰入金)

第七条 第四条の規定による一般会計からの繰
入金の額(前条の規定に基づき繰り入れられ
る額を含む)は、平成十年度にあつては第四
条の規定により算定した額に地方交付税法附

則第四条第二号から第四号までに掲げる額の
合算額を加算した額とし、平成十一年度及び
平成十二年年度にあつては第四条の規定により
算定した額に第一号及び第三号に掲げる額の
合算額を加算した額とし、平成十三年度から
平成二十四年度までの各年度にあつては同条
の規定により算定した額に第一号から第三号
までに掲げる額の合算額を加算した額とし、
平成二十五年年度にあつては同条の規定により
算定した額に第三号に掲げる額を加算した額
とする。

一 前条の規定に基づき、当該年度に一般会
計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り
入れられる額

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に应予
ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第
四条の二第三項の規定により各年度分の交
付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成十三年度	二千三百六億円
平成十四年度	二千六百二十三億円
平成十五年度	二千九百九十三億円
平成十六年度	三千二百九十一億円
平成十七年度	三千六百二十七億円
平成十八年度	三千九百七十七億五千万円
平成十九年度	二千七百二十一億円
平成二十年度	千四百六億円
平成二十一年度	千五百四十七億円
平成二十二年	千七百三億円
平成二十三年度	四百二十九億円
平成二十四年度	二百三十四億円

三 次の表の上欄に掲げる当該各年度に应予する同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成十一年度	四千八百四十九億円
平成十二年度	五千三百五十四億円
平成十三年度	五千三百七十六億八千万円
平成十四年度	千八百五十六億円

平成十五年度	二千五百五十七億円
平成十六年度	三千四百六十三億円
平成十七年度	三千八百二十五億円
平成十八年度	四千二百四十四億円
平成十九年度	四千六百八十六億円
平成二十年度	四千六百三十億七千四百八十八万九千円
平成二十一年度	五千三百五十五億円
平成二十二年	四千六百四十五億円
平成二十三年度	三千五百十五億円
平成二十四年度	二千五百十二億円
平成二十五年	千四百八十七億円

四千六百三十億七千四百八十八万九千円
五千三百五十五億円
四千六百四十五億円
三千五百十五億円
二千五百十二億円
千四百八十七億円

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税
法の規定は、平成十年度分の地方交付税から適
用する。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改
正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の交付税及び
譲与税配付金特別会計法の規定は、平成十年度
分の予算から適用する。

(平成十年度における基準財政収入額の算定方
法の特例)
第四条 平成十年度分の地方交付税に限り、各地
方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額

の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定に
よる基準財政収入額は、同条第一項の規定に
よつて算定した額に、地方税法及び地方財政法
の一部を改正する法律(平成十年法律第二号)
第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二
十五年法律第二百二十六号)附則第三条の四の
規定による個人の道府県民税又は市町村民税に
係る特別減税による平成十年度の減収見込額の
道府県にあつては百分の八十の額、市町村に
あつては百分の七十五の額を加算した額とす
る。

2 前項の減収見込額は、次の表の上欄に掲げる
地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に
掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算
定の基礎によつて、自治省令で定める方法によ
り、算定するものとする。

地方公共団 体の種類	収入の項目	減収見込額の算定の基礎
道府県	道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
市町村	市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

平成十年四月二日印刷

平成十年四月三日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局